

平成 30 年度  
包括外部監査の結果報告書

外郭団体の財務に関する事務の執行について  
補助金の支出に係る事務の執行について

平成 31 年 3 月  
福島市包括外部監査人  
公認会計士 鈴木 和 郎

# 目 次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
第2章 外郭団体の財務に関する事務の執行について .....	8
第1 監査の結果及び意見（総括） .....	8
1. 法人経営の健全性・安定性（全般的事項） .....	8
2. 決算書類の作成及び会計処理の適正性（会計処理等） .....	8
3. 特に重要と考える事項 .....	9
4. 各法人別の指摘・意見の要約 .....	13
第2 監査の結果及び意見（個別） .....	24
I. 公益財団法人福島市スポーツ振興公社（平成30年9月11日往査） .....	24
II. 株式会社福島まちづくりセンター（平成30年9月12日往査） .....	34
III. 株式会社飯野町振興公社（平成30年9月13日往査） .....	46
IV. 公益財団法人福島市振興公社（平成30年9月19日往査） .....	53
V. 福島テクノサービス株式会社（平成30年9月20日往査） .....	60
VI. 福島市観光開発株式会社（平成30年9月21日往査） .....	67
VII. 一般財団法人中小企業福祉サービスセンター（平成30年9月26日往査） .....	79
VIII. 福島地方土地開発公社（平成30年9月27日～28日往査） .....	86
第3章 補助金の支出に係る事務の執行について.....	113
第1 監査の結果及び意見（総括） .....	113
1. 補助金制度の概要.....	113
2. 補助金全体に係る共通事項.....	113
3. 特に重要と考える事項 .....	115
4. 各補助金の指摘・意見の要約 .....	116
第2 監査の結果及び意見（個別） .....	123
1. 公益財団法人福島市振興公社運営費補助金 .....	123
2. 上水道事業補助金 .....	126
3. 福島商工会議所中小企業相談所補助金 .....	127
4. 福島駅前通りリニューアル整備事業補助金 .....	130
5. 雇用奨励助成金.....	132
6. 土地開発公社借入金利子補給事業費.....	133
7. 一般社団法人福島市観光コンベンション協会組織運営補助金.....	135
8. 花見山観光振興協議会補助金.....	137
9. 地域の恵み安全対策協議会運営事業補助金 .....	138

10.	福島市公設地方卸売市場協会運営費補助金.....	139
11.	福島市社会福祉協議会運営費補助金 .....	141
12.	福島市地域医療介護総合確保基金事業補助金.....	144
13.	救急告示病院運営費補助金 .....	145
14.	児童センター運営費補助金 .....	148
15.	児童福祉施設等整備事業費補助金 .....	151
16.	私立幼稚園運営費補助金.....	152
17.	鉄道軌道輸送対策事業費補助金.....	153
18.	生活路線バス等運行対策補助金.....	154
19.	建築物耐震改修設計助成事業補助金 .....	155
20.	暮らし・にぎわい再生事業補助金 .....	158
21.	都市機能立地支援事業補助金 .....	159
22.	農業集落排水事業補助金.....	160
23.	下水道事業補助金.....	161
24.	文化財調査室運営費補助金 .....	162
25.	公益財団法人福島市スポーツ振興公社運営費補助金.....	165

## 第 1 章 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成三十年一月十二日条例第四号）第 2 条に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

- (1) 外郭団体の財務に関する事務の執行について
- (2) 補助金の支出に係る事務の執行について

### 3. 事件を選定した理由

- (1) 外郭団体の財務に関する事務の執行について

包括外部監査の導入当初における過去の他の自治体の監査では、出資団体や財政援助団体などのいわゆる外郭団体を特定の事件とするケースが多く、多くの課題が指摘されている。これは、外郭団体は管理や運営に関して自治体側の関与が不十分な場合があり、また、課題を認識しても第 3 セクターのように民間を含めた他の出資者の存在により、課題への対応が遅れることがあったためと考えるが、福島市の外郭団体においても同様のリスクが存在する。

福島市の包括外部監査の対象となる市が 25%以上出資する法人について、市の出資等（出資または出損）の金額及び出資等の比率は以下の通りである（福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 2 号）。その事業規模や事業内容は様々であるが、福島市が出資団体として人事、資金、取引などの面で経営に関与しており、監督責任を負うものである。また、市民生活に直接影響する事業を行う法人も多いため、その経営状況等を確認することは有意義である。

担当部局	法人名	設立年月	資本金・基本財産		福島市の出資等		出資 比率%
			金額(円)	株数	金額(円)	株数	
商工観光部	福島地方土地開発公社	1973年5月10日	10,000,000	—	5,600,000	—	56.0
商工観光部	福島市観光開発株式会社	1977年4月12日	40,000,000	6,560	33,000,000	5,300	82.5
商工観光部	一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター	1978年5月1日	50,000,000	—	50,000,000	—	100.0
総務部	公益財団法人福島市振興公社	1984年3月31日	42,000,000	—	42,000,000	—	100.0
総務部	株式会社福島テクノサービス	1992年2月14日	20,000,000	400	5,000,000	100	25.0
教育委員会	公益財団法人福島市スポーツ振興公社	1994年6月1日	300,000,000	—	300,000,000	—	100.0
商工観光部	株式会社飯野町振興公社	1994年9月30日	10,000,000	100	5,100,000	51	51.0
商工観光部	株式会社福島まちづくりセンター	1995年7月31日	100,000,000	2,000	45,000,000	900	45.0

(注)設立年月順に記載している

また、福島市では、平成28年2月に策定された「福島市行政改革大綱2016」において出資法人の経営改善を取り上げており、以下の2つを目標に掲げており、改革に取り組んでいるところであるため、その状況を確認することはタイムリーなテーマといえる。

- ① 法人の役割の明確化を図るとともに、各法人の自律性を高めるために、法人の経営改善を支援し、事業の活性化、サービスの向上を推進します。
- ② また、法人に対する出資比率や財政援助の内容に応じて、法人の経営について、引き続き調査及び助言、指導を行います。

以上の理由により、包括外部監査初年度のテーマとして、合規性及び3E（経済性、効率性、有効性）の観点から外郭団体の監査を実施することは有用であると考え、今年度における特定の事件として選定した。

※3E（経済性：Economy、効率性：Efficiency、有効性：Effectiveness）

## (2) 補助金の支出に係る事務の執行について

事業費補助金及び運営費補助金等の補助金は、厳しい財政事情の中から支出されており、補助金に係る事務の執行が適正に行われているかは、住民にとっても重要な関心事といえる。

また、福島市では先述した「福島市行政改革大綱2016」において、行政経費の見直しの中で、「補助金については、制度創設時の社会的背景や従来の経緯にとらわれることなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果を十分検証の上、廃止、統合・再編、減額、終期設定等の見直しを行います。」としている。

さらに、(1)の監査対象である外郭団体の管理を行う担当部局は特定の部局への偏りがあるため、包括外部監査の初年度においては全庁横断的なテーマの選定も有意義なものと考えた。

以上の理由により、合規性及び3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、福島市が支出する補助金について監査を実施することは有用であると考え、今年度における特定の事件として選定した。

#### 4. 実施した外部監査の方法

##### (1) 外郭団体の財務に関する事務の執行について

###### ① 監査の対象

前述した通り、市が25%以上出資する8法人について、全て監査対象とした。

###### ② 監査要点

包括外部監査の観点は、外郭団体の財務に関する事務の執行が適切に行われているかという点を確認することが最終目標であるため、主として財務に関する部分から監査を実施することになる。その上で、対象とした外郭団体の経営全般の状況を把握することを念頭に、以下の点に留意して監査手続を実施した。

###### A) 法人経営の健全性・安定性等

- ・法令・定款に従った組織的な運営が行われているか
- ・特にガバナンス体制において懸念される事項はないか
- ・法人運営に係る規程が整備されているか
- ・内部統制に関する問題の有無（特に資金管理を含む財産管理）
- ・情報セキュリティに関する対応の問題の有無
- ・管理体制全般について有効性や効率性の観点から改善余地はないか

###### B) 決算書類の作成及び会計処理の適正性

- ・各法人が準拠すべき会計基準に照らして適正な処理が行われているか
- ・引当金や減価償却計算などの決算処理は適切に行われているか
- ・会計帳簿の記帳や管理体制は問題ないか
- ・現金預金を初めとする換金価値の高い資産が適切に記帳・管理されているか
- ・棚卸資産は適切に管理・評価されているか
- ・財務管理や会計処理について有効性や効率性の観点から改善余地はないか

③ 主な監査手続

A) 法人経営の健全性・安定性

- ・ 法人登記簿謄本、定款、諸規程等の閲覧
- ・ 株主総会、取締役会、評議員会、理事会等の議事録閲覧
- ・ 稟議書、決裁書等の閲覧
- ・ 経営者、担当者等への質問

B) 決算書類の作成及び会計処理の適正性

- ・ 予算書、決算書等の閲覧
- ・ 試算表、総勘定元帳、補助簿、現預金出納帳の会計帳簿の閲覧
- ・ 決算整理仕訳の内容検討
- ・ 諸規程の閲覧、事業内容の確認等による会計方針の妥当性確認
- ・ 現金預金、有価証券、固定資産等の実査
- ・ 現預金出納帳などの資金管理状況の確認
- ・ 会計帳簿と稟議書、請求書、領収証等の突合
- ・ 経理責任者、担当者等への質問

(2) 補助金の支出に係る事務の執行について

① 監査の対象

福島市が平成 29 年度において交付した 100 万円以上の補助金 157 件、7,463,595 千円より、市の財政負担が大きなものを選定するという観点から、次の基準により監査対象の補助金を抽出した。

A) 総額 2 千万円以上、かつ、補助事業者 1 件当たり 1 千万円以上の全ての補助金

B) 総額 2 千万円未満のうち、補助事業者が少数である補助金を抽出 ※

※少数の特定者を対象とする補助金の場合、金額が少なくても特に公平性・透明性が確保される必要があると考え、監査対象に加えた

上記の基準に基づいて抽出した以下の25件の補助金について、監査手続を実施した。

担当部	担当課	補助金名称	交付先	金額(円)
1 総務部	総務課	公益財団法人福島市振興公社運営費補助金	公益財団法人福島市振興公社	42,310,000
2 財務部	財政課	上水道事業補助金	福島市水道局	95,054,540
3 商工観光部	商業労政課	福島商工会議所中小企業相談所補助金	福島商工会議所	5,000,000
4 商工観光部	商業労政課	福島駅前通りリニューアル整備事業補助金	福島駅前通り商店街振興組合	22,007,333
5 商工観光部	企業立地課	雇用奨励助成金	民間企業2件	9,500,000
6 商工観光部	企業立地課	土地開発公社借入金利子補給事業費	福島地方土地開発公社	56,991,470
7 商工観光部	観光コンベンション推進室	一般社団法人福島市観光コンベンション協会組織運営補助金	一般社団法人福島市観光コンベンション協会	61,165,000
8 商工観光部	観光コンベンション推進室	花見山観光振興協議会補助金	花見山観光振興協議会	27,800,000
9 農政部	農業振興室	地域の恵み安全対策協議会運営事業補助金	福島市地域の恵み安全対策協議会	40,370,844
10 農政部	市場管理課	福島市公設地方卸売市場協会運営費補助金	一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会	9,675,000
11 健康福祉部	地域福祉課	福島市社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉法人福島市社会福祉協議会	28,006,731
12 健康福祉部	長寿福祉課	福島市地域医療介護総合確保基金事業補助金	医療法人1件、他3件	117,400,000
13 健康福祉部	保健所総務課	救急告示病院運営費補助金	病院10件	227,608,280
14 こども未来部	こども政策課	児童センター運営費補助金	社会福祉法人	34,305,000
15 こども未来部	こども育成課	児童福祉施設等整備事業費補助金	社会福祉法人1件	141,159,000
16 こども未来部	こども育成課	私立幼稚園運営費補助金	福島市私立幼稚園協会	43,850,000
17 都市政策部	交通政策課	鉄道軌道輸送対策事業費補助金	福島交通株式会社	65,323,687
18 都市政策部	交通政策課	生活路線バス等運行対策補助金	民間企業1件	71,770,900
19 都市政策部	開発建築指導課	建築物耐震改修設計助成事業補助金	法人2件	10,360,000
20 都市政策部	市街地整備課	暮らし・にぎわい再生事業補助金	民間企業3件	540,042,000
21 都市政策部	市街地整備課	都市機能立地支援事業補助金	一般財団法人1件	250,400,000
22 都市政策部	下水道室下水道総務課	農業集落排水事業補助金	農業集落排水事業会計	159,421,000
23 都市政策部	下水道室下水道総務課	下水道事業補助金	下水道事業会計	3,813,106,000
24 教育委員会事務局	文化課	文化財調査室運営費補助金	公益財団法人福島市振興公社	45,548,251
25 教育委員会事務局	保健体育課	公益財団法人福島市スポーツ振興公社運営費補助金	公益財団法人福島市スポーツ振興公社	33,105,860

## ② 監査要点

以下の事項を着眼点として、補助金交付に係る手続の法令等への準拠性、補助金の必要性、補助金の有効性・効率性の三つの観点に基づき、以下の点に関する監査手続を実施した。

### A) 補助金交付に係る手続の法令等への準拠性

- ・ 補助金交付要綱等は補助金に関する条例、規則等に基づいて作成されているか
- ・ 補助金の申請、交付先の選定、金額決定及び補助金交付等の手続は要綱等に準拠して行われているか
- ・ 補助事業の実施状況を、実績報告書等により確認しているか
- ・ 補助事業の範囲、補助割合、上限金額は定められているか

#### B) 補助金の必要性

- ・補助事業は公益上の必要性を有する事業や活動であるか
- ・補助金の交付目的、対象事業、交付金額の算定方法等は要綱等に明確に記載されているか
- ・補助金は条例、規則、要綱等の目的及び内容に合致したものであるか

#### C) 補助金の有効性・効率性

- ・補助金の交付先の選定方法は公正なものであるか
- ・補助金額の算定方法及び交付時期は適切か
- ・補助事業の内容、制度の経過年数などから、補助目的は既に達成されていないか
- ・補助交付の効果測定や事後検証を行っているか
- ・補助金の交付先に対して、適切な指導・監督を行っているか

### ③ 主な監査手続

監査要点の項目に留意しながら、以下の監査手続を実施した。

- ・各補助金の根拠法令、補助対象、財源、交付実績等の確認による補助金の内容把握
- ・補助金の内容に関して、担当部局への質問
- ・補助金交付関連書類の閲覧による根拠法令への準拠性の確認  
補助金交付申請書、補助事業実績報告書等
- ・運営費補助金について補助対象者の決算書等により補助対象経費等の妥当性確認
- ・事業費補助金について必要に応じて補助対象事業の証憑確認  
工事請負契約書、請求書、領収証等
- ・補助金関係書類、決算書、証憑等に関して担当者への質問

### 5. 監査対象期間

平成29年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）を監査の対象とした。ただし、必要に応じて平成29年3月31日以前または平成30年4月1日以後の各年度も対象とした。

### 6. 外部監査の実施期間

平成30年5月10日から平成31年3月26日まで

## 7. 外部監査の補助者

公認会計士 峯 岸 進 一

公認会計士 渡 邊 さ や か

公認会計士 高 橋 和 孝

公認会計士 今 野 剛 嗣

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、本市と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9. その他

### (1) 指摘と意見について

報告書の文中において「指摘」とした事項は、法令、条例、規則、要綱等に照らして合規性の観点から不正または不当なもの、財務の執行等に関して 3E（経済性、効率性、有効性）の観点から改善すべきと監査人が判断したものである。

次に「意見」とした事項は、合規性に関して不正または不当とは判断しないが改善が望ましいもの、3Eの観点から将来に向けて改善することが望ましいと監査人が判断したものである。

※3E（経済性：Economy、効率性：Efficiency、有効性：Effectiveness）

### (2) 記載金額等の端数の取扱いについて

報告書文中又は表の記載金額は、単位未満の端数処理の関係により、内訳と合計金額などが一致しない場合がある。

## 第 2 章 外郭団体の財務に関する事務の執行について

### 第 1 監査の結果及び意見（総括）

#### 1. 法人経営の健全性・安定性（全般的事項）

##### (1) 決算数値に基づく健全性・安定性（指摘）

まず初めに、監査対象の各法人の過去の決算数値と、監査対象である平成 29 年度（平成 30 年 3 月期）の決算内容を確認した限りにおいて、福島地方土地開発公社を除き、実質債務超過や大幅な赤字など、事業の持続可能性等に重要な問題を有する法人は無いものとする。換言すれば、福島地方土地開発公社を除くいずれの法人も、経営の健全性や安定性に関しては、当面の大きな課題は認められない。

福島地方土地開発公社に関しては、平成 30 年 6 月に議会承認された第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画に基づいて経営改善途上にあるが、後述する通り、多額の長期保有土地を有している。この土地の買戻しと公有用地又は完成土地等の事業化・売却等については、経営健全化計画を前倒ししてでも、早期の処理を進めるべきと考える。

なお、株式会社福島まちづくりセンターと一般財団法人中小企業福祉サービスセンターについては、中長期の経営計画の策定を指摘事項とした。これは、前者はその経営が MAX ふくしまの賃貸事業への依存度が高く、かつ、大規模修繕による経営への影響が大きいためである。後者は、直近の平成 30 年 3 月期決算の当期一般正味財産増減額がマイナス、すなわち赤字となっており、最近 3 年で段階的に損益が悪化しており、経営改善が必要と考えるためである。もちろん他の法人に関しても中長期の計画策定は必要だが、特にこの 2 法人は優先度が高いと考える。

##### (2) ガバナンス体制等に基づく健全性（指摘）

次に、法人経営のガバナンスや組織的運営については、共通の指摘事項として、株主総会、取締役会、評議員会、理事会等の意思決定機関において、一部法令に準拠していない取扱いが見受けられた。これらは法令解釈の誤りや検討不十分によるものが多く、実際の法人運営上の重要な問題となるものは少ないという印象であるが、改めて関連法令を確認した上、法令遵守による組織運営に努めていただきたい。

#### 2. 決算書類の作成及び会計処理の適正性（会計処理等）

##### (1) 資金（現金預金）管理（指摘）

後述する公益財団法人福島市スポーツ振興公社の定期預金の過大計上が生じた原因でもあるが、全般的に現金や預金の資金管理が不十分である。これは、資金管理に係る内部統制の問題でもあり、不正や誤謬の発生リスクを高める可能性がある。現金及び預金の入出金は適時に出納帳に記載するとともに、少なくとも週単位で出納担当者以外が確認を行うべきである。また、法人が管理している現金や法人名義の預金は、簿外にすることなく、全て帳簿に記録すべきである。

その上で、預金や有価証券に関しては、年度末には必ず銀行残高証明書及び証券会社等からの残高報告書等の外部証憑を入手し、勘定残高と一致することを確認すべきである。

これらは内部統制の機能の中における財務報告の信頼性確保の基礎となる部分であり、各法人ともに徹底する必要がある。

## (2) 引当金の計上（指摘）

以下の通り、発生主義に基づいて賞与引当金を計上すべきと指摘した法人が 4 先、退職給付引当金を計上すべき又は計上不足と指摘した法人が 3 先ある。株式会社はもちろんだが、一般財団法人及び公益財団法人も、発生主義による会計処理が求められており、これらの引当金はその基本となるとともに、金額的な影響も大きい。したがって、適正な見積を行った上で引当計上することが必要である。

賞与引当金	株式会社福島まちづくりセンター、公益財団法人福島市振興公社、福島テクノサービス株式会社、福島市観光開発株式会社
退職給付引当金	公益財団法人福島市振興公社、福島テクノサービス株式会社、福島市観光開発株式会社

## 3. 特に重要と考える事項

### (1) 福島地方土地開発公社が 10 年以上保有する土地への今後の対応（指摘）

福島地方土地開発公社が 10 年以上保有する土地の残高は平成 29 年 3 月末で 9,320 百万円であり、全国の市区町村土地開発公社 642 社のうちワースト 6 位である。平成 30 年 3 月末においても、10 年以上保有する土地が 8,852 百万円あり、未だ多額の残高を有している。

これに対して、平成 30 年 6 月に議会承認された第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画において、平成 30 年度からの 3 年間で 1,669 百万円の買戻し及び民間売却を予定しており、さらに平成 33 年度以後の 5 年間でさらに 2,695 百万円の処分を予定している。また、これらの土地の一部は原発避難者の仮設住宅や仮設事業用地として現在も使用されている。

市の説明によると、第三期経営健全化計画で買取・売却予定となっていない土地についても、財政状況を勘案しながら最終的には処分する方針であり、かつ、民間への売却額が簿価を下回り損失が発生した場合は、当該損失が市から補填されるとのことである。また、道路事業用地として先行取得した公有用地の事業は継続しており、その他の土地も民間売却可能な土地もあり、新たな活用方法を探りながら、活用方法が未定であっても買戻を進める方針とのことである。

しかし、平成 33 年度以後に買取・売却予定としている公有用地 3,284 百万円及び完成土地等 3,900 百万円のほとんどは、現在の状況からすると事業用地として利用するまでには相当の期間がかかり、かつ、その立地や土地の形状などから民間への売却や利活用

が困難と思われる物件も存在する。また、公有用地及び完成土地等見合いの借入金約 80 億円に係る利息に対する補助金（現年度分支払利息補助金）が、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年累計で約 3 億円、毎年平均 6 千万円以上支出されている。

福島市では、福島駅東口の再開発、市役所本庁舎西棟の建設、老朽化した市民会館、公会堂、図書館本館などの施設の更新・統合など、多額の財政負担を要する事業がある。これらの将来に向けての施設整備も重要であるが、借入利息の金利負担を考えれば、いわゆる塩漬け土地に係る借入金返済の優先順位は高いものと考えられ、買戻しを先送りすることなく、早期に実施すべきと考える。

もちろん、市の買取財源が借入金であれば金利負担は解消しないが、土地の買戻しを早期に実施し、市の責任において早期の事業化や最終処分（民間売却）を進めるべきである。次の世代に向けて施設を整備更新することだけでなく、負の遺産を残すことがないよう最大限の努力をすることも、非常に重要な課題である。

## (2) 公有地取得事業（公有用地）に係る土地の評価（意見）

土地開発公社経理基準要綱によれば、公有地取得事業に係る土地として公社が取得した土地のうち、地方公共団体等により再取得される見込みがなくなった土地については特定土地に該当する（第 3 条第 11 項）。また、特定土地は時価が取得原価より概ね 50%以上下落した場合は評価減が必要とされている（第 25 条第 1 項、第 2 項）。

福島地方土地開発公社が取得した公有地取得事業に係る土地の平成 30 年 3 月末残高のうち、第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画において計画 3 年目の平成 32 年度（2020 年度）末までに取得される予定がない 3,284 百万円は、福島市が取得しても事業化困難な土地が多い。このため、改めて事業化可能な土地とそれ以外の土地に区分して、事業化困難なために民間への売却等を想定している土地は、特定土地に準じて簿価の評価減を行うことが望ましいと考える。なお、市と公社で改めて実現可能性の高い計画を策定した結果、当該計画の中で市が事業用地として買戻すことが明らかな土地については、特定土地に準じた評価減は不要である。

公有用地の買取の見込みがなくなったわけではないため、特定土地には該当しないというのが市及び公社の主張であり、公有用地であれば時価が大幅に下落しても評価減する必要はない。しかし、最終的に事業用地として使用せず民間売却を予定している土地の場合は、大幅に価値が下落している現時点での実態を表すために、特定土地に準じて時価評価を行うことが望ましい。

公社は、最終的に市が損失補填するため、土地の評価減を先行した場合、評価減を行った年度で大幅な損失が発生する一方、市の買取による損失補填を受けた後年度で特別利益が発生することから、現時点での減損は不要という考えである。この点については、第三期福島地方土地開発公社経営健全化計画において市が損失補填を行うことが明記されているので、簿価引下げ相当額の損失を計上するとともに、同年度において市に対する未収入金（特別利益）を計上することにより損益を相殺すれば良いと考える。

議会承認を受けた上記の経営健全化計画において損失補填が明記されているため、未収入金を計上する会計処理は妥当なものとするが、土地開発公社が設立団体である地方公共団体に対して多額の未収金を計上することについて支障や懸念がある場合には、いったん損失計上だけを行うこともやむを得ないと思われる。

平成32年度（2020年度）末までに取得される予定がない公有用地3,284百万円について、概ね50%時価下落している土地を、仮に全て事業化の見込がないものとして概算時価により評価替えした場合は、約2,136百万円の評価減が必要となる。ただし、この概算時価は、公社が所有地の近隣の最近時点の地価公示価格、固定資産税評価額及び過去における鑑定評価額、農林単価などに基づいて算定した見積額である。このため、評価減の金額を確定するためには、金額の客観性・相当性を担保するため、直近時点での不動産鑑定評価額によるべきである。また、評価減の対象とする土地は、事業化の可能性を再検討した上で決定する必要がある。

なお、公有用地の評価減は、土地開発公社経理基準要綱における特定土地の取扱いに準じて行うべきという考え方であるため、指摘ではなく意見として取り扱うこととした。

### (3) 土地造成事業（完成土地等）に係る土地の評価（指摘）

土地開発公社経理基準要綱によれば、特定土地と同様に、完成土地等は時価下落割合が概ね50%以上の場合に評価減が必要とされている（要綱第25条第1項、第2項）。これに対して、平成30年3月末の完成土地等4,562百万円のうち、松川工業団地及び福島研究公園Ⅰ工区、Ⅱ工区のいずれも、時価が帳簿価額の50%以上下落している。したがって、いずれの土地も時価まで評価減を行なう必要がある。当公社はこの土地評価減を行っていないため、完成土地等の貸借対照表価額は、総額で約3,375百万円過大に計上されている。

当公社は、最終的に市が損失補填するので、土地の評価減を先行した場合、損失補填を受けた後年度で特別利益が発生するため、現時点での減損は不要という考えである。しかし、減損処理はあくまでも会計基準に従って実施すべきである。

公有用地の場合と同様、当公社がこのまま簿価を維持すると、現在の簿価が市の買取価額になり、外部への処分が実現するまで市の財産に含み損が残ることになる。この点からも評価減は必要性があると考えられる。

なお、(2) 公有地取得事業（公有用地）に係る土地の評価において記載した通り、第三期福島地方土地開発公社経営健全化計画に市が損失補填を行うことが明記されているので、評価損を計上した年度において市に対する未収入金（特別利益）を計上することにより、損益を相殺すれば良いと考える。公有用地に係る未収計上と同様に、土地開発公社が設立団体である地方公共団体に対して多額の未収金を計上することについて支障や懸念がある場合には、いったん損失計上だけを行うこともやむを得ないと思われる。

(4) 公益財団法人福島市スポーツ振興公社の指定管理料の精算処理（指摘）

指定管理料の年度末精算時に、中央市民プールの修繕費として計上されていた経費の一部に、十六沼公園の給水管及びポンプ等の修繕工事が含まれていた。結果として、本来、平成 29 年度において十六沼公園の指定管理料の対象となる経費が、中央市民プールの指定管理料の対象となる経費から支出されている。これは指定管理者基本協定書の趣旨に反するものであり、このような予算流用は厳に慎むべきである。

十六沼公園のグラウンドを使用可能な状態にするためには早期修繕が必要だったが、年度末近くに修繕が必要となり、市が発注するための予算取りが難しかったため、このような処理が行われた可能性がある。たとえ早期に工事を実施するためであっても、このような発注方法は、指定管理者基本協定書の趣旨に反するものである。他の指定管理者制度の設備修繕に関しても同様の協定内容となっており、年度末近くに緊急修繕が必要な事態が発生すれば、他の施設においても同様の問題が起きる可能性は十分にある。

今後は、このように事実と異なる取扱いをして必要な経費の支出を行うことがないよう、施設の利用や安全確保等のため、緊急かつ必要不可欠の経費支出に備えた対応が必要と考える。

(5) 公益財団法人福島市スポーツ振興公社の定期預金の過大計上（指摘）

平成 30 年 3 月末日の貸借対照表において、定期預金残高の過大計上により、資産が 13,881 千円過大に計上されていた。年度末には銀行残高証明書を手入して、勘定残高と照合することが必要である。

預金が過大に計上されたのは、4 月 2 日に行われた定期預金の預け替えが、3 月決算で会計処理されていたことが主たる原因である。結果として、年度末の現金預金勘定が過大に計上されていた。なお、同時に退職金に係る未払金が二重計上により 13,881 千円過大に計上されているため、一般正味財産増減額及び正味財産残高への影響はない。

他の法人でも年度末に銀行残高証明書を手入していない、残高証明書の入手時期が遅く決算の修正に間に合わない、等の事例が見受けられた。資金管理は内部統制の基礎であり、年度末における預金残高の証憑突合は重要な手続であるため、他の法人を含めて決算時の対応が必須である。

#### 4. 各法人別の指摘・意見の要約

以下、各法人別の全ての指摘または意見の要約を表にとりまとめた。なお、表の指摘・意見の欄の○は指摘・意見のどちらに該当するかを示しており、◎は質的あるいは量的(金額的影響)な観点から重要度が高いと監査人が判断した事項である。

No	指摘	意見	項目	主な内容
I. 公益財団法人福島市スポーツ振興公社				
(ウ) 全般的事項				
1(1)	○		監事の理事会への出席と議事録への署名	過去3年の理事会への監事の出席状況を確認した結果、監事が出席していない理事会が1回、出席監事が議事録に押印していない理事会が3回あった。監事は理事会への出席義務があり、議事録への記名押印が必要である。
1(2)		○	理事会の決議事項	毎年5月下旬の理事会において定時評議員会の開催に係る決議が行われているが、評議員会開催の場所及び議事内容が議事録に記載されていない。理事会議事録にもこれらを明記することが望ましい。
1(3)	○		役員候補者の適格性確認	理事及び監事並びに評議員候補者の選任決議を行うに当たり、適格性を確認した上で役員の候補者としているのであれば、その旨を議案書等に明記すべきである。
2	◎		中央市民プールの修繕費に係る指定管理料の精算処理	指定管理料の年度末精算時に、中央市民プールの修繕費として計上されていた経費の一部に、十六沼公園の給水管及びポンプ等の修繕工事が含まれていた。このような他の施設の修繕に係る予算の流用は厳に慎むべきであり、早急な改善が必要である。
3	◎		会計システムの更新	使用中のパッケージソフトウェアに係る保守契約の終了後、契約を更新していないが、不具合等に対応するために、会計システムの変更や保守契約の締結を行うべきである。
(エ) 会計処理				
1	◎		会計処理の適時性と会計帳簿の作成	会計処理入力が適時に行われておらず、決算時の会計処理の一部に会計システムに入力されていないものが見受けられるため、早急に改善すべきである。
2	◎		定期預金(資産)の過大計上	平成30年3月末日の貸借対照表において、定期預金残高の過大計上により、資産が13,881千円過大に計上されていた。年度末には銀行残高証明書を手入して、勘定残高と照合すべきである。
3	○		未払金の二重計上	平成30年3月末退職者の退職金が未払金と未払退職金に二重計上されており、負債が13,881千円過大に計上されていた。なお、この負債の過大計上は、定期預金の過大計上に対応するものである。

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
Ⅱ. 株式会社福島まちづくりセンター				
(ウ) 全般的事項				
1	◎		中長期の経営計画及び資金計画の策定	最大の収益物件である MAX ふくしまの将来の大規模修繕と資金収支を加味した中長期の収支見込に基づき、正式な中期経営計画及び資金計画を策定すべきである。
2(1)		○	重要な出資に係る取締役会決議	出資比率が14%となる他社への出資について、取締役会への報告事項とされていたが、このような案件は取締役会の決議事項とすることが望ましい。
2(2)		○	計算関係書類の取締役会及び株主総会での承認	定時株主総会において計算関係書類として「純売上高内訳書、販売費及び一般管理費」の書類が承認されているが、これらの書類は会社法に定める計算書類には該当しないため、取締役会及び株主総会での承認は不要である。
2(3)		○	役員候補者の取締役会での承認	株主総会の議案として取締役選任又は監査役選任に関する事項がある場合、取締役会において取締役や監査役の候補者を選任する決議を得ることが望ましい。
3(1)		○	配当金の基準設定	株主への配当は当期純利益の10%程度を目処として実施されているが、明確な基準はないため、配当の基準等を文書化することが望ましい。
3(2)		○	株主優待制度の基準設定	株主優待制度として、買物券または菓子折を贈呈している。本来、会社法の株主平等の原則にたてば、株主に対する優待策は同一基準とするべきであり、その基準を明文化することが望ましい。
4	○		決裁規程の遵守	決裁規程によると社長及び常務の承認が必要である工事に関して、稟議書が回覧されていないものがあつた。決裁規程に基づき必要な承認を得る必要がある。
5	◎		パソコンのセキュリティ管理	社員への貸与パソコンに利用者IDが設定されていない。また、インターネットバンキング専用のパソコンには起動時のパスワードが設定されていない。パソコンのセキュリティ確保のためにいずれも対応すべきである。
(エ) 会計処理				
1		○	未収入金と売掛金の区分	テナントが負担する内装工事の代金11,016千円が平成30年3月末の売掛金残高に含まれているが、未収入金に計上することが適切である。
2		○	割賦未払金の長短区分	平成30年3月末の割賦未払金残高のうち、支払時期が1年超のもの36,434千円は、固定負債に計上することが適切である。

No	指摘	意見	項目	主な内容
3	○		未払費用の計上	平成30年3月末日払の借入金利息482千円の支払いが金融機関休業日のため翌期にずれ込んでいるが、発生主義に基づいて未払費用に計上すべきである。
4	◎		賞与引当金の計上	現状では賞与引当金が計上されていないが、決算期末までに支給対象期間が経過している部分については、発生主義に基づいて賞与引当金を計上すべきである。
5	◎		修繕引当金の計上方法	賃貸ビルの大規模修繕に対する修繕引当金の計上は一般的ではなく、平成30年3月期までの修繕引当金に係る会計処理は適切ではない。 ただし、当社の事業実態からすると、大規模修繕に備えて毎期一定額の引当計上を行うことは、会社の経営実態をより適切に示すことにつながり、有益な会計情報となり得るため、引当金の会計処理を見直すべきである。
(オ)その他				
1		◎	ももりんカードポイントの有効期限	ももりんカードのポイントには有効期限がなく、未回収のポイントは金額換算で113,980千円に達しているが、滞留ポイントが多数あると推定される。新規に発行するカードのポイントには有効期限を設けることが望ましい。
Ⅲ. 株式会社飯野町振興公社				
(ウ) 全般的事項				
1	◎		定款の改定	会社法の改正に伴い修正すべき事項が修正されていないため、早急に定款を改定すべきである。
2	◎		法人役員変更の未登記	平成25年8月1日以後、役員変更登記が行われていない。往査日現在(平成30年9月13日)でも現任の取締役1名、監査役1名が役員として登記されていないため、早急に登記を行うべきである。
3(1)	○		取締役会の開催頻度	取締役会が開催されるのは、通常は年2回、11月と5月である。しかし、会社法では3カ月に1回以上の頻度で取締役は職務執行報告を行うこととされており、法令に準拠した取締役会運営がなされていない。
3(2)	◎		監査役の実務執行報告	取締役会の議事録によると、監査役が取締役会に出席していないが、監査役は取締役会への出席義務を果たすべきである。
3(3)	○		事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書の取締役会承認	取締役会議事録によると、議決の対象としている計算書類には、事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書が含まれていないが、これらは取締役会承認を得るべきである。

No	指摘	意見	項目	主な内容
4	◎		個人情報保護規程の整備	個人情報保護に係る規程が整備されていないため、早急に個人情報保護規程を整備すべきである。
5	○		決算の官報公告	決算公告は定時株主総会の終了後遅滞なく実施することが要求されているものであり、官報に貸借対照表の要旨を公告すべきである。
(エ)会計処理				
1	◎		公印管理規程の運用状況	公印管理規程に基づき、公印は鍵付きの箱に保管した上で、執務時間外は金庫に保管する必要がある。また、公印使用簿を作成し、記録を行うべきである。
2	○		入館料収入の記帳時期	入館料の会計記録は、入金当日ではなく、銀行への現金預入時(入金 の2~3営業日後)に行われているが、会計帳簿への記帳(収入計上) は入金当日に行うべきである。
3		○	総勘定元帳の記載事項	事務の効率化と不正・誤謬リスクへの対応のために、総勘定元帳に相手勘定科目の記載欄を設定することが望ましい。
4	◎		銀行残高証明書の入手	期末決算処理時に銀行残高証明書が入手されていないが、預金残高の正確性確保と会計処理の誤りを避けるため、期末日時点の残高証明書を必ず入手し、勘定残高との一致を確認すべきである。
5	○		普通預金の入出金取引の会計処理	決算日後の普通預金の入出金が決算月内(3月中)の取引として経理処理されているものがあるが、期末日までの入出金のみを計上し、決算日後の入出金に係るものは未収入金や未払金として処理すべきである。
6		○	大量購入した商品包装用紙の棚卸	購入した消耗品が未使用の場合には、期末日時点での棚卸数量を報告し、貯蔵品に計上することが望ましい。
7		○	適切な勘定科目の選択	リース料や電気料が包装消耗品費に計上されているが、これらは「リース料」や「光熱水道費」等、取引内容を適切に示す勘定科目を使用することが望ましい。
8		○	未収入金及び未払金の期首の洗替処理	期首仕訳で未収入金及び未払金残高の洗替処理がされているため、未収入金及び未払金残高は、年度開始の時点でゼロとなっているが、これらは実際の資金回収又は支払時に消し込み処理を行うことが望ましい。
9		○	固定資産の実査	固定資産は、固定資産台帳に基づいて、少なくとも年に1度は実査(現物確認)を行うことが望ましい。

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
IV. 公益財団法人福島市振興公社				
(ウ) 全般的事項				
1(1)	○		役員候補者の適格性確認	理事及び評議員候補者の適格性確認に関して、適格性を確認した上で候補者としているのであれば、その旨を議案書等に明記すべきである。
1(2)	○		基本財産の組入れに関する決議の方法	基本財産の組入れに関して、評議員会による定款変更前に理事会決議が行われているが、基本財産は定款の定めに基づいて設定されるものであるため、定款変更後に理事会決議を行うべきである。
2		◎	会計システムの更新	現在は法人の職員が作成した会計システムを使用しているが、将来的に安定的なシステムの運用を図るためには、市販のパッケージシステムを購入し、保守業務を業者に依頼すること等を検討することが望ましい。
(エ) 会計処理				
1	○		簿外現金の預り金への計上	自販機のつり銭トラブル対応時に使用する自販機業者からの預り金が、簿外現金となっている。このような資金は、会計帳簿に資産として計上するとともに、預り金として残高管理すべきである。
2	○		預金及び前受金の過大計上と残高証明書の入手	平成30年3月末の銀行残高証明書と普通預金勘定の残高に不一致が生じており、現金預金及び前受金が、それぞれ40千円過大に計上されていた。決算時の預金残高については、銀行残高証明書を入手して勘定残高と照合することを徹底すべきである。
3		○	還付消費税の未収計上額	法人の貸借対照表において消費税に係る部門別の未収金と未払金が両建処理されているが、相殺して還付金額12,925千円を未収計上することが適切である。
4		○	前払金と前払費用の区分	平成30年3月末に前払金として計上されている2,562千円は、全額平成30年度に係る保険料(施設賠償保険)であるため、前払費用に計上することが適切である。
5		◎	賞与引当金の計上	現状では賞与引当金が計上されていないが、決算期末までに支給対象期間が経過している部分については、発生主義に基づいて賞与引当金を計上すべきである。
6		◎	退職給付引当金の計上不足	退職給付引当金計算について、規程との整合性を確認した結果、平成30年3月末の退職給付引当金残高は5,025千円引当計上不足となっている。

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
V. 福島テクノサービス株式会社				
(ウ) 全般的事項				
1(1)	○		取締役会の開催頻度	取締役会が開催されるのは、通常は年1回、6月のみであり、代表取締役選任の年も2回である。しかし、会社法では3カ月に1回以上の頻度で取締役は職務執行報告を行うこととされており、法令に準拠した取締役会運営がなされていない。
1(2)		○	監査役への業務執行監査権限の付与	当社は監査役を設置しているが、定款の定めにより監査役の監査の範囲を会計監査に限定する旨が登記されている。しかし、ガバナンスの観点から、監査役に取締役の業務執行を監視させるために権限を付与することが望ましい。
1(3)	○		事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書の取締役会承認	取締役会議事録によると、議決の対象としている計算書類には、事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書が含まれていないが、これらは取締役会承認を得るべきである。
1(4)	◎		監査役への監査報告書	監査役への監査報告書に記載された監査対象項目には、事業報告、事業報告及び計算書類の附属明細書が含まれていないため、会社法の規定に従い、これらを監査対象に含めるべきである。
1(5)	○		臨時株主総会の招集に係る取締役会承認	平成29年9月に開催された臨時株主総会について、その招集を決議した取締役会の議事録がない。会社法の規定に従い、取締役会の承認を得た上で株主総会を招集すべきである。
1(6)		○	重要な投資に係る取締役会承認	平成27年5月に取得した福島県民債2千万円の投資について、取締役会に付議した記録がない。重要な投資を行う場合には、取締役会の承認決議を得た上で取得することが望ましい。
2		○	配当金の基準設定	平成23年度の20周年記念時に資本金の10%の配当を実施して以来、毎年同額の配当を継続しているが、配当方針に係る規程等はないとのことである。今後も10%配当を維持すべきかと言う点を含めて、配当方針について改めて検討し、規程化することが望ましい。
3	○		決算の官報公告	決算公告は定時株主総会の終了後遅滞なく実施することが要求されているものであり、官報に貸借対照表の要旨を公告すべきである。
(エ) 会計処理				
1		○	譲渡性預金の表示科目	譲渡性預金が現金預金に含めて計上されているが、金融商品会計に関する実務指針において、譲渡性預金は有価証券とされているため、投資有価証券として投資その他の部に計上することが適切である。

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
2	○		固定資産の計上	法人税申告書上は固定資産とされているが、会計上は資産計上せずに購入時に費用処理されている備品がある。税務上固定資産として取り扱われるものは会計上も固定資産として計上し、減価償却により取得価額を期間配分すべきである。
3	○		法人名義の簿外預金	平成 30 年 3 月末の銀行残高証明書を確認した結果、会計帳簿に記帳されていない簿外の普通預金口座がある。法人名義の通帳である以上、法人の帳簿に記帳して管理すべきである。
4		○	法人税等の予定納税の会計処理	法人税等の予定納税額が仮払金として資産に計上され、年間税額が未払法人税等として負債に計上されている。これは本来相殺処理することが適切であり、平成 30 年 3 月末の仮払金及び未払法人税等が、それぞれ 751 千円過大に計上されている。
5	◎		賞与引当金の計上	現状では賞与引当金が計上されていないが、決算期末までに支給対象期間が経過している部分については、発生主義に基づいて賞与引当金を計上すべきである。
6	◎		退職給付引当金の計上	退職給付引当金が計上されていないが、将来の職員の退職金の支払に備えて、期末時点で自己都合要支給額から、中小企業退職金共済の給付金を控除した額について、退職給付引当金を計上すべきである。なお、当該金額は平成 30 年 3 月末で 26,123 千円である。
VI. 福島市観光開発株式会社				
(ウ) 全般的事項				
1(1)	○		取締役会の開催頻度	取締役会が開催されるのは、通常は年 2 回、6 月と 11 月のみであるが、会社法では 3 カ月に 1 回以上の頻度で取締役は職務執行報告を行うこととされており、法令に準拠した取締役会運営がなされていない。
1(2)		○	監査役への業務執行権限の付与	当社は監査役を設置しているが、定款の定めにより監査役の監査の範囲を会計監査に限定する旨が登記されている。しかし、ガバナンスの観点から、監査役に取締役の業務執行を監視させるために権限を付与することが望ましい。
1(3) ①	○		目的積立金の設定	平成 29 年 3 月期の株主資本等変動計算書によると、期中に目的積立金として「拡張積立金」の積立と取崩がある。目的積立金は特定の目的のために設定されるものであるため、その目的が判別できるような名称を付して計上すべきである。
1(3) ②	◎		目的積立金の取崩～その 1	平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの損益計算書には、目的積立金の取崩額が特別利益に計上されている。目的積立金の取崩を

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
				損益計算書に利益として計上することは誤った処理であり、これは株主資本変動等計算書に計上すべきものである。
1(3) ③	◎		目的積立金の取崩～その2	目的積立金の取崩は取締役会決議に基づいて行う必要があるが、平成29年3月期における施設整備積立金及び拡張積立金の取崩額は取締役会決議と異なっており、会社法の規定に従っていない。
1(4)		○	定時株主総会での決議事項	定時株主総会において、事業計画案及び予算案が承認されているが、定時株主総会の決議事項は、計算関係書類の承認や剰余金の処分、役員を選任など会社法に定められており、事業計画や予算案は業務の執行を担う取締役会で承認されれば足り、株主総会決議は不要である。
1(5)	○		計算書類及び事業報告に係る附属明細書の取締役会承認	取締役会議事録によると、計算書類及び事業報告に係る附属明細書の承認決議が行われていないが、これらは取締役会承認を得るべきである。
1(6)	◎		監査役監査報告の実施時期	株主総会に提出される計算関係書類は、監査役監査を受けた後に、取締役会の承認を得る必要がある。しかし、平成28年度及び29年度の監査役監査報告書の日付は、決算承認に係る取締役会の開催日後であり、会社法の規定に従った手続が行われていない。
2(1)	◎		事業所毎の管理体制（資金管理等の管理体制）	当社は現在、3事業所体制であり、現預金や出資証券などの財産管理及び棚卸資産や経費の発注・支払が各事業所で行われている。しかし、リスクの軽減と効率化、会社の一体的な運営などのため、総務企画課に管理業務を集中すべきと考える。
2(2)		◎	事業所毎の管理体制（貸借対照表の区分）	現在、会計処理は貸借対照表を含めて3事業所に区分されている。しかし、会計処理は損益計算のみ部門別計算を行うことで足り、会計処理の効率化のためには貸借対照表の区分取りやめを検討することが望ましい。
2(3)		◎	事業所毎の管理体制（市へ提出する予算書・決算書の記載事項）	当社が毎年度、市に提出している事業計画書のうち、飯坂事業所のものは、単独法人を前提とした書式となっており、内容も詳細にわたる。改めて情報の有用性と資料を作成するためのコストを勘案し、市が当社に提出を求める予算書・決算書の記載事項を検討することが望ましい。
3		○	IT管理責任者	現状ではIT管理責任者は1名とのことであるが、ITの重要性に鑑みて、担当者は2名以上の体制にすることが望ましい。

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
(エ)会計処理				
1	○		駐車場料金の過入金額の処理	大金庫内に保管している駐車場料金の過入金額が簿外処理となっているが、これは預り金として計上した上で、記録簿を作成して管理すべきである。
2	○		現金出納帳の記入方法	現金実査の結果、業者に対する支払資金として預金から引出した資金が簿外現金となっていることが判明した。預金から資金を引出す場合は必ず現金出納帳に入金の記帳を行い、業者への支払は現金によるものとして会計処理すべきである。
3		○	金庫内に保管されている旧会社の株券	金庫内に過去に当社が吸収合併した際の消滅会社である株式会社福島市公共サービスの株券が600株保管されていたが、既に効力のない株券については破棄することが望ましい。
4	◎		駐車場管理業務の消耗品の棚卸	貯蔵品に計上されている駐車場管理業務関係の消耗品について、実地棚卸が行われていない。適切な資産管理を行うために、期末には必ず実地棚卸を行うべきである。
5		○	事業終了に伴う固定資産の取扱い	吾妻高原スカイランドの営業は平成30年10月31日で終了したが、同事業に係る固定資産の取扱方針は未定とのことである。資産の所有関係が不明確になることを避けるため、事業終了後の固定資産の処理方針について、福島市との間で早急に協議することが望ましい。
6	○		固定資産の計上	法人税申告書上は固定資産とされているが、会計上は資産計上せずに購入時に費用処理されている車両及び備品がある。税務上固定資産として取り扱われるものは会計上も固定資産として計上し、減価償却により取得価額を期間配分すべきである。
7	○		社会保険料未払金の計上不足	平成30年3月末の社会保険料の未払計上額は、保険料納入告知書に対して1,283千円不足している。
8	◎		未払法人税等の不明残高	平成30年3月末の貸借対照表に計上されている未払法人税等のうち、3,558千円については残高の根拠が把握されていない。継続記録を遡り、あるべき会計処理を特定した上で債務残高を減額修正すべきである。
9	○		寄附金に係る消費税計額算	駐車場施設利用負担金として支出したが内容は寄付金であった2,000千円が、消費税の申告において課税仕入として税額計算されている。寄附金や保険料などのような非課税取引に関しては、消費税の申告の際に十分留意すべきである
10	◎		賞与引当金の計上	現状では賞与引当金が計上されていないが、決算期末までに支給対象期間が経過している部分については、発生主義に基づいて賞与引当金を計上すべきである。

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
11	◎		退職給付引当金の計上不足	平成30年3月末の従業員の退職金の期末自己都合要支給額と退職金共済機構からの給付額を確認したところ、期末の退職給付引当金は24,444千円計上不足となっている。
12		◎	保険積立金の積立額	当社は従業員の退職金支払いに備えるため、積立式の生命保険に加入している。この保険金の一部には年金型で分割支給される契約条件のものがあり、一時金として支払われる退職金の資金を確保するための資産としては適格でない。今後の資産の運用に当たっては、保険内容を十分に検討することが望ましい。
VII. 一般財団法人中小企業福祉サービスセンター				
(ウ) 全般的事項				
1	◎		中長期の経営計画の策定	当法人では年間予算は策定されているが、3～5年の中長期の経営計画は策定されていない。平成28年度以後は事業費の中の利用補助費が増加した結果、正味財産増減計算書の当期経常増減額が悪化している。正味財産が安定的に維持可能な事業運営のためには、中長期の経営計画を策定すべきである。
2(1)		○	定時評議員会の決議事項	事業報告書の承認が定時評議員会の決議事項とされているが、評議員会での承認を要する計算書類は貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書であり、決議事項に含める必要はない。
2(2)	○		監事の任期	監事が任期途中で辞任したことにより選任された後任監事の任期は、前任の監事の任期満了までである。平成27年4月に選任された2名の監事の任期満了日の解釈には誤りがあった。当該2名はいずれも任期満了前に退任したため問題は解消しているが、次期改選の際には任期満了時期に十分留意すべきである。
(エ) 会計処理				
1	○		印紙及び駐車場サービス券の会計処理と財産管理	金庫内に印紙及び駐車場サービス券が保管されているが、これらは購入時に経費に計上しているのみである。換金価値を有する資産については受払帳簿による財産管理を行い、期末時点で未使用のものは、貯蔵品として資産計上すべきである。
2		○	自動継続定期預金証書の更新	定期預金証書の実査を行ったところ、証書書替未了のものが7口座あった。自動継続の定期預金についても満期の都度適時証書を更新し、契約内容等を常に最新の情報で確認できるようにしておくことが望ましい
3		○	特定資産の取扱い	運営積立預金として特定資産に計上されている定期預金があるが、特定資産に係る管理規定等がなく資金用途が特定されていない。特定資

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
				産を保有する場合は、目的や用途などを定めた取扱要領等を作成することが望ましい
Ⅷ. 福島地方土地開発公社				
(ウ) 全般的事項				
1～ 4	◎		福島地方土地開発公社（福島事務所）の公有用地及び完成土地等への今後の対応	公社が保有する土地の10年以上保有額は平成29年3月末で9,320百万円であり、全国の市区町村土地開発公社でワースト6位である。また、第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画においても、平成32年度末残高として残る公有用地3,284百万円及び完成土地等3,900百万円は、監査人の見方では市の事業用地として利用される可能性や、民間への売却が困難と思われる物件が多い。公社の借入金約80億円の金利に対して、市からの補助金が平成25年度から平成29年度までの5年総額で3億円、毎年平均6千万円以上支出されていることから、土地の買戻しを早期に実施し、事業化や最終処分（民間売却）を進めるべきである。
(エ) 会計処理				
1(1)		◎	公有地取得事業（公有用地）に係る土地の評価	第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画において、計画3年目の平成32年度末までに取得される予定がない事業用地3,284百万円は、改めて事業化可能な土地とそれ以外の土地に区分して、福島市が買戻しても事業化困難な土地は、特定土地に準じて簿価の評価減を行うことが望ましい
1(2)	◎		土地造成事業（完成土地等）に係る土地の評価	完成土地等のうち、松川工業団地及び福島研究公園Ⅰ工区、Ⅱ工区のいずれも、時価が帳簿価額の50%以上下落しているため、時価まで評価減を行うべきである。
2(1)		○	未払金と未払費用の区分	金利の未払額が未払金として計上されているが、これは未払費用に計上することが適切である。
2(2)	○		支払利息の計上不足	後払いの借入金利息について、平成30年3月31日までの経過利息が負債及び費用に計上されていない。年度末における未払額は未払費用に計上すべきである。
3	○		借入金の長短区分	借入金が多額長期借入金として固定負債に計上されているが、平成30年3月末時点で1年内返済予定の長期借入金は、流動負債に計上すべきである。

## 第 2 監査の結果及び意見（個別）

以下、各法人別の監査の結果及び意見を記載する。なお、この記載順序は、監査人が現場に往査した時期の順によっている。

### I. 公益財団法人福島市スポーツ振興公社（平成 30 年 9 月 11 日往査）

#### (ア) 法人の概要

所在地	〒960-8166 福島市仁井田字西下川原 41 番地の 1
設立年月	平成 6 年 6 月に財団法人福島市スポーツ振興公社として設立される。 平成 22 年 10 月に福島県知事より公益財団法人として認定を受け、公益財団法人福島市スポーツ振興公社となる。
出資者等	基本財産 300,000 千円 福島市 100%（基本財産を出捐）
代表者	理事長 江尻 聡
設立目的	公社は、生涯スポーツ活動の推進を図るため、体育・スポーツの振興に関する各種事業及び支援事業を実施し、市民はもとより広域的な住民の体育・スポーツの普及啓発に努め、地域住民の心身の健全な発達と健康で活力のある生活の形成に寄与することを目的とする（定款第 3 条）。
主な事業内容 と今後の方針	<p><b>主な事業の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種スポーツ教室及び大会の開催</li> <li>(2) 体育・スポーツ指導者及び選手の養成並びに育成</li> <li>(3) 体育・スポーツ活動における健康相談</li> <li>(4) スポーツ情報等の提供</li> <li>(5) 体育・スポーツ施設の管理運営</li> <li>(6) 福島市から委託を受ける事務事業</li> <li>(7) その他設立の目的を達成するために必要な事業</li> </ul> <p><b>今後の事業の方向性</b></p> <p>管理施設以外の身近な場所でスポーツ教室などを開催することにより、運動やスポーツに親しむ機会を提供し、スポーツ実施率も上げ、健康意識の向上を図ることができ、市全体の平均寿命と健康寿命の延伸につながるという考えの下、以下の事業を展開していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民の独自事業に対する講師派遣事業 (国体記念体育館トレーニング室トレーナー)</li> <li>② スポーツ教室などへの講師派遣幹旋事業</li> </ul>

事業計画及び 予算管理	<p><b>中長期の経営計画の有無</b> 特に策定していない。</p> <p><b>年度予算と予算管理及び事業計画の実施状況</b> 毎年度事業計画を含む予算を策定し、実施状況を管理している。</p>
福島市との取 引の内容 (平成 29 年度)	<p><b>補助金</b></p> <p>①運営費補助金                    33,105,860 円</p> <p>②自主事業補助金                7,230,599 円</p> <p>③スポーツ情報紙配布事業費      32,000 円</p> <p><b>負担金</b> 該当なし</p> <p><b>委託料</b></p> <p>① 福島市十六沼公園屋根付運動場管理運営業務委託    6,044,544 円</p> <p>② 福島市体育レクリエーション整備業務委託            5,302,732 円</p> <p>③ 十六沼公園（さくらの広場）管理業務委託            11,770,000 円</p> <p><b>指定管理料</b></p> <p>① 福島市国体記念体育館ほか 15 施設    168,836,240 円</p> <p>② 福島市信夫ヶ丘競技場・球場            25,933,879 円</p> <p>③ 福島市クレール射撃場                    3,804,437 円</p> <p>④ 福島市中央市民プールほか 4 施設      53,121,894 円</p> <p>⑤ 福島市パークゴルフ場                  5,787,894 円</p>
役員 の 状 況	<p><b>直前 5 期間の役員数の推移</b></p> <p>評 議 員    9 名 &lt;非常勤&gt;</p> <p>代 表 理 事    1 名 &lt;常 勤&gt;</p> <p>理   事      8 名 &lt;非常勤&gt;</p> <p>監   事      2 名 &lt;非常勤&gt;</p> <p><b>常勤役員の職務内容</b></p> <p>(1) 代表理事として公社を代表し、その業務を執行する。</p> <p>(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。</p> <p>(3) 事業年度ごとに 4 箇月を超える間隔で 2 回以上 自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。</p> <p><b>役員報酬の基準・決定方法</b></p> <p>役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に従って決定している</p> <p><b>役員 の 執 務 状 況</b></p> <p>2 4 8 日</p>

従業員の状況	(単位：人)					
	区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
	正規	13	13	13	13	13
	嘱託	8	9	10	10	11
	臨時	31	28	30	25	24
	パート	11	14	11	22	21
	計	63	64	64	70	69

## (イ) 最近5年間の決算数値

貸借対照表

(単位：円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動資産)	76,407,419	61,734,368	73,319,500	86,049,574	115,902,061
現金預金	60,803,384	55,113,961	66,716,448	78,143,852	105,235,113
未収金	15,604,035	6,620,407	6,603,052	7,905,722	10,666,948
(基本財産)	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000
定期預金	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000
(特定資産)	58,890,770	74,182,586	85,355,209	97,405,855	96,947,970
退職給付引当資産	58,890,770	74,182,586	85,355,209	97,405,855	96,947,970
資産合計	435,298,189	435,916,954	458,674,709	483,455,429	512,850,031
勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動負債)	66,876,016	52,631,795	63,314,674	69,170,356	95,139,951
未払金	20,263,914	22,639,505	23,581,097	27,661,747	42,361,212
前受金	1,221,400	1,421,440	1,263,170	1,218,590	1,266,490
未払法人税	229,000	93,900	299,000	1,063,200	462,600
未払退職金	0	0	0	0	14,338,924
預り金	45,161,702	28,476,950	30,792,090	31,654,173	28,820,627
賞与引当金	0	0	7,379,317	7,572,646	7,890,098
(固定負債)	58,890,770	74,182,586	85,355,209	97,405,855	96,947,970
退職給付引当金	58,890,770	74,182,586	85,355,209	97,405,855	96,947,970
(負債合計)	125,766,786	126,814,381	148,669,883	166,576,211	192,087,921
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000
(うち基本財産への充当額)	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000
一般正味財産	9,531,403	9,102,573	10,004,826	16,879,218	20,762,110
(うち当期正味財産増減額)	4,673,859	△ 428,830	902,253	6,874,392	3,882,892
(正味財産合計)	309,531,403	309,102,573	310,004,826	316,879,218	320,762,110
負債及び正味財産合計	435,298,189	435,916,954	458,674,709	483,455,429	512,850,031

正味財産増減計算書

(単位：円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
経常収益	401,512,745	390,093,237	409,121,746	421,185,972	445,341,996
基本財産運用益	74,794	75,000	75,205	75,000	30,016
自主事業収益	3,453,800	3,546,000	4,019,500	4,369,200	4,220,300
受託事業収益	350,159,182	340,318,334	359,173,674	363,883,348	372,959,310
受取補助金	41,054,702	41,390,985	40,937,000	39,829,468	40,368,459
受取寄附金	0	100,000	0	0	0
受取負担金	3,823,640	1,276,680	1,798,840	2,698,120	3,802,280
雑収益	2,946,627	3,386,238	3,117,527	2,951,519	2,507,946
賞与引当金戻入額	0	0	0	7,379,317	7,572,646
退職給付引当金戻入額	0	0	0	0	13,881,039
事業費	373,766,394	365,983,430	384,480,019	390,299,856	416,991,606
管理費	22,843,492	24,444,737	23,440,474	22,948,524	24,004,898
(当期経常増減額)	4,902,859	△ 334,930	1,201,253	7,937,592	4,345,492
経常外収益	0	0	0	0	0
経常外費用	229,000	93,900	299,000	1,063,200	462,600
法人税等	229,000	93,900	299,000	1,063,200	462,600
(当期一般正味財産増減額)	4,673,859	△ 428,830	902,253	6,874,392	3,882,892
当期一般正味財産増減額	4,673,859	△ 428,830	902,253	6,874,392	3,882,892
一般正味財産期首残高	4,857,544	9,531,403	9,102,573	10,004,826	16,879,218
一般正味財産期末残高	9,531,403	9,102,573	10,004,826	16,879,218	20,762,110
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000
指定正味財産期末残高	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000	300,000,000

## (ウ) 全般的事項

### 1. 理事会・評議員会

#### (1) 監事の理事会への出席と議事録への署名（指摘）

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間に開催された理事会の議事録を確認したところ、以下の通り、監事が出席していない理事会が 1 回あり、出席した監事の議事録への押印がない理事会が 3 回ある。監事は理事会への出席義務があり、また、理事会運営規則では出席した監事は議事録に記名押印することが求められている。監事は法令及び法人の規定に従って職務を遂行すべきである（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 101 条第 1 項、理事会運営規則第 12 条第 1 項）。

理事会開催日	不備内容
H27/5/25	監事が出席していない
H28/2/29	出席監事の押印なし
H28/5/25	出席監事の押印なし
H29/5/26	出席監事の押印なし

#### (2) 理事会の決議事項（意見）

毎年 5 月下旬の理事会において定時評議員会の開催に係る決議が行われているが、この決議に当たって、評議員会開催の場所及び議事内容が議事録に記載されていない。議案書にはこれらを明記しているが、定款によれば、定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項（審議事項）等を、理事会において決定することが要求されているため、これらについて理事会承認を得たことを議事録にも明記することが望ましい（法人法第 181 条第 1 項、定款第 40 条第 1 項（1））。

#### (3) 役員候補者の適格性確認（指摘）

理事及び監事並びに評議員候補者の選任決議を行うに当たり、その欠格条項がない旨の記載がある議案はあるが、以下の通り、候補者に関して欠格条項の有無に関するコメントの記載が無い議案も散見される。

役員候補者が適格条件を満たしていることに関する検討が行われたかが判断できるように、適格性を確認した上で役員候補者としているのであれば、その旨を議案書等に明記すべきである。（法人法第 65 条、定款第 16 条第 2 項、第 30 条第 5～7 項）

評議員会決議日	不備内容
H27/6/22	監事の欠格条項確認なし
H27/8/11	評議員の欠格条項確認なし
H28/6/23	理事の欠格条項確認なし
H29/6/27	理事の欠格条項確認なし
H29/8/17	評議員の欠格条項確認なし

## 2. 中央市民プールの修繕費に係る指定管理料の精算処理（指摘）

指定管理料の年度末における精算処理の妥当性を確認するため、平成 29 年度末近くに支出された中央市民プールの需用費（修繕料）から支出された 1,341,900 円（消費税込）の内容を検討した。その結果、次の通り、支出対象の工事の内容は中央市民プールの設備の修繕ではなく、十六沼公園の給水管及びポンプ等の修繕工事であったことが判明した。

（状況）

期末近くの支出であったため、工事業者の見積書、納品書、請求書、工事写真及び関連する伝票等を確認した。この結果、当該工事の施工箇所は中央市民プールではなく、十六沼公園の給水管及びポンプ等の修繕工事であることが判明した。しかし、次の点から、十六沼公園ではなく中央市民プールの需用費（修繕料）として処理したとのことである。

- ・水道管老朽化によりグラウンド散水施設が故障し、十六沼公園のグラウンド使用に支障をきたす恐れがあり、早期修繕が必要だった
- ・十六沼公園の指定管理料算定対象経費は予算超過しており、平成 29 年度内処理が不可能であった
- ・中央市民プールは平成 29 年度には全面オープンしていなかったため、指定管理料算定対象経費の予算未使用枠が残っていた

また、伝票上は以下のように 3 つの工事として発注されているが、工事は単一業者が同一時期に施工したものである。

工事対象物件の写真等によると、給水管漏水修繕は室外部分の工事であり、別発注する可能性も考えられる。しかしながら、ポンプモーターとポンプの修繕は発注部品が異なるとはいえ、並列して配置されている一体装置であり、故障箇所の修理という目的からすれば、一括発注するのが自然である。さらに、工事費用を抑えるためにも、給水管漏水修繕を含めて一括発注した方が有利であると考えられる。

分割発注した理由としては、指定管理者が自ら発注可能な修繕とするためである可能性が高い。これは、指定管理者基本協定書第 15 条において、管理者が指定管理料の中で経費として負担することになる管理物件の修繕は、1 件につき 50 万円未満（消費税込）のものとされているためである。仮に全体を一括発注した場合は 50 万円以上の工事となり、設備所有者である市が発注者となり、予算措置されていない緊急工事の場合は、タイムリーな発注が難しい。

本件に関しては、指定管理者たる当法人が工事の発注者となり、総額 1,341,900 円の工事を 1 件 50 万円未満に 3 分割した見積書、納品書、請求書を施工業者より入手することにより、自ら発注することが可能となった。その後、指定管理料の精算時に当該修繕費相当の費用が需用費として計上され、指定管理料の算定対象経費となっている。

工事名称	請求年月日	税込金額（円）
給水管漏水修繕	平成 30 年 3 月 31 日	455,220
ポンプモーター修繕	平成 30 年 3 月 31 日	405,000
ポンプ修繕	平成 30 年 3 月 31 日	481,680
	合 計	1,341,900

（問題点）

結果として、本来、平成 29 年度において十六沼公園の指定管理料が負担すべき経費が、中央市民プールの指定管理料の対象となる経費から支出されている。これは指定管理者基本協定書の趣旨に反するものであり、このような予算流用は厳に慎むべきである。

また、この工事は、一体工事として発注すれば指定管理者ではなく、市が直接発注して負担すべき経費（修繕）であったとも考えられる。しかし、年度末に近い時期であったため、市が発注するための予算取りが難しく、一方で十六沼公園のグラウンドを使用可能な状態にするためには早期修繕が必要だったことから、このような手段がとられた可能性がある。このような発注方法は、たとえ早期に工事を実施するためとはいえ、設備の工事負担者を取り決めた指定管理者基本協定書の趣旨に反するものとする。

（改善策）

本件は指定管理者基本協定書の趣旨に反する処理であり、取引業者に見積書等をあえて分割させたとの疑念を与えるような形で書類が作成されている。この結果、工事の実態把握のためには、個別の帳票を見るだけではなく取引全体を俯瞰しないと気付くことができない状態であり、非常に問題である。

一方で、本事例が発生した原因は、年度末のため市の施設所管課に修繕費の予算がなく、緊急時のタイムリーな修繕が困難だったことにある。他の指定管理者制度の設備修繕に関しても同様の協定内容となっており、年度末近くに緊急修繕が必要な事態が発生すれば、他の施設においても同様の問題が起きる可能性は十分にある。

今後は、このように事実と異なる取扱いをして必要な経費の支出を行うことがないよう、施設の利用や安全確保等のため、緊急かつ必要不可欠の経費支出に備えた対応が必要であるとする。例えば、当初予算編成時に予め緊急対応の予算を設定することや、予備費の充用を柔軟かつ迅速に行うような取組が考えられる。

### 3. 会計システムの更新（指摘）

当法人の会計システムはソフトウェアベンダーより購入した公益法人会計対応のパッケージソフトウェアを使用しており、導入当初はベンダー会社と保守契約を締結していたが、2012年11月30日に保守契約が終了しており、その後契約を更新していない。購入してからバージョンアップもなされておらず、OSのアップデート等による不具合が発生する可能性がある。

今後の会計基準の改訂に適時に対応するためにも、会計システムの変更や保守契約の締結を行うべきである。なお、その際には公益法人会計への対応が必要となる市の外郭団体との共同購入・保守契約を行うことも検討すべきと考える。それにより、コストダウンと職員の情報交換によるスキルアップが図れるものとする。

## (エ) 会計処理等

### 1. 会計処理の適時性と会計帳簿の作成（指摘）

当法人では、月次の会計処理入力に適時に行われていない。今回の監査において、平成 30 年 3 月決算処理の翌期首の会計処理を確認するため、平成 30 年 4 月の会計伝票や総勘定元帳を確認しようとしたところ、未入力とのことであった。法人の決算日から既に 6 ヶ月近くが経過しており、未だ 4 月の会計処理が終了していないということは、非常に問題がある。本来、会計処理はシステムに随時データを入力することにより、遅くとも前月分の処理は翌月中には終了させるべきである。会計処理に係る不正や誤謬のリスクを低くするため、また、効率性を高めるために、会計処理は適時に実施すべきである。

また、監査の実施に当たって、監査資料として決算修正後の試算表と決算修正仕訳を反映した最終の総勘定元帳の提示を求めたが、会計システムから出力した試算表は提示されず、また、総勘定元帳も決算修正後残高と一致したものは提示されなかった。これは、次に指摘する預金残高の修正や未払金残高の計上などの決算修正の一部が、会計伝票を起票することなく、担当者がエクセルで作成した精算表に基づいて決算書の数値を算定しているためである。すなわち、会計伝票、仕訳帳、総勘定元帳、試算表といった一連の会計帳簿の数値と最終確定決算の数値が一致していないということである。

当然のことだが、法人としての経理処理は会計伝票の起票により開始し、元帳や試算表を作成した上で、それらの会計帳簿に基づいて決算書を作成しなければならない。当法人の現状の会計処理は、適正な処理ではないといわざるを得ない。

伝票起票のない決算書は、極論すればその作成根拠がないということであり、伝票や元帳などがいないため、それらに残されるべき役席者の承認等の内部統制に係る監査証跡も残らない。会計帳簿を適正に作成するという法人運営の基礎項目に不備があることから、早急に改善すべきであるとする。

### 2. 定期預金（資産）の過大計上（指摘）

平成 30 年 3 月末日の定期預金残高に関して、以下の表に示したとおり、預入金額と勘定残高に不一致が見られた。この結果、当法人の平成 30 年 3 月 31 日の預金残高は 14,338,924 円過大に計上されており、退職給付引当資産は 457,885 円過少に計上されている。これにより、貸借対照表の資産合計額が 13,881,039 円過大に計上されている。

期末に預け入れられていた定期預金 97,405,855 円（定期預金 C）は、退職金の支出に備えて保有する特定資産として、決算期末に退職給付引当金残高と同額の定期預金を退職給付引当資産として計上しているものである。このため、本来は平成 30 年 3 月期の決算時に、同年

末の退職給付引当金 96,947,970 円と同額の定期預金に預け替えすべきものだったが、それが 4 月 2 日にずれ込んだものである。

ただし、特定資産は特定の目的のために設定する資産であるため、平成 30 年 3 月決算時には、定期預金 C のうち退職給付引当金の残高に見合う 96,947,970 円が退職給付引当資産であると見做すことは可能であると考え。これにより、定期預金 C の残高を貸借対照表及び財産目録上では特定資産の 96,947,970 円とそれ以外の 457,885 円に区分すると、前者が退職給付引当資産、後者が現金預金に含まれる定期預金となる。

このような見方にたてば、平成 30 年 3 月期決算を適正な決算処理にするためには、現金預金に含まれる定期預金を 13,881,039 円減額修正し、457,885 円とすれば足りる。なお、この場合、現金預金（定期預金）の減額修正とともに、3. で記載した未払金の過大計上額も減額修正が必要である。

今回の過大計上の発生原因は、年度末における勘定残高と通帳や預金証書、銀行残高証明書等との突合を行っていないことにある。預金残高は、日常管理においても常時会計帳簿と通帳等の一致を確認する必要があるが、特に決算末は慎重に行うべきである。年度末においては、必ず金融機関から年度末日現在の残高証明書を手し、預金通帳、証書とともに、勘定残高と突合する必要がある。担当者が一致を確認した上で、必ず役席者が承認を行うべきである。

現金や預金残高の一致を確認することは、不正や誤謬を防止、発見するための重要業務であり、経理担当者及び責任者は、年度末には必ず実施しなければならない。

(単位:円)

種別	勘定科目	勘定残高	銀行残高※1	差額
普通預金	—	90,241,539	90,241,539	0
定期預金 A	—	14,338,924	0	14,338,924
	現金預金(預金)	104,580,463	90,241,539	14,338,924
定期預金 B	基本財産(定期預金)	300,000,000	300,000,000	0
定期預金 C	退職給付引当資産	96,947,970	97,405,855	△457,885
	計	501,528,433	487,647,394	13,881,039

※1 銀行残高証明書に記載された平成 30 年 3 月 31 日の残高金額

※2 定期預金 A の預入日は 4 月 2 日であり 3 月末にはこの定期預金残高はない。4 月 2 日に定期預金 C を解約して定期預金 A を預け入れた際の差額 457,885 円及び普通預金から引出した資金 13,881,039 円、合計 14,338,924 円を定期預金に預け入れたもの。

※3 平成 30 年 3 月末の定期預金 C の残高は平成 29 年 3 月末と同額の 97,405,855 円である。4 月 2 日にこの定期預金 C を解約し、平成 30 年 3 月末の退職給付引当金残高 96,947,970 円と同額の定期預金を預け入れた。これに対して、平成 30 年 3 月末決算時

に、退職給付引当資産の勘定残高を 4 月 2 日に預け入れた定期預金の金額である 96,947,970 円としている。

### 3. 未払金の二重計上（指摘）

平成 30 年 3 月末日の未払金残高 42,361,212 円には、3 月末退職者の退職金 13,881,039 円が含まれているが、この金額は未払退職金として未払金とは別科目で負債に計上している 14,338,924 円にも含まれている。すなわち、退職金の未払額のうち 13,881,039 円が二重計上となっており、13,881,039 円過大に負債計上されている。なお、この負債の過大計上は、2. 定期預金（資産）の過大計上で記載した資産の過大計上額に対応するものである。

## II. 株式会社福島まちづくりセンター（平成 30 年 9 月 12 日往査）

### (ア) 法人の概要

所在地	〒960-8041 福島市大町 4 番 15 号 チェンバおおまち 2 階
設立年月	平成 7 年 7 月 3 1 日
出資者等	資本金 100,000 千円 発行済株式数：2,000 株、うち市の保有株：900 株（45%保有） その他の出資者は市内小売業者、金融機関等
代表者	代表取締役社長 小林 勇一
設立目的	<p>福島市は、来たるべき 21 世紀に向け、人にやさしい、県都にふさわしい風格と活力のあるまちづくりを目指して、中心市街地の人口減少及び商業の空洞化対策として「福島市 24 時間都市構想」の策定をはじめ、「特定商業集積整備法による基本構想策定調査」など、各種の施策が講じられている。特に、商店街は、地域社会の中心にあって、単なる買い物の場を超えた暮らしの広場として重要な役割を果たしており、魅力あるまちづくりを実現する上で、大きな期待が寄せられている。</p> <p>この将来像を踏まえ、豊かな市民生活の実現に向けて、まちの顔にふさわしい、にぎわいと活力のある商業環境を整備していくためには、商業者、商店街、行政といったそれぞれの枠を超えたまち全体としての取り組みが必要であり、官民一体となった機動的な事業実施主体の確立が求められている。</p> <p>その具体的な手法として、単に商業機能の強化というだけではなく、まちづくりの観点から地域産業の健全な発展と市民のニーズに応える地域開発事業を推進していくため、民間と公共団体との共同出資による「まちづくり会社」による事業展開が最も効果的であり、適切なものであるとの判断に立ち、株式会社福島まちづくりセンターを設立したものの。</p>

<p>主な事業内容 と今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ももりんポイントカード事業 今後：20周年記念で作成した学生カードの更なる充実を図る</li> <li>・福島共通駐車サービス券事業 今後：加盟店の拡充を図る</li> <li>・一番丁商店街活性化事業 今後：テナントの安定化を図る</li> <li>・新規創業者支援事業及び空き店舗対策事業 今後：創業者へのアフターサポートの充実を目指す</li> <li>・チェンバおおまち利活用事業 今後：チャレンジショップのリニューアル、創業者の発掘を続けて行く</li> <li>・街なかアンテナショップ事業  今後：平成30年10月下旬リニューアルオープン</li> <li>・MAXふくしま事業  今後：平成30年AOZ指定管理者公募に申請</li> <li>・中心市街地文化史跡再生活活用事業 今後：伝統文化の伝達を続けていく</li> </ul>
<p>事業計画及び 予算管理</p>	<p>[中長期の経営計画の有無]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期計画は基本的に各種事業通り単年度で計画するが MAX ふくしま事業については、20年間の計画概要と今後の修繕計画がある。</li> </ul> <p>[年度予算と予算管理及び事業計画の実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度予算の進捗については、月次決算ごとに部長会にて報告、四半期ごとに取締役会を開催し報告し承認を受けている。</li> </ul>
<p>福島市との取引の内容 (平成29年度)</p>	<p>[補助金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗対策事業：1,310,000円</li> <li>・利子補給事業：3,534,128円</li> </ul> <p>[委託費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規創業者支援事業：5,292,000円</li> <li>・街なか賑わい創出事業：2,991,600円</li> </ul> <p>[賃料] 111,601,920円</p> <p>[保証金] AOZ保証金：200,000,000円</p> <p>[長期預かり敷金] AOZ敷金：51,667,560円</p> <p>[水道光熱費] AOZ水道光熱費：16,172,792円</p> <p>[負担金] 駐輪場整理負担金：60,702円</p>

<p>役員<span>の</span>状況</p>	<p>[直前5期間の役員数の推移]  取締役9名（うち、代表取締役社長及び常務取締役各1名）  監査役2名</p> <p>[常勤役員の職務内容]  ・業務の承認及び判断（毎週金曜日に部長会を実施）  ・会議等への出席</p> <p>福島市中心市街地将来ビジョン検討委員会  福島商工会議所議員他</p> <p>・各種事業のサポート</p> <p>[役員報酬の基準・決定方法]  ・株主総会を通して決定（定款第27条）  ・第17回定時株主総会にて年額10,000,000円以内に改定決議（但し、使用人給与を除く。）</p> <p>[役員<span>の</span>勤務状況]  常務取締役（週3回）  代表取締役（週1回）他取締役会への出席</p>																								
<p>従業員<span>の</span>状況</p>	<p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="437 1093 1369 1285"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無期雇用</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>有期雇用</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td><b>計</b></td> <td><b>9</b></td> <td><b>10</b></td> <td><b>12</b></td> <td><b>13</b></td> <td><b>11</b></td> </tr> </tbody> </table>	区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	無期雇用	3	3	5	8	8	有期雇用	6	7	7	5	3	<b>計</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>12</b>	<b>13</b>	<b>11</b>
区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度																				
無期雇用	3	3	5	8	8																				
有期雇用	6	7	7	5	3																				
<b>計</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>12</b>	<b>13</b>	<b>11</b>																				

## (イ) 最近5年間の決算数値

## 貸借対照表

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動資産)	292,605,447	314,896,039	334,951,156	342,340,490	386,281,614
現金預金	261,524,039	283,478,412	307,668,902	314,782,946	344,818,340
売掛金	13,596,150	12,668,125	10,102,212	12,159,581	24,370,966
商品	773,673	669,040	528,896	546,163	896,578
貯蔵品	3,920,727	6,823,329	5,068,757	4,336,687	5,731,802
未収入金	9,465,134	9,191,768	7,967,177	8,299,570	8,239,114
仮払金	15,000	15,000	0	0	0
立替金	1,065,212	770,263	564,971	557,789	626,697
前払費用	2,288,512	2,149,666	3,077,941	1,697,754	1,648,117
貸倒引当金	△ 43,000	△ 869,564	△ 27,700	△ 40,000	△ 50,000
(固定資産)	832,200,933	794,668,504	768,714,244	751,404,249	773,254,954
(有形固定資産)	791,607,955	755,750,486	729,471,186	713,362,622	735,287,996
建物	543,182,161	524,474,754	505,778,639	492,074,600	473,245,047
建物付属設備	61,642,850	51,509,708	49,185,036	47,018,120	90,817,412
構築物	17,990,265	15,051,740	12,627,113	11,347,129	9,973,977
車両運搬具	316,733	158,367	2	2	2
工具器具備品	5,712,851	4,409,871	3,937,163	7,194,379	5,908,340
リース資産	7,831,323	5,336,583	2,692,043	779,003	491,603
一括償却資産	524,187	401,878	843,605	541,804	444,030
土地	154,407,585	154,407,585	154,407,585	154,407,585	154,407,585
(無形固定資産)	300,398	225,438	150,478	874,047	693,787
ソフトウェア	162,414	87,454	12,494	736,063	555,803
電話加入権	137,984	137,984	137,984	137,984	137,984
(投資その他の資産)	40,292,580	38,692,580	39,092,580	37,167,580	37,273,171
出資金	1,040,000	1,040,000	2,540,000	2,540,000	2,540,000
敷金・保証金	39,240,000	37,640,000	36,540,000	34,615,000	33,015,000
長期前払費用	12,580	12,580	12,580	12,580	1,718,171
(繰延資産)	183,334	83,334	1,180,001	940,000	700,000
繰延資産	183,334	83,334	1,180,001	940,000	700,000
資産合計	1,124,989,714	1,109,647,877	1,104,845,401	1,094,684,739	1,160,236,568

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動負債)	118,769,447	99,970,733	96,440,289	86,519,598	149,383,623
買掛金	897,626	715,128	702,763	1,040,273	831,557
短期借入金	40,294,000	40,294,000	40,294,000	39,204,000	39,204,000
未払金	22,077,337	33,712,151	26,255,962	24,182,275	76,577,766
未払費用	146,304	87,935	314,940	503,955	479,070
前受金	15,143,650	14,451,879	14,525,974	14,797,204	16,195,420
預り金	387,858	604,872	441,436	595,299	353,918
未払法人税等	36,517,300	6,721,600	11,872,900	5,794,200	15,431,500
リース債務	3,291,372	3,378,168	2,017,314	310,392	310,392
地域券	14,000	5,000	15,000	92,000	
(固定負債)	873,455,568	856,134,992	837,660,874	824,052,482	810,620,090
長期借入金	404,601,000	365,397,000	326,193,000	288,079,000	252,142,000
受入保証金	241,590,000	235,278,000	228,966,000	222,654,000	216,342,000
長期預り敷金	154,933,054	154,915,554	154,960,554	155,988,554	156,015,554
リース債務	4,931,514	2,244,438	841,320	530,928	220,536
回収費引当金	7,400,000	8,300,000	6,700,000	6,800,000	5,900,000
修繕引当金	60,000,000	90,000,000	120,000,000	150,000,000	180,000,000
(負債合計)	992,225,015	956,105,725	934,101,163	910,572,080	960,003,713
資本金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
資本剰余金					
利益剰余金	32,764,699	53,542,152	70,744,238	84,112,659	100,232,855
(純資産合計)	132,764,699	153,542,152	170,744,238	184,112,659	200,232,855
負債・純資産合計	1,124,989,714	1,109,647,877	1,104,845,401	1,094,684,739	1,160,236,568

## 損益計算書

(単位：円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
売上高	431,135,236	419,617,716	411,826,708	419,544,006	422,968,993
売上高	116,999,991	110,552,179	106,125,028	117,851,439	119,747,483
補助金収入	13,909,726	10,959,033	8,434,522	5,925,475	4,844,128
家賃収入	299,032,438	298,106,504	297,267,158	295,767,092	298,377,382
工事売上	1,193,081				
売上原価	11,612,510	8,671,834	8,592,395	7,236,267	7,601,310
期首棚卸高	593,115	773,673	669,040	528,896	546,163
仕入高	10,598,772	8,567,201	8,452,251	7,253,534	7,951,725
委託費	1,215	0	0	0	0
外注費	1,193,081	0	0	0	0
期末棚卸高	773,673	669,040	528,896	546,163	896,578
(売上総利益)	419,522,726	410,945,882	403,234,313	412,307,739	415,367,683
一般管理費・販売費	330,153,577	331,011,103	325,111,089	340,647,107	350,059,621
(営業利益)	89,369,149	79,934,779	78,123,224	71,660,632	65,308,062
営業外収益	22,580,524	7,004,726	1,793,118	420,442	11,784,184
受取利息	43,198	53,107	48,107	26,968	14,126
受取配当金	1,200	1,200	1,200	1,200	11,200
雑収入	22,536,126	6,950,419	1,743,811	392,274	11,758,858
営業外費用	10,284,524	8,625,541	7,785,587	8,555,596	6,133,127
支払利息	9,971,425	8,557,505	7,785,465	6,972,256	5,696,922
雑損失	313,099	68,036	122	1,583,340	436,205
(経常利益)	101,665,149	78,313,964	72,130,755	63,525,478	70,959,119
特別利益	5,666,000	7,443,000	9,169,564	6,727,700	6,840,000
貸倒引当金戻入益	220,000	43,000	869,564	27,700	40,000
回収費引当金戻入益	5,446,000	7,400,000	8,300,000	6,700,000	6,800,000
特別損失	42,940,000	38,300,000	38,303,743	37,193,694	35,900,000
修繕引当金繰入	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
回収費引当金繰入	7,400,000	8,300,000	6,700,000	6,800,000	5,900,000
固定資産除却損	0	0	1	393,694	0
貸倒損失	0	0	1,603,742	0	0
圧縮損	5,540,000	0	0	0	0
税引前利益	64,391,149	47,456,964	42,996,576	33,059,484	41,899,119
法人税・住民税等	38,178,594	24,679,511	23,794,490	17,691,063	24,278,923
当期純利益	26,212,555	22,777,453	19,202,086	15,368,421	17,620,196

## (ウ) 全般的事項

### 1. 中長期の経営計画及び資金計画の策定（指摘）

当社の主たる事業は不動産賃貸業であり、とりわけ平成 22 年 9 月に建物を中古取得して同年 11 月にリニューアルオープンした MAX ふくしまが最大の収益物件となっている。当該建物への平成 22 年度の総投資額は約 14.3 億円であり、投資資金は補助金 4.1 億円、借入金 5.4 億円、敷金保証金 4.2 億円などにより賄われている。なお、当該建物全体の価額は 19.5 億円だが、このうち 5.2 億円は公共施設であるため、当社の負担額は 14.3 億となっている。

平成 30 年 3 月期の決算数値には、この物件に関する不動産賃貸等の収入が 3.4 億円計上されており、売上高の 80%を占めている。当該賃貸物件については計画的な修繕が必要であり、物件管理を委託している業者から当社が入手した、近い将来に対応が必要となる大規模修繕の見込によると、約 225 百万円の見積額となっている。当社は将来の大規模修繕とその資金収支の見込を加味した 5 年程度の中長期の収支見込は策定しているが、取締役会等における機関決定がなされた正規の中期経営計画は策定されていない。

当社の主たる事業である不動産賃貸業は、計画的な修繕が不可欠であり、かつ、電気設備や給排水衛生設備のリニューアルには多額の費用がかかる。平成 22 年 9 月の MAX ふくしま取得時には銀行借入による資金調達のために、MAX ふくしま取得後の 20 年間の収支計画が作成されているが、今後の安定的な経営維持のためには、少なくとも 5 カ年程度、できれば 10 カ年程度の中長期経営計画を策定すべきである。その際は、不動産賃貸事業の建物等の大規模修繕を含む維持管理コストを前提に、目標とする賃貸収入獲得のための賃料及び入居率を設定し、計画的な事業運営を図るべきである。

また、過去の不動産取得に伴う長期借入金の残高が、平成 30 年 3 月末で 291,346,000 円（うち 1 年以内返済長期借入金が 39,204,000 円）あり、一方で平成 30 年 3 月末の現金預金残高は 344,818,340 円ある。同年度の受取利息は 14,126 円で支払利息は 5,696,922 円であることから、中長期の経営計画に基づく資金計画により、金利が高い借入金（2.5～1.35%）を優先的に繰り上げ返済することを検討すべきである。

### 2. 取締役会及び株主総会

#### (1) 重要な出資に係る取締役会決議（意見）

平成 27 年 6 月 8 日開催の取締役会議事録において、上町開発株式会社への出資の件が記載されている。ただし、これは決議事項ではなく、「2.その他」の事項としての報告事項の取り扱いとなっている。

取締役会の規定上は決議事項とすべき対象となるか否かが明確ではないが、本件の出資額は 1,500 千円にとどまるが、出資比率は 14%であることから、取締役会において決議事項とすることが望ましいと考える。

(2) 計算関係書類の取締役会及び株主総会での承認（意見）

毎年5月に開催される取締役会議事録及び6月に開催される定時株主総会の議事録によると、毎回、計算関係書類として「純売上高内訳書、販売費及び一般管理費」の書類が承認されている。しかしながら、これらの書類は会社法に定める計算書類には該当しないため、取締役会及び株主総会での承認は不要である。なお、議案の参考書類として配布あるいは説明することは特に問題ない。

(3) 役員候補者の取締役会での承認（意見）

平成28年5月30日に開催された取締役会では株主総会の議案として取締役選任及び監査役選任に関する事項があり、平成30年5月31日に開催された取締役会では株主総会の議案として取締役選任に関する事項がある。しかし、いずれの取締役会においても、取締役や監査役の候補者を選任する決議がなされていない。

会社法上の明文規定はないが、株主総会に議案を上程する前提として、取締役候補者または監査役候補者に関しては、取締役会での承認を得ることが望ましい。

### 3. 配当金や株主優待の取扱い

(1) 配当金の基準設定（意見）

平成30年3月期以前の過去4年間で、配当金が以下の通り支払われている。株主への配当は当期純利益の10%程度を目処として実施しているとのことだが、明確な基準はない。前述の中長期の計画を踏まえて、配当の基準または基本方針を定めて文書化することが望ましいと考える。

年度	当期純利益（千円）	配当金（千円）
平成27年3月期	22,777	2,000
平成28年3月期	19,202	2,000
平成29年3月期	15,368	1,500
平成30年3月期	17,620	1,000

(2) 株主優待制度の基準設定（意見）

株主優待として毎年1,005,000円の加盟店共通お買物券を発行している。平成30年3月期を含む過去3期間のお買物券の発行実績を調査すると、持株数に応じて以下の通りとなっているが、その基準が明確ではない。また、福島市、商工会議所、金融機関についてはお買物券を発行しておらず、菓子折のみとしている。本来、会社法の株主平等の原則にたてば、株主に対する優待策は同一基準とするべきであり、その基準を明文化することが望ましい。

次に、本件の実施に関しては「例年通り」として部長会で決定しているとのことだが、部長会は議事録が作成されないため、会社としての意思決定プロセスが明確でない。株主優待策という内容からすると、まず、その基準を文書化し、以後の運用・実施に関しては取締役会への報告事項とすることが望ましい。

保有株式数(株)	お買物券発行額 (円)
20	30,000
30～40	45,000
60 以上	60,000

#### 4. 決裁規程の遵守（指摘）

テナントの内装工事（3B 工事）11,016,000 円（税込）を実施するに当たり、稟議書承認により意思決定を図っているが、総務部長までの回覧・承認に留まっている。当社の決裁規程によれば、事務執行責任者の専決事項は 100 万円未満の契約なので、当該工事の契約は社長及び常務の承認が必要であるにも関わらず回覧されていない。決裁規程に基づき必要な承認手続を踏んだ上で取引を行うべきである。

#### 5. パソコンのセキュリティ管理（指摘）

当社の社員数は平成 30 年 3 月末で正社員が 11 名と少なく、パソコンは 1 人 1 台貸与されているとのことだが、利用者 ID の設定はなくパスワードを設定しているのみとのことである。また、インターネットバンキング専用を使用している共用パソコンが 1 台あるが、パソコン立ち上げ用のパスワードが設定されていないとのことである。

セキュリティレベルを上げるため、貸与 PC それぞれに ID を設定すべきである。特にインターネットバンキング用のパソコンは不正やハッキングなどのリスクが高いため、ID とパスワードの設定は必須であり、当該パソコンを使用できる者を限定すべきである。

### (エ) 会計処理等

#### 1. 未収入金と売掛金の区分（意見）

テナントが負担する内装工事（3B 工事）の代金について、テナントから収受する金額 11,016,000 円が平成 30 年 3 月末の売掛金残高として計上されている。しかし、これは売上計上に伴う金銭債権ではないため、売上債権である売掛金ではなく未収入金として計上することが適切である。

#### 2. 割賦未払金の長短区分（意見）

流動負債の未払金に計上されている MAX 福島の自動火災報知設備・非常用放送設備は、支払期間が 2018/3/20～2026/2/25 までの 96 回払いであり、平成 30 年 3 月期末時点の残支払回数は 95 回である。

これは設備工事の割賦による支払であるため、固定負債に計上しているリース債務の一部と同様に、決算日から 1 年以内に支払予定の金額 5,267,592 円（406,450 円×1.08×12 ヶ月）のみを流動負債に計上し、残りの金額 36,434,178 円（406,450 円×1.08×83 ヶ月）については固定負債に計上することが適切である。

### 3. 未払費用の計上（指摘）

借入金の返済及び利息の支払いは毎月末に行っている。しかし、平成 30 年 3 月 31 日は土曜日であり金融機関休業日のため、翌営業日の平成 30 年 4 月 2 日に借入金の返済及び利息の支払を行っている。

このようなケースで未払計上を行わない場合は、支払が翌期にずれ込んだ平成 30 年 3 月期決算での支払利息は 11 ヶ月分の計上にとどまり、翌年度、すなわち平成 31 年 3 月期決算では 13 ヶ月分の支払利息が計上される。このため、決算数値の期間比較可能性確保のために、発生主義に基づいて決算期末において 1 ヶ月分の支払利息 482,703 円を未払計上すべきである。

### 4. 賞与引当金の計上（指摘）

現状では賞与引当金が計上されていないが、決算期末の 3 月までに既に支給対象期間が経過している部分については、発生主義に基づいて賞与引当金を計上すべきである。当社の給与規程によると、前年 12 月から当年 5 月までの賞与が 6 月に支払われるため、3 月決算では 4 ヶ月分の支給対象期間が経過している。

したがって、平成 30 年夏季賞与 3,954,500 円に 15%の社会保険料相当額を加えた金額の 4/6 の 3,032 千円が、平成 30 年 3 月期末において引当計上すべき金額となる。

### 5. 修繕引当金の計上方法（指摘）

#### (1) 引当計上の妥当性

平成 30 年 3 月期末で修繕引当金が 180,000,000 円計上されている。これは、MAX ふくしまの将来の修繕に備えることを目的として、平成 25 年 3 月期から毎期 30,000,000 円ずつ計上しているものである。しかし、以下の点から、当社が現在計上している引当金のこれまでの会計処理は、適正な会計処理ではないものとする。

#### ① 引当金残高の妥当性

当社が MAX ふくしまの管理委託業者から入手した平成 30 年 9 月 14 日時点の修繕工事の状況に関する見積資料によると、費用総額は 224,640 千円であり、平成 30 年 3 月末の引当額と一致していない。もともと見積額であるため、必ず引当金額を見積額と一致させる必要はないが、引当額と見積額との差異理由に関する根拠は示されなかった。

#### ② 引当金の要件への該当

引当金は以下の 4 要件を満たした場合に計上されるものである（企業会計原則注解 18）。当社が引当対象としているビルの大規模修繕は、このうち、イ）とハ）の要件は満たすものの、ロ）とニ）に関しては引当計上可能な程度の合理的見積は困難と考える。すなわち、修繕費の発生原因は当期以前の事象に起因するものの、設備の状況により使用可

能期間が当初想定した期間よりも長期化したり、修繕までの時期を意図的に引き延ばすことが可能である。また、その修繕の金額は、使用による摩耗・損耗や経年劣化などによる交換部品の程度や金額の合理的な見積りが困難であるため、引当金の要件を満たさないものとする。

- イ) 将来の特定の費用又は損失である
- ロ) その発生が当期以前の事象に起因する
- ハ) 発生の可能性が高い
- ニ) その金額を合理的に見積ることができる

実際に、不動産賃貸を主たる事業とする上場企業、例えば三菱地所、三井不動産、森ビルなどの貸借対照表にも修繕引当金は計上されていない。2017年4月から2018年3月に決算を迎えた東証1部上場企業で修繕引当金を計上している不動産業を営む会社を調査した結果、1社が該当したが、その内容は発電設備の定期修繕に係る引当であった。

また、会計文献等の例示では、通常の修繕引当金は、当年度に実施する予定だった修繕が翌年に延期されたなどのケースを想定している。さらに、船舶や溶鉱炉などの大規模修繕は特別修繕引当金として計上することが解説されているが、特別修繕引当金の対象としてビルの修繕を例示している文献等はほとんど見当たらない。

### ③ 引当金の計上及び取崩方法

当社の修繕引当金は、業者の概算見積金額はあるものの、引当金の残高は、その見積金額と一致していない。また、每期30,000千円を引当計上するという分割計上の根拠が見当たらず、利益の範囲内での引当となっている。さらに、前述した見積額224,640千円には既に実施された工事も含まれているが、引当金の目的取崩が行われていない。

特定の大規模修繕に備えた引当金であるならば、引当対象とした工事が実施された年度で取崩を行う必要がある。

#### (2) 今後の会計処理

以上述べてきたとおり、現行の企業会計の基準に照らせば、賃貸ビルに対して修繕引当金を計上することは困難であり、上場会社や会社法上の大会社のように会計監査人の設置を必要とするような会社であれば、引当計上が認められる可能性は極めて低いと考える。

しかし、当社のように会社法の区分による小会社で、かつ、非公開会社の場合であっても、その事業収入や経費の大部分が1棟の賃貸ビルに依存している状況のもとでは、会社の単年度損益に大きな影響を及ぼす修繕費に対して引当を行うことは、却って株主や債権者にとって有益な会計情報であるとも考えられる。すなわち、大規模修繕を行った年度のみ損失が発生し、他の年度は利益計上されるようなケースでは、大規模修繕に備えて、その見積額を定期的に修繕が必要となる一定期間にわたって分割して引当計上するような方法である。これにより、期間損益が平準化されるとともに、将来の支出に備

えた資金留保の目標額も明確になる。また、会社の経営実態をより適切に示すことにもつながり、有益な会計情報となり得る。

そのためには、引当対象とする工事の内容を明確にして、工事ごとの見積額と定期修繕を必要とする周期を定め、それらに基づいて毎期一定額の引当計上を行うべきである。また、引当対象の工事が実施された年度には、当該引当金を取崩すことになる。

このように、損益調整ではなく、定期的な修繕に係る工事見積額を、設定した期間内に引当計上し、目的支出があった年度に取崩すという方法であれば、多少の見積誤差があったとしても、引当計上が認められる余地があるものとする。

## (オ) その他

### 1. もりんカードポイントの有効期限（意見）

現在、もりんカードの発行ポイントには有効期限がないため、ポイント制を導入した平成9年分以降に発行したポイントをすべて管理している。発行年度ごとの使用実績データはないが、以下の通り近年のポイントの発行と回収状況は、いずれもほぼ10,000千ポイント程度である。これに対して未回収ポイント数は91,184千ポイント、金額換算で113,980千円に達している。

このように発行、回収ポイント数に対して残高ポイントが多いのは、使用されないまま滞留しているポイントが多数あるためと思われる。発行回収状況からすると、実際には長期経過したポイントの使用率は相当に低いと思われる。

管理事務の負担、データ管理の困難性を考慮すると、新規に発行するカードのポイントには有効期限を設けることが望ましい。

年度	発行ポイント(ポイント)			回収ポイント (ポイント)	未回収	
	有償	無償	合計		ポイント	金額(円)
平成9年度	19,522,450	5,310,389	24,832,839	2,876,800	21,956,039	27,445,049
平成10年度	27,586,256	3,182,613	30,768,869	12,694,400	40,030,508	50,038,135
平成11年度	25,273,668	3,383,775	28,657,443	17,444,400	51,243,551	64,054,439
平成12年度	21,775,000	1,832,407	23,607,407	17,313,600	57,537,358	71,921,698
平成13年度	19,167,500	3,146,387	22,313,887	17,898,800	61,952,445	77,440,556
平成14年度	20,082,500	1,993,838	22,076,338	17,103,600	66,925,183	83,656,479
平成15年度	19,844,111	2,286,354	22,130,465	18,799,200	70,256,448	87,820,560
平成16年度	15,270,125	1,659,391	16,929,516	15,132,800	72,053,164	90,066,455
平成17年度	12,690,923	1,046,231	13,737,154	12,827,234	72,963,084	91,203,855
平成18年度	13,488,610	1,163,330	14,651,940	12,276,003	75,339,021	94,173,776
平成19年度	15,988,215	1,116,265	17,104,480	14,909,584	77,533,917	96,917,396
平成20年度	13,668,476	1,150,711	14,819,187	12,946,514	79,406,590	99,258,238
平成21年度	12,236,527	1,132,157	13,368,684	13,080,533	79,694,741	99,618,426
平成22年度	10,974,009	999,536	11,973,545	11,182,709	80,485,577	100,606,971
平成23年度	10,664,213	881,796	11,546,009	9,903,035	82,128,551	102,660,689
平成24年度	11,454,716	857,450	12,312,166	10,305,708	84,135,009	105,168,761
平成25年度	12,010,208	988,392	12,998,600	11,023,556	86,110,053	107,637,566
平成26年度	11,218,325	978,629	12,196,954	10,653,952	87,653,055	109,566,319
平成27年度	10,539,634	829,058	11,368,692	10,772,329	88,249,418	110,311,773
平成28年度	10,847,896	886,349	11,734,245	10,029,322	89,954,341	112,442,926
平成29年度	10,810,867	996,727	11,807,594	10,577,860	91,184,075	113,980,094

### Ⅲ. 株式会社飯野町振興公社（平成 30 年 9 月 13 日往査）

#### (ア) 法人の概要

所在地	〒960-1303 福島市飯野町青木字小手神森 1 番地の 299
設立年月日	平成 6 年 9 月 30 日
代表者	代表取締役 川島 博
出資等	資本金 10,000 千円 発行済株式数：100 株 うち市の保有株式：51 株（51%保有） その他の出資者はふくしま未来農業協同組合、飯野町振興公社商工持株会
設立目的	飯野物産館の営業に伴い収益事業を行うため、飯野町（現福島市）、川俣飯野農業協同組合（現ふくしま未来農業協同組合）、商工持株会の出資により設立されたものであり、事業内容は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯野ふれあい館管理業務</li> <li>・飯野物産館管理販売業務及び食堂営業</li> <li>・千貫森庭球場管理業務</li> <li>・千貫森公園管理業務</li> </ul>
主な事業内容 と今後の方針	主な事業内容は、福島市飯野ふれあい館、福島市飯野物産館及び福島市千貫森庭球場の管理・運営である。 福島市飯野ふれあい館については、更に資料の収集を行うとともに、既存の資料を生かし、効果的な情報提供により集客につなげる。 福島市飯野物産館については、人気のラーメンを中心に、新メニューの開発に努めている。
事業計画及び 予算管理	福島市飯野ふれあい館、福島市飯野物産館及び福島市千貫森庭球場指定管理者管理業務の計画書に基づき、当該施設の事業計画及び予算管理を行っている。 なお、当該計画書は、中長期的な計画であるが、イベント等の事業内容の変更などにより、年に 1 回見直しを行っている。
福島市との取 引の内容 (平成 29 年度)	(収入) 指定管理料 18,740,000 円 (支出) 行政財産使用料 625,712 円

<p>役員の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員数の推移（平成 25 年度～29 年度） 8 名（代表取締役 1 名・取締役 5 名・監査役 2 名、全て非常勤）</li> <li>・ 役員の報酬 代表取締役 240,000 円（20 千円×12 か月） 取締役 140,000 円（20 千円× 7 名）</li> <li>・ 役員の執務状況 代表取締役 月 2 回 取締役・監査役（総会等年 3 回）</li> </ul>																														
<p>従業員の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の推移 <span style="float: right;">（単位：人）</span></li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 725 1326 1025" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">H25 年度</th> <th style="width: 15%;">H26 年度</th> <th style="width: 15%;">H27 年度</th> <th style="width: 15%;">H28 年度</th> <th style="width: 15%;">H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正社員</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td>5</td> <td>5.5</td> <td>6</td> <td>6.5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>パート</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>8.5</td> <td>9</td> <td>9.5</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正社員の平均勤続年数 13 年</li> </ul>	区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	正社員	2	2	2	2	2	臨時	5	5.5	6	6.5	7	パート	1	1	1	1	1	計	8	8.5	9	9.5	10
区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																										
正社員	2	2	2	2	2																										
臨時	5	5.5	6	6.5	7																										
パート	1	1	1	1	1																										
計	8	8.5	9	9.5	10																										

## (イ) 最近5年間の決算数値

貸借対照表

(単位：円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動資産)	18,769,864	17,577,969	17,351,242	18,602,584	20,160,393
現金預金	18,120,617	17,004,154	16,691,665	17,870,857	19,499,014
商品	314,797	275,565	374,577	367,427	414,604
未収入金	334,450	298,250	285,000	364,300	246,775
(固定資産)	1,170,633	1,240,952	1,031,556	864,723	731,860
(有形固定資産)	964,122	1,034,441	825,045	658,212	525,349
構築物		304,160	273,744	246,370	221,733
車両運搬具	1	1	1	1	1
工具器具備品	964,121	730,280	551,300	411,841	303,615
(無形固定資産)	195,671	195,671	195,671	195,671	195,671
電話加入権	136,871	136,871	136,871	136,871	136,871
有線加入権	58,800	58,800	58,800	58,800	58,800
(投資その他の資産)	10,840	10,840	10,840	10,840	10,840
リサイクル預託金	10,840	10,840	10,840	10,840	10,840
資産合計	19,940,497	18,818,921	18,382,798	19,467,307	20,892,253
勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動負債)	2,313,785	2,287,993	2,113,906	2,368,738	2,643,640
買掛金	196,042	303,449	320,475	398,616	407,488
未払金	2,016,613	1,879,948	1,678,998	1,861,077	2,124,184
預り金	101,130	104,596	110,653	109,045	111,968
仮受金	0	0	3,780	0	0
(固定負債)	0	0	0	0	0
(負債合計)	2,313,785	2,287,993	2,113,906	2,368,738	2,643,640
資本金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
資本剰余金	0	0	0	0	0
利益剰余金	7,626,712	6,530,928	6,268,892	7,098,569	8,248,613
(純資産合計)	17,626,712	16,530,928	16,268,892	17,098,569	18,248,613
負債・純資産合計	19,940,497	18,818,921	18,382,798	19,467,307	20,892,253

損益計算書

(単位：円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
売上高	29,064,413	32,890,753	33,650,541	35,293,813	36,870,330
物産品売上高	4,057,138	4,607,540	4,662,661	4,467,123	4,619,514
食堂売上高	4,133,565	5,411,053	6,754,160	8,289,940	9,576,096
管理運営業務受託収入	17,977,000	19,625,600	18,740,000	18,740,000	18,740,000
入館料等収入	2,896,710	3,246,560	3,493,720	3,796,750	3,934,720
売上原価	7,807,197	9,811,202	9,798,404	10,433,776	11,161,742
物産品仕入高	3,345,862	4,015,712	3,777,383	3,672,667	3,503,486
食堂材料仕入	2,175,032	2,917,749	3,284,159	3,930,843	4,278,503
食堂燃料費	503,423	634,964	669,263	667,489	704,220
包装消耗品	1,782,880	2,242,777	2,067,599	2,162,777	2,675,533
(売上総利益)	21,257,216	23,079,551	23,852,137	24,860,037	25,708,588
一般管理費・販売費	24,919,950	24,840,690	24,137,228	24,068,846	24,586,755
(営業利益)	△ 3,662,734	△ 1,761,139	△ 285,091	791,191	1,121,833
営業外収益	14,750	665,355	23,055	38,486	28,211
受取利息	3,647	3,140	2,907	580	166
雑収入	11,103	662,215	20,148	37,906	28,045
営業外費用	100,000	0	0	0	0
雑損失	100,000	0	0	0	0
(経常利益)	△ 3,747,984	△ 1,095,784	△ 262,036	829,677	1,150,044
税引前利益	△ 3,747,984	△ 1,095,784	△ 262,036	829,677	1,150,044
法人税・住民税等	0	0	0	0	0
当期純利益	△ 3,747,984	△ 1,095,784	△ 262,036	829,677	1,150,044

## (ウ) 全般的事項

### 1. 定款の改定（指摘）

当社の定款は平成 6 年 9 月の会社設立時のものが改定されておらず、会社法の改正に対応していない。この結果、以下の点が会社法と不整合になっていることから、早急に定款を改定すべきである。

- (a) 額面株式発行に係る記載があるが、現行法では額面株式の概念がないため削除すべき
- (b) 取締役及び監査役の任期が現行法と異なる（取締役 2 年、監査役 3 年とされている）

### 2. 法人役員変更の未登記（指摘）

法人の登記簿謄本を確認したところ、平成 25 年 8 月 1 日以後、役員変更登記が行われていない。その間、取締役が 1 回、監査役が 2 回、改選されているが、いずれも登記変更が行われていない。往査日現在（平成 30 年 9 月 13 日）においても、現任の取締役 1 名、監査役 1 名が役員として登記されていないため、早急に登記を行うべきである。

### 3. 取締役会・株主総会

#### (1) 取締役会の開催頻度（指摘）

取締役会が開催されるのは、通常は年 2 回、11 月と 5 月である。しかし、会社法では 3 カ月に 1 回以上の頻度で取締役は職務執行報告を行うこととされており、法令に準拠した取締役会運営がなされていない（会社法第 363 条第 2 項）。

#### (2) 監査役の取締役会への出席（指摘）

当社は監査役を設置しているため、現行会社法では監査役は取締役会への出席義務がある。しかし、年 2 回の取締役会の議事録によると監査役は取締役会に出席していない。監査役は取締役会への出席義務を果たすべきである（会社法第 383 条）。

#### (3) 事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書の取締役会承認（指摘）

毎年 5 月下旬に開催される取締役会において、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）の承認が決議事項とされている。しかし、取締役会議事録の記載によると、議決の対象としている計算書類にはその附属明細書が含まれていない。また、事業報告が報告事項とされているが、事業報告はその附属明細書とともに取締役会の承認事項である。取締役会の承認事項とされている事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書が承認されておらず、会社法の規定に従っていない（会社法第 436 条第 3 項）。

取締役会での承認事項である事業報告、事業報告及び計算書類の附属明細書も議案に明示して承認を求め、議事録にもそれらの書類が承認された旨を明記すべきである。なお、株主総会での決議事項として承認を受ける必要がある書類には附属明細書は含まれない（会社法第 438 条）。

#### 4. 個人情報保護規程の整備（指摘）

会社規程の整備状況を確認したところ、個人情報保護に係る規程が整備されていない。当社の業務活動の中では、給与計算や業務委託者への報酬支払などでマイナンバーを使用することがあるため、早急に個人情報保護規程を整備すべきである。

#### 5. 決算の官報公告（指摘）

定款の第4条で会社の公告は官報に掲載するものとしているが、質問の結果、決算公告は行っていないとのことであった。決算公告は中小企業では実施していない例も多いが、会社法により定時株主総会の終了後遅滞なく実施することが要求されているものであり、定款に定めた方法に基づいて、官報に公告すべきである（会社法444条第1項）。なお、公告の内容は貸借対照表の要旨で足りる（会社法444条第2項）。

### （エ）会計処理等

#### 1. 公印管理規程の運用状況（指摘）

法人代表印及び銀行届出印が鍵のついていない箱に保管され、執務時間外にも金庫には保管されていないとのことである。当社の公印管理規程第10条によれば、施錠された箱に入れた上で、執務時間外は金庫に保管する必要がある。

また、同規程第9条によれば公印を使用する都度公印管理使用簿に記入することとされているが、実際には公印管理使用簿が作成されていなかった。公印の適切な管理と責任の明確化のため、公印使用簿を作成し、記録を行うべきである。

#### 2. 入館料収入の記帳時期（指摘）

入館料は窓口での現金収入だが、会計帳簿（現金出納帳）には当該現金収入を普通預金に預け入れした時点で記帳している。入館料は当社管理の会計帳簿（現金出納帳）と別の出納帳を作成して入金時に記帳しているが、会計帳簿には記帳されていない。

このため、銀行に預け入れるまでの期間（2～3営業日）は入館料収入が会計帳簿に記帳されていない。施設内で保有する全ての現金を会計帳簿で管理するため、今後は当社管理の会計帳簿（現金出納帳）に日々入館料収入と一緒に記帳し、現金入金の都度、収入計上すべきである。

#### 3. 総勘定元帳の記載事項（意見）

当社の総勘定元帳には相手勘定科目を記載する欄が設定されていない。このため、総勘定元帳の記録から取引内容を確認することができず、振替伝票まで遡及して確認する必要がある。この結果、仕分け内容の事後チェック、取引内容の確認、誤謬の訂正などの事務作業が非効率であり、総勘定元帳が本来の役割を十分に果たしていない。

事務の効率化と不正・誤謬リスクへの対応のために、総勘定元帳には相手勘定科目の記載欄を設定し、複式簿記による記帳の有用性を最大限に活用することが望ましい。

#### 4. 銀行残高証明書の入手（指摘）

現状では、期末の決算確定業務において銀行残高証明書が入手されていない。決算確定にあたっては、預金残高の正確性や会計処理の誤りを避けるため、期末日時点での残高証明書を必ず入手し、各預金残高との一致を確認すべきである。

#### 5. 普通預金の入出金取引の会計処理（指摘）

決算日後に行われた普通預金の入出金取引の一部が、決算月内（3月中）の取引として経理処理されていた。普通預金の入出金については期末日までの取引のみを記帳すべきである。

一方、期末月に帰属する取引であっても期末日以降の入出金となる取引は、未収入金や未払金といった勘定科目で経理処理した上で決算を確定する必要がある。また、前述の通り、期末日時点での銀行残高証明書を入手し、預金勘定との一致を確認すべきである。

実際の入出金日	取引内容	金額	修正仕訳
2018/4/3	3/30-3/31 入館料預入	37,000 円	現金／普通預金 37,000 円
2018/4/2	NTT 電話料	2,592 円	普通預金／未払金 2,592 円
2018/4/2	社会保険料 3 月分	224,301 円	普通預金／未払金 224,301 円

上表の取引が全て3月の入出金として記帳されていたため、平成29年度末の貸借対照表は、普通預金が189,893円過少、現金残高が37,000円過少、未払金残高が226,893円過少となっている。

#### 6. 大量購入した商品包装用紙の棚卸（意見）

平成29年12月に商品販売時の包装紙5,500枚を225,180円で購入しており、当該包装紙は往査日(平成30年9月13日)時点で大半が未使用で残っている。包装紙は倉庫内に点在しており、全てをカウントできていない状態だが、監査人が目視した限りでは2,700枚が未使用である。適正な決算報告及び棚卸資産の現物管理のために、購入した消耗品が未使用の場合には、期末日時点での棚卸数量を報告し、貯蔵品に計上することが望ましい。

#### 7. 適切な勘定科目の選択（意見）

包装消耗品費の支出内容について確認したところ、券売機や食洗機・厨房機器のリース料や電気料が主な内容である。決算状況を適正に判断するために、計算書類の作成に当たっては「リース料」や「光熱水道費」等、取引の内容を適切に示す勘定科目を使用することが望ましい。

#### 8. 未収入金及び未払金の期首の洗替処理（意見）

期首仕訳で未収入金及び未払金残高の洗替処理がされているため、未収入金及び未払金残高は、年度開始の時点でゼロとなっている。このため、実際の未収入金及び未払金残高が会計帳簿上管理されていない。

往査日(平成 30 年 9 月 13 日)現在では未払債務残高が 5,961 円あるが、会計帳簿には計上されていない。不正・誤謬のリスクを軽減するとともに、資金管理を効率的に行うために、未収入金や未払金の残高は洗替処理せずに、入金や支払の都度、消込を行うことが望ましい。

#### 9. 固定資産の実査（意見）

当社は固定資産台帳を作成しているが、固定資産の現物実査は行っていないとのことである。適切な固定資産管理のために、少なくとも年に 1 度は固定資産の実査（現物確認）を行うことが望ましい。

また、監査人が実査を試みた固定資産のうち、平成 7 年 6 月取得のソフトクリームフリーザー 13 個（帳簿価額 15 円）は、現在実物が無いとのことであり、このような資産は除却処理すべきである。なお、固定資産の現物実査を行うためには、固定資産の登録名称は場所等が特定できるように記載することが望ましい。

### IV. 公益財団法人福島市振興公社（平成 30 年 9 月 19 日往査）

#### (ア) 法人の概要

所在地	〒960-8117 福島市入江町 1 番 1 号
設立年月日	昭和 59 年 3 月 31 日に福島市の基本財産出損により財団法人として設立 平成 25 年 9 月 11 日に公益財団法人福島市振興公社に移行
出資者等	基本財産 42,000 千円 福島市 100%（基本財産を出捐）
代表者	理事長 菊地 威史
設立目的	市民文化の振興及び労働福祉の増進並びに健康福祉の増進に関する諸事業を行うとともに、福島市から委託を受けた復興事業及び施設の管理運営を通じ、当該施設の利用の効率化を図り、もって、地域の振興と市民福祉の向上に寄与すること

<p>主な事業内容 と今後の方針</p>	<p>(1) 市民の文化振興に関する啓発及び推進事業  (2) 市民の労働福祉増進に関する推進事業  (3) 市民の健康増進に関する啓発及び推進事業  (4) 地域の振興に関する推進事業  (5) 埋蔵文化財調査及び研究による文化財の保護保存及び継承事業  (6) 福島市における除染監理業務の受託事業  (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>平成 29 年度管理施設  音楽堂、働く婦人の家、勤労青少年ホーム、福島テルサ、福島市公会堂、古関裕而記念館、写真美術館、ヘルシーランド福島、サンライフ福島、じょーもびあ宮畑、文化財調査室</p> <p>今後の方針  さらなる文化振興及び労働福祉及び健康福祉の増進を図るため、各種事業を行い、地域と一体となった施設の運営を行うことで、地域振興と市民福祉の向上に寄与していきます。</p>						
<p>事業計画及び 予算管理</p>	<p>中長期の経営計画はなく、単年度での計画により管理している  事業年度毎の年間予算、事業計画、実施状況は理事会に提出、承認を得ている</p>						
<p>福島市との取 引の内容 (平成 29 年度)</p>	<table border="0"> <tr> <td>補助金</td> <td>87,858,251 円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>110,505,512 円</td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td>424,021,943 円</td> </tr> </table>	補助金	87,858,251 円	委託料	110,505,512 円	指定管理料	424,021,943 円
補助金	87,858,251 円						
委託料	110,505,512 円						
指定管理料	424,021,943 円						
<p>役員の状況</p>	<p>役員数  常勤 1、非常勤 7 5 年間変動なし</p> <p>常勤役員（理事長）の職務  公社全体業務の統括</p> <p>役員報酬の基準・決定方法  常勤役員は評議員会で決定、非常勤役員は規程により決定</p> <p>役員の実務状況</p> <table border="0"> <tr> <td>常勤役員</td> <td>244 日</td> </tr> <tr> <td>非常勤役員</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>非常勤役員（監事）</td> <td>6 日</td> </tr> </table>	常勤役員	244 日	非常勤役員	5 日	非常勤役員（監事）	6 日
常勤役員	244 日						
非常勤役員	5 日						
非常勤役員（監事）	6 日						

従業員の状況	従業員の推移 (単位:人)					
	区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
	正規	34	34	33	34	34
	嘱託	4	3	9	8	10
	臨時	32	39	35	44	23
	パート	11	11	11	14	13
	計	81	87	88	100	80
平均勤続年数		23.63 年 (再雇用含まない)				

## (イ) 最近5年間の決算数値

貸借対照表

(単位：円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動資産)	100,923,680	147,752,432	210,897,904	323,183,088	105,967,268
現金	1,117,140	924,252	1,134,630	1,804,336	1,486,816
普通預金	29,307,061	31,872,682	47,037,174	154,902,715	32,278,800
未収金	35,723,025	53,060,718	88,887,354	163,297,253	69,639,082
前払金	34,776,454	61,894,780	73,838,746	3,178,784	2,562,570
(基本財産)	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000	168,000,000
定期預金	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000	168,000,000
(特定資産)	142,205,349	176,396,822	181,027,612	270,241,259	314,313,910
退職給付引当資産	142,205,349	176,396,822	181,027,612	270,241,259	292,313,910
退職給付費用準備資産	0	0	0	0	5,000,000
公益目的事業資産	0	0	0	0	17,000,000
資産合計	285,129,029	366,149,254	433,925,516	635,424,347	588,281,178
勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動負債)	71,151,248	94,712,426	130,880,688	138,973,643	55,713,991
未払金	28,735,930	51,406,361	96,594,305	47,934,231	26,967,623
前受金	12,855,760	14,244,980	10,569,580	17,049,900	17,079,916
預り金	24,352,758	12,477,785	9,339,703	8,930,212	9,997,352
未払法人税等	5,206,800	16,583,300	14,377,100	65,059,300	1,669,100
(固定負債)	142,205,349	176,396,822	181,027,612	270,241,259	292,313,910
退職給付引当金	142,205,349	176,396,822	181,027,612	270,241,259	292,313,910
(負債合計)	213,356,597	271,109,248	311,908,300	409,214,902	348,027,901
指定正味財産	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000
(うち基本財産への充当額)	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	0	0
一般正味財産	29,772,432	53,040,006	80,017,216	184,209,445	198,253,277
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	0	126,000,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	0	22,000,000
(正味財産合計)	71,772,432	95,040,006	122,017,216	226,209,445	240,253,277
負債及び正味財産合計	285,129,029	366,149,254	433,925,516	635,424,347	588,281,178

正味財産増減計算書

(単位：円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
経常収益	734,549,508	912,263,371	938,969,111	1,135,262,636	801,023,400
入場券等収益	12,244,000	19,364,400	11,841,250	12,480,820	13,690,408
事業受託収益	77,715,590	253,101,667	295,165,311	500,061,012	110,505,512
施設運営受託収益	375,788,484	374,745,835	374,670,068	377,656,821	424,021,943
施設利用料等収益	178,840,061	176,764,219	176,987,456	155,692,575	162,517,403
市補助金	89,701,784	87,875,984	80,228,667	89,303,182	87,858,251
その他	259,589	411,266	76,359	68,226	2,429,883
事業費	690,300,955	861,707,726	887,258,644	953,628,909	774,583,665
人件費	296,295,139	403,437,850	439,106,684	529,262,176	367,281,909
光熱水料費	128,235,584	134,978,528	120,115,603	92,775,075	102,552,874
委託料	130,296,190	137,858,808	135,566,036	133,275,427	148,191,365
その他	135,474,042	185,432,540	192,470,321	198,316,231	156,557,517
管理費	24,817,118	10,704,771	10,462,657	12,382,198	10,726,803
人件費	23,295,911	9,399,014	8,518,399	10,935,776	9,316,348
その他	1,521,207	1,305,757	1,944,258	1,446,422	1,410,455
(当期経常増減額)	19,431,435	39,850,874	41,247,810	169,251,529	15,712,932
経常外収益	0	0	0	0	0
経常外費用	6,316,200	16,583,300	14,270,600	65,059,300	1,669,100
法人税等	6,316,200	16,583,300	14,270,600	65,059,300	1,669,100
(当期一般正味財産増減額)	13,115,235	23,267,574	26,977,210	104,192,229	14,043,832
一般正味財産期末残高	29,772,432	53,040,006	80,017,216	184,209,445	198,253,277
指定正味財産期末残高	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000
正味財産期末残高	71,772,432	95,040,006	122,017,216	226,209,445	240,253,277

## (ウ) 全般的事項

### 1. 理事会・評議員会

#### (1) 役員候補者の適格性確認（指摘）

理事及び評議員候補者の適格性確認に関して、議案書には「役職・氏名・生年月日・住所・略歴」の記載があるが、理事及び評議員の適格条件に合致しているかの明記がなく、適格条件を満たしていることに関する検討が行われたかが判明しない。適格性を確認した上で候補者としているのであれば、その旨を議案書等に明記すべきである。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 65 条、定款第 11 条、第 25 条）

#### (2) 基本財産の組入に関する決議の方法（指摘）

平成 30 年 1 月 12 日に開催された平成 29 年度第 3 回理事会の第 8 号議案において、一般正味財産のうち 126 百万円を基本財産に組入れる議案が承認されている。しかし、基本財産は定款の定めに基づいて設定されるものであるため、組入額変更には定款の改正が必要である。当該基本財産の組入れに係る定款変更は、平成 30 年 1 月 30 日開催の平成 29 年度第 3 回評議員会で決議されているため、1 月 12 日の時点では未だ定款変更が行われていない。

理事会での基本財産の組入決議は定款変更後に行うべきである。日程調整の関係等から理事会承認が先行する場合は、評議員会での定款変更がなされることを停止条件として決議する必要があると考える（定款第 5 条第 1 項）

### 2. 会計システムの更新（意見）

当法人の会計システムは、法人内部の職員が Microsoft の Access をベースに作成したものであり、自由度も高く完成度も高い。しかし、システムの保守更新等は当該システムを作成した者しか実施することができず、後任の育成も行われていない。

会計システムは法人の管理業務の基礎となるものであり、将来的に安定的なシステムの運用を図るためには、属人的な要素の強いシステムの利用は避けることが望ましいと考える。具体的には、市販のパッケージシステムを購入して保守業務を業者に依頼すること等を検討することが望ましい。なお、その際には公益法人会計への対応が必要となる市の外郭団体との共同購入・保守契約を行うことも検討すべきと考える。それにより、コストダウンと職員の情報交換によるスキルアップが図れるものとする。

## (エ) 会計処理等

### 1. 簿外現金の預り金への計上（指摘）

往査当日に現金実査を行った際、音楽堂のレジ内に簿外現金 1,000 円があった。この現金は自販機業者から自販機のつり銭トラブル対応のために預かっているものとして長年引き継がれてきたものであるが、かなりの年数が経過していることから当初の意図は明確ではない。現在でもトラブル発生の際には実際に使用しており、使用後は再度預かり金が 1,000 円になるように補充されている。ただし、トラブルにより使用してもその経緯を記録する管理簿も

なく、業者が来社した際に口頭で報告しているとのことであった。担当者はこの 1,000 円の存在については認識していたが、法人の預り金であるとの認識はなかったため、簿外資産としてレジに保管していた。

このような資金は帳簿上も資産に計上した上で、預り金として残高管理すべきである。また、他の施設についても同様のものはないか確認し、全ての預り資金を漏れなく法人の預り金として計上する必要がある。その上で、預り金残高を含めた現金残高を随時確認する管理体制を構築すべきである。

## 2. 預金及び前受金の過大計上と残高証明書の入手（指摘）

往査当日に決算時の 3 月末の預金残高について銀行からの残高証明書と突合した結果、普通預金の 1 口座で不一致が生じていた。内容を確認したところ、3 月 7 日の賛助会費の入金時に、入金額 560,000 円のところを誤って 600,000 円として仕訳処理したことにより、平成 30 年 3 月末の現金預金及び前受金が、それぞれ 40,000 円過大に計上されていたものである。

担当者の説明によると、3 月末決算時の通帳残高と元帳残高の照合・確認が漏れており、残高証明書の発行日も平成 30 年 5 月 10 日と決算の締日に近かったことが、確認が漏れた原因となっている。当法人の説明では、残高証明書を入手して不一致が判明したのが定時評議員会での決算承認終了後であったため、修正処理が次年度にずれ込んだとのことである。

現金や預金などの資金に関しては、不正や誤謬の発生リスクが非常に高いため、勘定残高と現金残高や通帳残高の確認を随時行うべきである。特に決算時の預金残高については、通帳残高の確認とともに遅滞なく銀行から残高証明書を入手し、残高を照合することを徹底すべきである。

## 3. 還付消費税の未収計上額（意見）

平成 29 年度の当法人の消費税申告書によると、還付額が 12,925,200 円である。しかし、当法人の帳簿上では施設毎（部門別）に消費税を算定しており、一部施設では未払金として消費税が計上されている。この結果、法人の貸借対照表では、消費税に係る部門別の未収金と未払金とが両建処理されている（未収金：13,136,338 円、未払金：211,138 円）。しかしながら、法人の決算書における貸借対照表では、部門別の未収未払を相殺して、還付金額 12,925,200 円を未収計上することが適切である。

## 4. 前払金と前払費用の区分（意見）

平成 30 年 3 月末に前払金として計上されている 2,562,570 円は、全額平成 30 年度に係る保険料（施設賠償保険）である。前払金として計上すべきものは、役務提供や物品の引き渡しが行われる以前に支払った代金の前払等であるため、保険料のように、一定の契約に従い継続して役務の提供を受ける性格のものは、未だ提供されていない役務への対価であり、前払費用に計上することが適切である。

## 5. 賞与引当金の計上（指摘）

当法人は賞与引当金を計上していないが、給与規定において夏季賞与の支給対象期間は12月2日～6月1日となっていることから、発生主義に基づき決算期末である3月末において4ヶ月相当を賞与引当金として計上すべきである。

平成30年6月の夏季賞与の金額に基づき、3月末までに対応する金額を算定したところ、期末において21,150千円（社会保険料に係る法定福利費含む）の賞与引当金の計上が必要である。

## 6. 退職給付引当金の計上不足（指摘）

退職給付引当金は、簡便法により期末の自己都合要支給額をもって負債に計上している。平成30年3月末の退職給付引当金計算について、退職金規程との整合性を確認した結果、調整額の計算に関して改定前の退職金規程の数値で計算されていた。この結果、期末の退職給付引当金残高は5,025,000円引当計上不足となっている。

## V. 福島テクノサービス株式会社（平成30年9月20日往査）

### （ア）法人の概要

所在地	〒960-8036 福島市新町4番19号（山口ビル2F）
設立年月日	平成4年2月14日
出資等	資本金20,000千円 発行済株式数：400株　うち福島市保有株式数：100株（25%保有） 他の株主は株式会社福島県中央計算センターを含めた民間企業5社
代表者	代表取締役社長 鈴木 智久
設立目的	福島県中央計算センターにおいて、これまでソフトウェアの開発支援、ハードウェアの運用管理、高度なOAシステムの構築支援等の業務サービスの提供をしてきたが、今後は、幅広い技術サービス提供型の部門の充実と地方自治体関係の重要業務を多数受託処理している面からも、福島県中央計算センターの安全性の確保も含め、社会のニーズに合致した別会社を設立する必要から福島テクノサービスを官民共同で設立した。

<p>主な事業内容 と今後の方針</p>	<p>H29 年度までは、特定派遣事業として、SE, PG, OP 職員派遣とデータエントリー事業を展開。 不採算事業はなし。 H30 年度からは、一般派遣事業許可を得て既存事業の拡大と、請負業務の新規開拓及び新規登録型派遣事業への進出を検討。</p>																														
<p>事業計画及び 予算管理</p>	<p>短期経営計画あり 予算管理は、総務チーム及び社長のもとで管理。 事業計画の進行管理も同様。</p>																														
<p>福島市との取 引の内容 (平成 29 年度)</p>	<p>福島市との直接取引は、委託料で 2,340,000 円。 ただし、福島県中央計算センター (FCC) との請負業務で、福島市一般市税等収納管理業務委託 12,216,000 円も実施。 補助金、負担金、賃借料、借入金、債務保証なし。</p>																														
<p>役員の状況</p>	<p>平成 25 年度～平成 29 年度まで役員数 7 名変更なし 常勤役員 代表取締役 1 名 (社員と同等の勤務日数) 職務内容: 会社法、定款並びに取締役会規定の定めによる会社業務の統括 派遣元責任者としての業務  非常勤役員 取締役 4 名 (年間 3 日) 監査役 2 名 (年間 3 日)  役員報酬の基準・決定方法: 株主総会の議決事項</p>																														
<p>従業員の状況</p>	<p>従業員の推移 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="437 1559 1299 1794"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正規</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>嘱託</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>パート</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 29 年度の平均勤続年数 18.55 年</p>	区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	正規	20	20	20	20	20	嘱託	1	0	1	0	0	パート	3	3	3	3	3	計	24	23	24	23	23
区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																										
正規	20	20	20	20	20																										
嘱託	1	0	1	0	0																										
パート	3	3	3	3	3																										
計	24	23	24	23	23																										

## (イ) 最近5年間の決算数値

## 貸借対照表

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動資産)	91,429,826	96,713,691	77,402,939	79,987,334	84,793,521
現金預金	76,939,205	82,413,518	63,138,164	65,584,637	71,044,036
売掛金	12,966,022	13,653,901	13,577,526	13,710,157	13,076,435
仮払金	1,239,300	547,100	758,100	774,800	751,500
未収入金	363,089	181,092	10,609	0	0
貸倒引当金	△ 77,790	△ 81,920	△ 81,460	△ 82,260	△ 78,450
(固定資産)	194,000	194,000	20,194,000	20,194,000	20,194,000
(有形固定資産)	0	0	0	0	0
(無形固定資産)	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000
(投資その他の資産)	50,000	50,000	20,050,000	20,050,000	20,050,000
出資金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
投資有価証券	0	0	20,000,000	20,000,000	20,000,000
資産合計	91,623,826	96,907,691	97,596,939	100,181,334	104,987,521
勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動負債)	7,106,470	10,397,898	8,221,207	8,227,809	10,071,543
未払金	4,631,856	3,276,197	3,458,489	3,301,321	3,927,202
未払消費税	982,200	4,625,600	2,487,400	2,658,500	2,701,600
預り金	337,714	934,101	725,118	764,288	1,793,541
未払法人税等	1,154,700	1,562,000	1,550,200	1,503,700	1,649,200
(固定負債)	0	0	0	0	0
(負債合計)	7,106,470	10,397,898	8,221,207	8,227,809	10,071,543
資本金	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
利益剰余金	64,517,356	66,509,793	69,375,732	71,953,525	74,915,978
(純資産合計)	84,517,356	86,509,793	89,375,732	91,953,525	94,915,978
負債・純資産合計	91,623,826	96,907,691	97,596,939	100,181,334	104,987,521

損益計算書

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
売上高	153,629,928	134,240,769	132,935,957	133,892,823	135,175,234
売上原価・販管費	149,249,230	128,713,115	126,735,195	127,944,891	128,613,245
(営業利益)	4,380,698	5,527,654	6,200,762	5,947,932	6,561,989
営業外収益	113,598	108,703	215,377	133,561	128,114
受取利息	10,642	18,710	117,131	45,039	40,745
雑収入	102,956	89,993	98,246	88,522	87,369
営業外費用	77,790	81,920	0	0	78,450
貸倒引当金繰入	77,790	81,920	0	0	78,450
(経常利益)	4,416,506	5,554,437	6,416,139	6,081,493	6,611,653
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0
税引前利益	4,416,506	5,554,437	6,416,139	6,081,493	6,611,653
法人税・住民税等	1,154,700	1,562,000	1,550,200	1,503,700	1,649,200
当期純利益	3,261,806	3,992,437	4,865,939	4,577,793	4,962,453

(ウ) 全般的事項

1. 取締役会・株主総会

(1) 取締役会の開催頻度 (指摘)

取締役会が開催されるのは、通常は毎年1回、6月初旬の1回のみであり、代表取締役の選任が必要な年はこれに加えて6月下旬にもう1度開催している。しかし、会社法では3カ月に1回以上の頻度で取締役は職務執行報告を行うこととされており、法令に準拠した取締役会運営がなされていない(会社法第363条第2項)。

(2) 監査役への業務執行監査権限の付与 (意見)

当社は監査役を設置しているが、非公開会社(株式の譲渡制限の定めがある会社)であることから、会社法第911条第3項に基づき、定款の定めにより監査役の監査の範囲を会計監査に限定する旨が登記されている。このため、監査役は取締役会に出席していない。

しかし、当社は福島市が発行済株式数の25.0%を保有する市の外郭団体であり、ガバナンスの観点から現行の体制には疑問がある。監査役に取締役の業務執行を監視させるために権限を付与することが望ましい。

(3) 事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書の取締役会承認 (指摘)

毎年6月初旬に開催される取締役会において、計算書類(貸借対照表、損益計算書、

株主資本等変動計算書、個別注記表)の承認が決議事項とされている。しかし、取締役会議事録の記載によると、議決の対象としている計算書類にはその附属明細書が含まれていない。また、事業報告が報告事項とされているが、事業報告はその附属明細書とともに取締役会の承認事項である。取締役会の承認事項とされている事業報告及びその附属明細書、計算書類の附属明細書が承認されておらず、会社法の規定に従っていない(会社法第436条第3項)。

取締役会での承認事項である事業報告、事業報告及び計算書類の附属明細書も議案に明示して承認を求め、議事録にもそれらの書類が承認された旨を明記すべきである。なお、株主総会での決議事項として承認を受ける必要がある書類には附属明細書は含まれない(会社法第438条)。

#### (4) 監査役の監査報告書(指摘)

前述した事業報告、計算書類並びにそれらの附属明細書は、すべて監査役の監査対象であり、監査役監査を受けた後に取締役会で承認を得る必要がある(会社法第436条第3項)。しかし、当社の監査役の監査報告書に記載された監査対象項目には、事業報告、事業報告及び計算書類の附属明細書が含まれていないため、現状は会社法の規定に従っていない(会社法第436条第1項)。

また、監査役の監査報告書の日付は5月下旬であり、6月初旬の取締役会前には監査が完了しているため、会社法の規定からすれば、決算時の取締役会においては監査役による監査結果の報告を受けた上で、取締役会承認を得ることが望ましい。

#### (5) 臨時株主総会の招集に係る取締役会承認(指摘)

平成29年9月7日に定款の一部変更を議案とする臨時株主総会が開催されているが、この総会の招集に係る事項を決議した取締役会の議事録がない。株主総会の招集は取締役会での決議に基づくことが必要であるため、会社法の規定に従っていない。書面決議でもよいが、取締役会の承認を得るべきである(会社法第298条第1項、定款第18条第1項)。

#### (6) 重要な投資に係る取締役会承認(意見)

平成27年5月に取得した福島県民債20,000,000円への投資について、購入時において取締役会に付議した記録がなく、当時の社長の方針に基づいて購入したものとすることである。県民債への投資は総資産の約20%に相当する重要な金額の投資であるため、今後、このような投資を行う場合には、取締役会の承認決議を得た上で取得することが望ましい。

## 2. 配当金の基準設定(意見)

当社は平成22年度以前には資本金の5%の配当を実施していたが、平成23年度の決算時に20周年記念ということで、資本金の10%の2,000,000円の配当を実施したとことである。以後、毎年同額、資本金の10%の配当を継続しているが、配当方針を明文化した規程等

はないとのことである。

直近 5 年間の税引後利益合計 21,660 千円に対する配当性向は 46.2%となる。近年の低金利を踏まえると、非上場会社が 10%配当を維持すべきかと言う点を含めて、配当方針について改めて検討し、規程化することが望ましい。

### 3. 決算の官報公告（指摘）

定款の第 4 条で会社の公告は官報に掲載するものとしているが、質問の結果、決算公告は行っていないとのことであった。決算公告は中小企業では実施していない例も多いが、会社法により定時株主総会の終了後遅滞なく実施することが要求されているものであり、定款に定めた方法により、公告すべきである（会社法第 444 条第 1 項）。なお、公告の内容は貸借対照表の要旨で足りる（会社法第 444 条第 2 項）。

## （エ） 会計処理等

### 1. 譲渡性預金の計上科目（意見）

東邦銀行及び大和ネクスト銀行の譲渡性預金（25,000,000 円及び 15,000,000 円）が現金預金に含めて計上されているが、金融商品会計に関する実務指針 8 項によれば譲渡性預金は有価証券であるため預金には該当しない。このため、現金及び預金ではなく、投資有価証券として投資その他の部に計上することが適切である。

### 2. 固定資産の計上区分（指摘）

以下の資産について法人税申告書上は固定資産とされているが、会計上は資産計上せずに購入時の費用として処理されており、固定資産台帳への記録もない。税務上固定資産として取り扱われるもの（取得価額 10 万円以上かつ 1 年以上使用するもの）については会計上も固定資産として計上し、減価償却により取得価額を期間配分すべきである。

名 称	取 得 日	金 額（税 抜）
電話機交換工事	平成 26 年 7 月 31 日	470,000 円
エアコン	平成 27 年 6 月 30 日	124,800 円
ノートパソコン FCC	平成 28 年 3 月 29 日	104,500 円

また、固定資産については台帳に記入し、管理 No を明記したシールを貼り付けた上、年に 1 回程度の間隔で定期的に現物実査を行うなどにより、現物の適切な管理を行うべきである。

### 3. 法人名義の簿外預金（指摘）

金融機関から入手した平成 30 年 3 月末日現在の残高証明書に記載されている普通預金のうち、以下の預金口座が会計帳簿に記帳されずに簿外となっている。

銀行名	支店名	口座番号	平成 30 年 3 月末残高
東邦銀行	本店営業部	普通 3734597	81,336 円

この預金の用途は、役員の給与天引きによる懇親会のための資金の貯蓄、及びえふサポートからの従業員への給付金の受入口座とのことだが、法人名義の通帳である以上、法人の帳簿に記帳して管理すべきである。

#### 4. 法人税等の予定納税額の会計処理（意見）

法人税等の予定納税の金額 751,500 円が仮払金として資産に計上され、一方で期末における法人税等の年間税額が未払法人税等として負債に計上されている。しかし、年間税額から予定納税額を控除した金額が年度末に納付する税額であるため、仮払金と未払法人税等を相殺することが適切である。

これにより、未払法人税等の計上額が実際に納付する法人税等の金額となるが、現状では仮払金と未払法人税等が、それぞれ 751,500 円過大に計上されている。

#### 5. 賞与引当金（指摘）

当社は賞与引当金を計上していないが、給与規程によると賞与の支給対象期間は以下の通りであり、決算期末である 3 月末において既に対象期間が経過している部分は、発生主義に基づいて引当計上すべきである。

平成 30 年 7 月の夏季賞与の金額は 6,103 千円であり、平成 30 年 3 月の期末賞与支給額は 2,075 千円である。この支給実績に基づき社会保険料相当額 15%を加えて算定した平成 30 年 3 月末の要引当額は、7,218 千円となる。

区分	対象期間	支給月	引当の要否
上期賞与	前年 10 月～3 月	7 月	支給見込額全額の引当計上が必要
下期賞与	4 月～9 月	12 月	不要
期末賞与	前年 3 月～2 月	3 月	支給見込み額の 1/12 の引当計上が必要

#### 6. 退職給付引当金（指摘）

当社は退職給付引当金を計上していないが、将来の職員の退職金の支払に備えて、過去の勤務実績に基づいて年度末までに発生した費用は、退職給付引当金として負債に計上すべきである。

退職金規程に基づいて平成 30 年 3 月末時点で職員が退職したと仮定した場合の自己都合要支給額は 57,917,600 円である。また、同様に 3 月末時点における中小企業退職金共済（中退共）からの給付金は 31,794,155 円である。退職給付引当金として計上すべき金額は、期末自己都合要支給額から中退共からの給付金を控除した金額であり、当該金額は 26,123,445 円である。

財政状態を適切に開示するために、期末時点での自己都合要支給額から、中退共の給付金を控除した額について、退職給付引当金を計上すべきである。

【平成 30 年 3 月末時点の退職金の状況】

自己都合要支給額	中退共からの給付金	会社負担額
57,917,600 円	31,794,155 円	26,123,445 円

VI. 福島市観光開発株式会社（平成 30 年 9 月 21 日往査）

(ア) 法人の概要

所在地	〒960-8043 福島市中町 7 番 17 号（ふくしま中町会館 2 階）
設立年月日	昭和 52 年 4 月 12 日
出資等	資本金 40,000 千円 発行済株式数：6,560 株 うち、福島市持株数：5,300 株（80.8%） その他の株主は福島商工会議所、市内温泉地の観光組合、金融機関等
代表者	代表取締役社長 小林 克弘
設立目的	観光産業の振興と地域農業の活性化、市民文化の育成及び会社収益に関する諸事業を行うとともに、市から委託を受けた施設の管理及び運営を通じ、市民福祉の向上と福島市の活性化の一翼を担う。
主な事業内容 と今後の方針	1、主な事業内容 (1) 観光客誘致事業 (2) 各農業団体等との業務連携による地域農業の活性化事業 (3) 市民文化等育成事業 (4) 会社収益事業 (5) 福島市が設置する下記の施設管理運営事業及び指定管理事業 受託事業 ・地下歩道広告運営 ・福島市駐車場施設 指定管理事業 ・福島市家族旅行村「吾妻高原スカイランド」 ・福島市農村マニユファクチャー公園「四季の里」 ・サンスカイつちゆ ・福島市飯坂温泉観光会館（パルセいいざか）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島市飯坂地区温泉施設「鯖湖湯」「仙気の湯」「切湯」「導専の湯」「波来湯」</li> <li>・福島市旧堀切邸</li> </ul> <p>2、今後の方向性</p> <p>主力事業である指定管理施設のうち、サンスカイつちゆ、福島市家族旅行村「吾妻高原スカイランド」が指定管理から外れ、福島市農村マニユファクチャー公園「四季の里」の指定管理が一部変更となる。</p> <p>また、自動販売機事業の公募選定等収益事業の売上減少が予想されることから、営業部門に経験者を嘱託社員として採用し、利用者をデータベース化し定期訪問する等、営業活動に力点を置いた経営にシフトしている。</p>																																				
事業計画及び予算管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度から平成 32 年度について現在の指定管理申請時に提出した利用者数の目標値を基に事業方針（目標値利用者数）を展開している。</li> <li>・現在の指定管理期間である平成 26 年度から平成 30 年度の指定管理予算を基に、年度ごとに事業所単位で予算を作成、管理している。</li> <li>・事業計画については年度ごとに作成し、指定管理施設については自己評価表により検証を実施している。</li> </ul>																																				
福島市との取引の内容 (平成 29 年度)	<table border="1"> <tr> <td>指定管理料</td> <td>スカイランド</td> <td>5,819,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四季の里</td> <td>153,213,576 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サンスカイつちゆ</td> <td>16,524,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パルセいいざか 他</td> <td>129,694,000 円</td> </tr> <tr> <td>委 託 料</td> <td></td> <td>11,322,121 円</td> </tr> </table>	指定管理料	スカイランド	5,819,000 円		四季の里	153,213,576 円		サンスカイつちゆ	16,524,000 円		パルセいいざか 他	129,694,000 円	委 託 料		11,322,121 円																					
指定管理料	スカイランド	5,819,000 円																																			
	四季の里	153,213,576 円																																			
	サンスカイつちゆ	16,524,000 円																																			
	パルセいいざか 他	129,694,000 円																																			
委 託 料		11,322,121 円																																			
役員状況	<p>(1)直近 5 年間役員の推移 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤取締役</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>非常勤取締役</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>非常勤監査役</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)常勤役員の職務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>職 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>総責任者</td> </tr> <tr> <td>取締役社長室長</td> <td>経営の意思決定に参画し、代表取締役社長を補佐し、業務執行を行い、社員の指揮監督を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	常勤取締役	2	1	1	1	2	非常勤取締役	5	5	5	5	5	非常勤監査役	2	2	2	2	2	合計	9	8	8	8	9	職 名	職 務 内 容	代表取締役社長	総責任者	取締役社長室長	経営の意思決定に参画し、代表取締役社長を補佐し、業務執行を行い、社員の指揮監督を行う。
区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																
常勤取締役	2	1	1	1	2																																
非常勤取締役	5	5	5	5	5																																
非常勤監査役	2	2	2	2	2																																
合計	9	8	8	8	9																																
職 名	職 務 内 容																																				
代表取締役社長	総責任者																																				
取締役社長室長	経営の意思決定に参画し、代表取締役社長を補佐し、業務執行を行い、社員の指揮監督を行う。																																				

	<p>(3) 役員の執務状況</p> <p>常勤取締役 240 日</p> <p>非常勤取締役 4 日</p> <p>非常勤監査役 1 日</p> <p>(4) 役員報酬の基準・決定方法</p> <p>他の市外郭団体を参考に、取締役会で決定している。</p>																																																
<p>従業員の状況</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正社員</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>福島市退職嘱託社員</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>再雇用</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>嘱託社員</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>臨時社員</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>パート社員</td> <td>37</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>68</td> <td>72</td> <td>73</td> <td>72</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	正社員	19	20	20	20	19	福島市退職嘱託社員	1	1	1	1	1	再雇用	0	1	1	1	1	嘱託社員	2	4	6	6	6	臨時社員	9	8	7	6	7	パート社員	37	38	38	38	36	計	68	72	73	72	70
区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																												
正社員	19	20	20	20	19																																												
福島市退職嘱託社員	1	1	1	1	1																																												
再雇用	0	1	1	1	1																																												
嘱託社員	2	4	6	6	6																																												
臨時社員	9	8	7	6	7																																												
パート社員	37	38	38	38	36																																												
計	68	72	73	72	70																																												

## (イ) 最近5年間の決算数値

## 貸借対照表

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動資産)	164,028,714	189,653,539	200,294,058	213,181,564	233,712,481
現金及び預金	132,766,479	158,835,571	169,444,991	184,932,089	210,110,437
たな卸資産	8,893,543	9,079,360	8,202,075	7,081,067	6,104,807
前払金	146,500	387,790	249,750	610,180	573,380
未収金	21,084,192	21,350,818	22,397,242	20,558,228	16,181,671
未収還付法人税等	1,138,000	0	0	0	741,700
立替金	0	0	0	0	486
(固定資産)	103,894,662	102,451,831	100,235,844	103,196,944	99,842,041
(有形固定資産)	11,292,206	9,842,685	7,763,403	7,110,575	9,461,025
構築物	7,224,163	6,083,220	4,742,872	3,749,161	2,959,893
車両・運搬具	98,158	38,079	1	0	0
工具・器具・備品	3,969,885	3,721,386	3,020,530	3,361,414	6,501,132
(無形固定資産)	703,757	703,757	703,757	703,757	703,757
電話加入権	703,757	703,757	703,757	703,757	703,757
(投資その他の資産)	91,898,699	91,905,389	91,768,684	95,382,612	89,677,259
投資有価証券	40,070,059	30,069,059	0	0	0
出資金	110,100	110,100	110,100	130,100	130,100
退職給与引当保険積立金	50,021,505	60,021,505	89,909,819	89,909,819	85,896,593
保証金	1,206,265	1,213,955	1,215,995	1,213,585	148,210
敷金	490,770	490,770	490,770	490,770	490,770
長期前払費用	0	0	42,000	3,638,338	3,011,586
資産合計	267,923,376	292,105,370	300,529,902	316,378,508	333,554,522
勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動負債)	44,507,414	61,069,182	57,967,405	59,187,794	67,392,979
未払金	26,982,997	34,196,655	32,328,622	36,490,695	47,015,789
年度契約未払金	8,856,642	9,138,069	8,349,669	8,909,649	8,943,669
未払法人税等	3,789,232	4,703,532	8,520,732	5,920,732	3,661,132
未払消費税等	3,035,900	11,157,000	5,684,900	5,189,100	4,759,500
前受金	715,771	799,249	1,825,440	1,412,380	967,500
預り金	1,126,872	1,022,577	1,258,042	1,249,038	2,045,389
仮受金	0	52,100	0	16,200	0
(固定負債)	17,122,858	26,416,694	26,333,534	30,223,211	34,449,895
預り保証金	1,829,880	1,812,240	1,729,080	1,771,920	1,600,560
退職給付引当金	15,292,978	24,604,454	24,604,454	28,451,291	32,849,335
(負債合計)	61,630,272	87,485,876	84,300,939	89,411,005	101,842,874
資本金	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000
利益剰余金	166,293,104	164,619,494	176,228,963	186,967,503	191,711,648
(純資産合計)	206,293,104	204,619,494	216,228,963	226,967,503	231,711,648
負債・純資産合計	267,923,376	292,105,370	300,529,902	316,378,508	333,554,522

損益計算書

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
売上高	503,005,546	519,368,484	529,664,301	530,581,393	523,553,747
業務受託収入	255,832,299	289,169,508	292,224,194	291,842,525	293,236,867
受託施設収入	198,969,058	193,348,582	202,392,987	205,394,716	198,556,790
物品販売・飲食売上高	30,464,080	20,266,629	19,947,157	18,604,014	17,683,270
その他サービス収入	17,740,109	16,583,765	15,099,963	14,740,138	14,076,820
売上原価	45,453,954	39,548,007	45,219,787	40,833,353	39,704,309
期首棚卸高	6,721,137	6,598,438	6,097,433	5,414,688	4,521,055
商品仕入	14,168,725	8,162,991	8,221,108	7,699,573	7,751,897
原材料仕入	1,964,530	2,221,365	2,601,729	1,908,499	2,015,351
外注費	29,198,000	28,662,646	33,714,205	30,331,648	29,517,047
期末棚卸高	6,598,438	6,097,433	5,414,688	4,521,055	4,101,041
(売上総利益)	457,551,592	479,820,477	484,444,514	489,748,040	483,849,438
一般管理費・販売費	445,595,679	459,127,236	467,617,569	470,924,431	473,608,048
(営業利益)	11,955,913	20,693,241	16,826,945	18,823,609	10,241,390
営業外収益	3,638,046	1,406,881	993,009	1,059,342	964,700
受取利息	161,437	151,060	111,330	6,921	5,069
賞与引当金戻入	2,451,666	0	0	0	0
雑収入	1,024,943	1,255,821	881,679	1,052,421	959,631
営業外費用	7,608,861	21,708,476	92,593	3,896,838	4,398,045
退職給与引当金繰入	7,575,860	12,397,000		3,846,837	4,398,044
雑損失	33,001	9,311,476	92,593	50,001	1
(経常利益)	7,985,098	391,646	17,727,361	15,986,113	6,808,045
特別利益	0	9,277,773	4,613	2,069,730	2,577,566
固定資産売却益	0	277,773	4,613	159,027	0
役員退職積立金取崩益	0	9,000,000	0	0	0
積立金取崩益	0	0	0	1,910,703	2,577,566
特別損失	29,827	22,729	32,805	0	0
固定資産除売却損	29,827	22,729	32,805	0	0
税引前利益	7,955,271	9,646,690	17,699,169	18,055,843	9,385,611
法人税・住民税等	2,489,400	2,320,300	6,089,700	5,406,600	2,063,900
当期純利益	5,465,871	7,326,390	11,609,469	12,649,243	7,321,711

## (ウ) 全般的事項

### 1. 取締役会・株主総会

以下に記載した通り、会社法の規定に準拠していない事例や、会社法の趣旨に適合しない事例が多岐にわたって見受けられる。会社法の規定を十分に確認検討し、法令に準拠した会社運営を行う必要がある。

#### (1) 取締役会の開催頻度（指摘）

取締役会が開催されるのは、年2回、毎年6月と11月のみであるが、会社法では3カ月に1回以上の頻度で取締役が職務執行報告を行うこととされており、法令に準拠した取締役会運営がなされていない（会社法第363条第2項）。

#### (2) 監査役への業務執行監査権限の付与（意見）

当社は監査役を設置しているが、非公開会社（株式の譲渡制限の定めがある会社）であることから、会社法第911条第3項に基づき、定款の定めにより監査役の監査の範囲を会計監査に限定する旨が登記されている。このため、監査役は取締役会に出席していない。

しかし、当社は福島市が発行済株式数の80.8%を保有する市の外郭団体であり、ガバナンスの観点から現行の体制には疑問がある。監査役に取締役の業務執行を監視させるため、監査役にその権限を付与することが望ましい。

#### (3) 目的積立金

##### ① 目的積立金の設定（指摘）

平成29年3月期の株主資本等変動計算書によると、期中に目的積立金として「拡張積立金」が5,000,000円計上され、平成28年度中に534,703円が取崩されている。しかし、目的積立金は特定の目的のために設定されるものであり、現在の名称ではその目的が不明確である。目的積立金はその目的が判別できるような名称を付して計上すべきである。

##### ② 目的積立金の取崩～その1（指摘）

平成27年3月期、平成29年3月期、平成30年3月期の各期の損益計算書には、以下のそれぞれの目的積立金の取崩額が特別利益に計上されている。目的積立金は、将来の一定の支出等に備えて、利益剰余金の一部を「その他の利益剰余金」の部に一定の目的名を付した積立金として計上するものである。

目的積立金は、税引後の未処分利益及び繰越利益を原資として、株主総会の利益処分により計上され、目的取崩は取締役会承認を以て行われる。これらの増減は、株主資本等変動計算書に計上すべきものであり、目的積立金の取崩を損益計算書に利益として計上することは、過年度において損益計算書に計上された利益を再度計上することになり、誤った処理である。

(単位:円)

項 目	H27/3 期	H29/3 期	H30/3 期
役員退職積立金取崩	9,000,000	—	—
事業備品積立金取崩	—	1,376,000	630,900
拡張積立金取崩	—	534,703	1,946,666

③ 目的積立金の取崩～その 2 (指摘)

平成 28 年 11 月 29 日開催の取締役会決議において、施設整備積立金の取崩 6,750,000 円、拡張積立金の取崩 500,000 円を決議している。しかし、平成 29 年 3 月期の株主資本等変動計算書によると、取崩額は以下の通り相違がある。目的積立金の取崩は取締役会決議に基づいて行う必要があり、会社法の規定に従っていない(会社法第 452 条、会社計算規則 153 条第 2 項第 2 号)。

(単位:円)

項 目	取締役会決議	株主資本等変動計算書	差 額
役員退職積立金取崩	6,750,000	0	6,750,000
拡張積立金取崩	500,000	534,703	△34,703

(4) 定時株主総会での決議事項 (意見)

毎年 6 月に開催される定時株主総会において、その年度の事業計画案及び予算案が承認されているが、事業計画や予算の承認は既に取締役会で承認されている。定時株主総会での決議事項は、計算関係書類の承認や剰余金の処分、役員の選任など会社法に定められており、事業計画や予算案は業務の執行を担う取締役会で承認されれば足り、株主総会決議は不要である。

(5) 計算書類及び事業報告に係る附属明細書の取締役会承認 (指摘)

毎年 6 月に開催される取締役会議事録によると、計算書類及び事業報告に係る附属明細書の承認決議が行われていない。会社法で取締役会承認が求められているのは、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)及び事業報告書だけでなく、それらに係る附属明細書も含まれるため、会社法の規定に従っていない(会社法第 436 条第 3 項)。

取締役会における承認事項である附属明細書も議案に明示して承認を求め、議事録にも附属明細書が承認された旨を明記すべきである。なお、株主総会での決議事項として承認を受ける必要がある書類には附属明細書は含まれない。また、株主総会において、事業報告は決議事項ではなく報告事項となる(会社法第 438 条)。

(6) 監査役による監査報告の実施時期 (指摘)

毎年 6 月に開催される決算時の取締役会議事録によると、監査役は出席しておらず、

監査役による計算関係書類の監査結果報告が行われていない。その後に開催される定時株主総会の議事録には、監査役が監査結果を報告した旨の記載がある。

株主総会に提出される計算関係書類は取締役会で承認されたものである必要があり、さらに、当該書類の承認は、監査役の監査を受けた後に取締役会での承認を受けなければならない。しかし、平成 28 年度及び 29 年度の直近 2 期間の監査役監査報告書の日付は、決算承認が行われた取締役会の開催日後となっており、会社法の規定に従った手続が行われていない（会社法 436 条第 3 項）。

## 2. 事業所毎の管理体制

### (1) 資金管理等の管理体制（指摘）

当社は平成 14 年 4 月 1 日に株式会社福島市公共サービスを吸収合併したことにより、現在の中央事業所、飯坂事業所、西事業所の 3 事業所体制となった。このような経緯から、現預金や出資証券などの財産管理が事業所毎に行われている。また、ヒアリングによると各事業所の従業員の退職なども、総務企画課でタイムリーに把握されていないとのことである。

棚卸資産の在庫管理などは各事業所で行う方が効率的だが、資金や出資証券などの換金性の高い財産の管理は、不正・誤謬のリスクを軽減するために総務企画課に集中させるべきである。また、現状では棚卸資産や経費の発注・支払が各事業所で行われているが、内部牽制の観点から発注部門と支払部門は区分すべきである。さらに、リスク軽減と効率化の観点から、回収・支払業務を含む資金管理は総務企画課で集中して行うべきである。

平成 30 年 3 月末現在、飯坂事業所が 90,209 千円、西事業所は 47,390 千円の現預金残高を保有している。事業所での回収・支払業務をなくすことにより総務企画課に資金を集中し、事業所の保有現金は日常の現金払経費に使用する小口現金程度に圧縮すべきである。また、会社全体の一体的運営のためには人事管理も総務企画課に集中すべきと考える。

### (2) 貸借対照表の区分（意見）

当社の事業所は、中央事業所、飯坂事業所、西事業所の 3 事業所であり、会計処理は貸借対照表を含めて 3 事業所に区分されている。しかし、会計処理は損益計算のみ部門別計算（各事業所毎の区分計上）を行うことで足りるので、貸借対照表を区分計算することの必要性は乏しい。

換言すれば、部門別管理は損益計算さえ行えば十分であると考えられる。会計処理の効率化のために、前述の資金管理の総務企画課集中とともに、貸借対照表の区分取りやめを検討することが望ましい。

### (3) 市へ提出する予算書・決算書の記載事項（意見）

当社が毎年度、市に提出している事業計画書は、中央事業所、飯坂事業所、西事業所の

3つである。このうち、中央事業所は全社合計と各事業所の内訳を示した損益計画となっており、西事業所は西事業所単独の損益計画と事業所内の各施設（四季の里、サンスカイつつゆ、赤とんぼ）の損益計画となっている。

これに対して、飯坂事業所の計画は予算書と前年度の決算書がまとめて記載されており、「市が出資している法人等の状況」から始まり、62 ページもの詳細な報告書となっている。この中の決算書には、飯坂事業所単独の貸借対照表、法人税等内訳、繰越利益剰余金処分（案）などが含まれている。これは平成 14 年 4 月の株式会社福島市公共サービスの合併前の単独法人としての報告事項が、見直されずに継続してきたものと思われる。(2) で記載した通り、飯坂事業所単独の貸借対照表を作成する必要性は乏しく、出資状況や剰余金処分の記載は、全社ベースの金額でなければ意味がない。

また、飯坂事業所が管理する 5 つの共同浴場などについて、詳細な部門別損益計算が行われている。新地方公会計で施設別の損益計算などの必要性は提唱されているが、それはあくまでも個々の施設毎にハコ物を維持すべきかどうかの検討を行う際に、経済性、効率性、有効性などの観点から有用なデータとなるからである。飯坂温泉の共同浴場が、それぞれ単独で施設の維持を判断すべきものであれば現行の通りでもよいが、共同浴場は、その一部が不採算であっても、飯坂温泉の観光資源としては、共同浴場全体での採算性や効率性が維持できていれば良いのではないだろうか。そうであれば、共同浴場別の管理は、各温泉で個別に発生する水道光熱費などの直接経費の予算管理だけで十分であり、人件費などの共通経費を各温泉別に無理に配分する必要性は乏しい。

以上のような観点に立ち、もう一度情報の有用性と資料を作成するためのコストを勘案し、市が当社に提出を求める予算書・決算書の記載事項を検討することが望ましい。

### 3. IT 管理責任者（意見）

現状では IT 管理責任者は、飯坂事業所長補佐の 1 名とのことである。しかし、IT の重要性に鑑みて、担当者の病欠や緊急時の対応を可能にすること、及び内部牽制の観点から、責任者及び担当者の 2 名以上の体制にすることが望ましい。なお、増員が難しいのであれば、専担者ではなく他の業務との兼務とすることも考えられる。

## (エ) 会計処理等

### 1. 駐車場料金の過入金額の処理（指摘）

大金庫内の現金保管額 32,884 円が簿外処理となっている。内容は駐車場利用者の平成 30 年 8 月 31 日～9 月 1 日の過入金額（釣銭不足で釣銭の支払いができなかったもの）1,010 円及び同様の取引の過去の積み上げ額 31,874 円とのことである。

釣銭の支払い不能額については顧客自身が後日レシートを持参して請求を行った時には支払いに応じているとのことだが、過入金額の日付別の記録等は保持していないとのことである。過入金額については預り金として計上し、一定期間請求の無いものについ

ては責任者決裁の上、雑収入等の営業外の科目で処理すると共に、記録簿を作成することで後日返金請求があった際に対応できるようにしておくべきである。

## 2. 現金出納帳の記入方法（指摘）

往査当日（平成 30 年 9 月 21 日）の現金実査の結果、出納帳に記載されていない現金が 43,200 円あることが判明した。これは、9 月 21 日に業者に対する現金払を予定していたため、当該資金を預金から引出したが、現金出納帳には現金入金の記事をせず、預金から直接経費の支払が行われたように経理処理していたものである。

支払先	金額	預金からの引出日
福島民友新聞	10,800 円	平成 30 年 9 月 10 日
ラジオ福島	32,400 円	平成 30 年 9 月 20 日

現金の取扱いに係る不正・誤謬リスク軽減のため、預金から現金を引出す場合は必ず現金出納帳に入金として記帳し、業者への支払は現金による経費支払として会計処理すべきである。現金の入出金と現金出納帳の入出金を合せ、かつ、当日締後の現金有高と現金出納帳残高の一致を確認することは現金管理の基本であり、十分に留意すべきである。

なお、当社は 10 日と 20 日を支払日としているが、現金管理に係る不正・誤謬のリスク軽減と効率化のためには、毎月行われる経費等の定時払は、銀行振込処理に統一することが望ましい。

## 3. 金庫内に保管されている旧会社の株券（意見）

往査当日の実査の結果、金庫内に過去に当社が吸収合併した際の消滅会社である株式会社福島市公共サービスの株券が 600 株保管されていた。現在効力のない株券については破棄することが望ましい。

## 4. 駐車場管理業務の消耗品の棚卸（指摘）

平成 30 年 3 月末において、駐車場管理業務関係の消耗品 973,740 円が貯蔵品として計上されているが、期末に実数のカウントを行っておらず、仕入の記録から利用者数のデータによる理論使用数量を控除した残数に基づいて棚卸金額を算定している。適切な資産管理を行うためには、期末棚卸高については実数のカウントによる実地棚卸を行うべきである。

なお、領収書発行用のロール紙等は、機械内に設置したものは使用済みとして、未設置の未使用品のみ棚卸カウントの対象とすること等で、実地棚卸の実効性が高まるものとする。

## 5. 事業終了に伴う固定資産の取扱い（意見）

吾妻高原スカイランドの営業は平成 30 年 10 月 31 日で終了し、当社の管理運営業務は平成 31 年 3 月 31 日で終了する予定である。しかし、同事業に係る固定資産のその後の取扱方針は、往査日（平成 30 年 9 月 21 日）現在では未定とのことである。

資産の所有関係が不明確になることを避けるため、事業終了後の固定資産の売却、若しくは賃貸借契約の締結などの処理方針について、福島市との間で早急に協議することが望ましい。なお、同事業に係る固定資産は、固定資産台帳の名称から判明するものだけでも 17 件あり、平成 30 年 3 月末の帳簿価額は 597,686 円である。

## 6. 固定資産の計上（指摘）

法人税申告書によると、平成 30 年 3 月末で車両が 1,702,481 円、備品が 1,755,643 円の償却超過額がある。固定資産台帳で内容を確認したところ、以下の資産がいずれも購入時に一括費用処理されている。これらはいずれも固定資産として計上して減価償却を通じて費用配分すべき資産であるため、期末の償却超過額をもって資産計上すべきである。

当社の資産計上と費用計上の区分方針は明確でないが、企業会計の実務慣行においても固定資産と費用処理の区分を税法基準に従っていれば、一般に公正妥当な処理として認められる。したがって、会計処理の効率化のためにも、税務上、資産計上を要求されている固定資産は、会社の決算処理においても資産計上すべきである。

（単位:円）

科目	名称	取得年月	取得価額	償却超過額
車両運搬具	カローラフィールダー	H28/3	2,441,030	1,055,852
〃	ハイゼットカーゴ	H29/3	1,114,870	646,625
〃	その他 3 台	H25/3	3,399,314	4
器具備品	パーキングシステム	H28/2	650,000	402,135
〃	ヤマハ除雪機	H28/2	411,111	254,342
〃	堀切邸あんどん	H28/12	338,800	252,972
〃	可搬組立型スクリーン	H29/1	776,000	419,040
〃	コンパクトアレイスピーカ	H29/2	398,400	223,104
〃	ポータブル SR スピーカ	H29/3	351,800	204,045
〃	その他	—	—	5

## 7. 社会保険料未払金の計上不足（指摘）

平成 30 年 3 月末の社会保険料の未払計上額は、総務企画課・西事業所・飯坂事業所を合わせて 5,438,697 円である。しかし、期末現在未納である保険料は 2・3 月の 2 ヶ月分であり、保険料納入告知書によると、以下の通り 6,722,566 円である。このため、平成 30 年 3 月末においては、差額の 1,283,869 円が未払金計上不足である。

(単位:円)

保険料対象月	金額
平成 30 年 2 月分	3,388,168
平成 30 年 3 月分	3,334,398
未納額計	6,722,566

#### 8. 未払法人税等の不明残高 (指摘)

平成 30 年 3 月末の貸借対照表に計上されている未払法人税等のうち、3,558,632 円については残高の根拠が把握されておらず、支払予定は無いとのことである。継続記録を遡り、あるべき会計処理を特定した上で債務残高を減額修正すべきである。

#### 9. 寄付金に係る消費税額計算 (指摘)

駐車場施設利用負担金として普通預金から 2,000,000 円を振込処理しているが、内容は寄付金とのことである。この支払額を消費税の申告において課税仕入として税額計算を行っているが、寄附金は課税仕入に該当しない。寄附金や保険料などのような非課税取引に関しては、消費税の申告の際に十分留意すべきである。

#### 10. 賞与引当金の計上 (指摘)

給与規定において夏季賞与の支給対象期間は 12 月 2 日～6 月 1 日となっていることから、発生主義に基づき決算期末である 3 月末において 4 ヶ月相当を賞与引当金として計上すべきである。

平成 30 年 6 月の夏季賞与の金額に基づき、3 月末までに対応する金額を算定したところ、期末において 10,983 千円 (社会保険料に係る法定福利費約 15%を含む) の賞与引当金の計上が必要である。

#### 11. 退職給付引当金の計上不足 (指摘)

退職給付引当金は、将来の従業員の退職金支出に備えて、過去の勤務実績に応じて、年度末までに発生した費用を計上することを目的として、負債に計上するものである。当社の従業員退職金制度の一部は、退職金共済機構への掛金積立による外部拠出金からの支払により充当される。このため、従業員の期末の自己都合による退職金要支給額から、退職金共済機構からの給付額を控除した残額を引当計上している。平成 30 年 3 月末では、退職給付引当金として 32,849,335 円が計上されている。

平成 30 年 3 月末で従業員の退職金の期末自己都合要支給額は 135,581,755 円であり、退職金共済機構への掛金積立に基づく給付額は 78,287,887 円 (中退共 47,643,657 円 特退共 30,644,230 円) となっている。期末自己都合要支給額からこの退職金共済機構からの給付額を控除した金額が要引当額であり、57,293,868 円となる。したがって、当社の退職給付引当金計上額は、24,444,533 円計上不足である。

## 12. 保険積立金の積立額（意見）

前述の退職金共済機構への掛金積立はいわゆる外部拠出金であり、当社の貸借対照表には計上されていないため、退職給付引当金の計算に当たって、自己都合要支給額から控除される。一方、当社は従業員の退職時の退職一時金の支払資金を確保するため、従業員を被保険者として、契約者及び保険金受取人を会社とした積立式の生命保険に加入している。これはいわば内部拠出金であり、会社の資産として貸借対照表に計上されている。

この保険の契約内容を確認した結果、保険金の受取人が会社かつ年金型で分割支給される条件のものが含まれていることが判明した。当社の説明では、退職金支出に備えてより多くの運用益が見込まれる金融資産を選択したとのことである。しかし、年金型で分割支給される契約条件の保険は、一時金として支払われる退職金の資金を確保するための資産としては適格でない。このため、今後の資産の運用に当たっては、保険内容を十分に検討することが望ましい。

## Ⅶ. 一般財団法人中小企業福祉サービスセンター（平成30年9月26日往査）

### (ア) 法人の概要

所在地	〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま3階
設立年月日	昭和53年5月1日(福島市勤労者互助会として発足)
出資等	基本財産 50,000千円 福島市100%（基本財産を出捐）
代表者	理事長 今福 康一
設立目的	この法人は、中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
主な事業内容 と今後の方針	・主な事業の内容 生活安定事業（慶弔給付等）、健康維持推進事業（人間ドック受診料助成等）、自己啓発余暇活動事業（協定宿泊施設利用助成・主催事業・各種チケット斡旋等）、老後生活安定事業（ライフプランセミナー等）、財産形成事業（講座・講演会等）。不採算事業なし。 ・今後の事業の方向性 会員に喜ばれる各種サービスを提供するため事業を執行していく。

事業計画及び 予算管理	<p>中長期の経営計画は策定していない。単年度収支計算書により、</p> <p>H29 年度事業活動収入予算 99,789 千円</p> <p>H29 年度事業活動支出予算 105,910 千円</p> <p>H29 年度事業活動収入決算 96,654 千円</p> <p>H29 年度事業活動支出決算 98,516 千円</p> <p>事業計画の実施状況</p> <p>1. 在職中の生活安定に係る事業</p> <p>(1) 共済給付事業</p> <p>結婚・出産・入学等祝金、傷病・障害・災害等見舞金、死亡弔慰金等の給付</p> <p>(2) 融資斡旋事業</p> <p>福島県勤労者支援資金の東北労働金庫融資を斡旋すると共に、金利負担軽減のため融資保証料の助成</p> <p>(3) 割引協力店</p> <p>会員が割引料金等のサービスを受けられる割引協力店の拡充</p> <p>2. 健康の維持・増進に係る事業</p> <p>(1) 健康管理事業</p> <p>健康管理の充実に資するため、人間ドックの受診料、乳がん・前立腺がん検診料、インフルエンザ予防接種費用の一部助成</p> <p>(2) 健康増進事業</p> <p>健康増進に資するため、主催事業の実施、体育文化施設等の年会費等の一部助成、フィットネスジムの法人会員利用</p> <p>3. 老後生活安定に係る事業</p> <p>中小企業退職金共済制度の普及と加入促進</p> <p>4. 余暇活動に係る事業</p> <p>主催事業の実施、宿泊・観光施設利用料の一部助成や鑑賞券・回数券等の割引斡旋</p> <p>5. 自己啓発に係る事業</p> <p>主催事業の実施、国家資格試験等受験料・通信講座受講料・カルチャー教室等参加費の一部助成、運転免許証高齢者講習費用の一部助成</p> <p>6. 情報提供に係る事業</p> <p>会報等の発行</p> <p>7. 会員加入促進に係る事業</p> <p>会員拡大のための推進・広報活動</p> <p>8. 関係団体等との連携強化</p> <p>事業の共同化等を検討し、関係団体との連携強化</p>
福島市との取 引の内容	平成 29 年度の補助金 20,000 千円

<p>役員の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員数（H25年度からH29年度） 常勤 1名（理事長） 非常勤 21名（理事9名・監事2名・評議員10名）</li> <li>・常勤役員（理事長）の職務内容 法令及び一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター定款で定めるところにより、法人を代表し、理事会等の業務を執行する。</li> <li>・役員報酬の基準・決定方法 一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。</li> <li>・役員の執務状況 常勤241日、非常勤4日</li> </ul>
<p>従業員の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員数（H25年度からH29年度） 事務局長 1名（福島市役所派遣） 嘱託職員 6名</li> </ul>

## (イ) 最近5年間の決算数値

## 貸借対照表

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動資産)	12,406,126	14,636,013	14,958,474	12,996,037	12,731,106
現金預金	12,406,126	14,636,013	14,936,722	12,776,064	12,731,106
立替金	0	0	21,752	219,973	0
(固定資産)	94,046,806	97,042,612	104,038,418	105,734,224	104,530,031
(基本財産)	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
基本財産定期預金	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
(特定資産)	43,300,000	46,300,000	53,300,000	55,000,000	53,800,000
運営積立預金	43,300,000	46,300,000	53,300,000	55,000,000	53,800,000
(有形固定資産)	18,806	14,612	10,418	6,224	2,031
什器備品	18,806	14,612	10,418	2,031	6,224
(無形固定資産)	0	0	0	0	0
(投資その他の資産)	728,000	728,000	728,000	728,000	728,000
出資金	728,000	728,000	728,000	728,000	728,000
資産合計	106,452,932	111,678,625	118,996,892	118,730,261	117,261,137
勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動負債)	2,652,602	2,737,916	3,043,970	1,691,506	2,089,066
未払金	2,355,943	2,568,640	2,897,570	1,540,306	1,818,479
前受会費	192,000	141,000	146,400	151,200	135,000
預り金	104,659	28,276	0	0	135,587
(固定負債)	0	0	0	0	0
(負債合計)	2,652,602	2,737,916	3,043,970	1,691,506	2,089,066
指定正味財産	0	0	0	0	0
一般正味財産	103,800,330	108,940,709	115,952,922	117,038,755	115,172,071
うち基本財産への充当額	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
うち特定資産への充当額	43,300,000	46,300,000	53,300,000	55,000,000	53,800,000
(純資産合計)	103,800,330	108,940,709	115,952,922	117,038,755	115,172,071
負債・純資産合計	106,452,932	111,678,625	118,996,892	118,730,261	117,261,137

## 正味財産増減計算書

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
1 経常増減の部					
経常収益	<b>89,322,642</b>	<b>91,479,548</b>	<b>94,152,592</b>	<b>100,600,285</b>	<b>96,653,876</b>
①基本財産運用益	11,953	9,961	9,961	10,615	6,352
②特定資産運用益	9,844	8,641	9,517	11,243	5,360
③受取入会金	1,009,000	821,000	883,000	816,000	854,000
④受取会費	51,139,200	53,154,600	53,976,400	54,927,600	55,565,000
⑤事業収益	15,265,075	14,396,297	14,218,246	19,154,338	16,722,945
生活安定事業収益	9,030,000	7,300,000	6,880,000	8,325,000	7,405,000
健康維持増進事業収益	491,285	524,897	402,946	208,360	220,917
余暇活動事業収益	5,246,390	6,138,500	6,666,800	10,420,078	8,915,478
自己啓発事業収益	497,400	432,900	268,500	200,900	181,550
⑥受取補助金等	21,747,565	21,000,000	21,000,000	21,000,000	20,000,000
受取福島市補助金	21,728,000	21,000,000	21,000,000	21,000,000	20,000,000
受取国庫助成金	19,565	0	0	0	0
⑦雑収益	140,005	2,089,049	4,055,468	4,680,489	3,500,219
共済還元金	0	1,951,488	4,021,344	4,644,096	3,400,952
その他	140,005	137,561	34,124	36,393	99,267
事業費	<b>64,071,026</b>	<b>64,959,207</b>	<b>65,501,548</b>	<b>77,499,997</b>	<b>77,314,237</b>
賃金	6,948,360	6,887,169	7,090,706	8,935,371	9,031,079
福利厚生費	1,080,810	1,076,585	992,850	1,181,452	1,336,852
共済掛金	13,704,960	14,185,920	14,431,040	14,676,160	14,837,280
共済給付金	9,030,000	7,300,000	6,880,000	8,325,000	7,405,000
独自給付金	12,517,500	12,450,000	12,790,000	13,017,500	14,097,500
利用補助費	11,301,757	11,469,409	13,830,946	19,882,337	21,008,717
その他	9,487,639	11,590,124	9,486,006	11,482,177	9,597,809
管理費	21,874,569	21,379,982	21,638,831	22,014,455	21,206,323
役員報酬	3,208,320	3,208,320	0	3,139,200	3,139,200
給料手当	1,532,369	1,533,245	3,354,139	1,680,241	1,229,628
賃金	4,422,999	4,206,651	4,452,124	4,961,756	4,412,754
福利厚生費	2,166,336	2,347,966	3,274,629	2,491,479	2,441,476
賃借料	4,971,059	4,903,289	5,067,909	5,230,764	5,635,896
その他	5,573,486	5,180,511	5,490,030	4,511,015	4,347,369
経常費用計	<b>85,945,595</b>	<b>86,339,189</b>	<b>87,140,379</b>	<b>99,514,452</b>	<b>98,520,560</b>
当期経常増減額	<b>3,377,047</b>	<b>5,140,359</b>	<b>7,012,213</b>	<b>1,085,833</b>	<b>△1,866,684</b>
2 経常外増減の部					
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,377,047	5,140,359	7,012,213	1,085,833	△1,866,684
一般正味財産期首残高	100,423,283	103,800,330	108,940,709	115,952,922	117,038,755
一般正味財産期末残高	103,800,330	108,940,689	115,952,922	117,038,755	115,172,071
指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
正味財産期末残高	103,800,330	108,940,689	115,952,922	117,038,755	115,172,071

## (ウ) 全般的事項

### 1. 中長期の経営計画の策定（指摘）

当法人では年間予算は策定されているが、3～5年の中長期の経営計画は策定されていない。直前2期間の決算数値を見ると、平成28年度以後は事業費の中の利用補助費が2千万円程度となり、それ以前の年度に比して6～7百万円増加しており、結果として正味財産増減計算書の当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額が、平成28年度は1,085千円、平成29年度は△1,866千円と悪化している。

平成29年度末の純資産額は115,172千円であり、このうち基本財産充当額50,000千円を除く正味財産は65,172千円であることから、正味財産が安定的に維持可能な事業運営のためには、中長期の経営計画を策定すべきである。また、中長期経営計画の立案に当たっては、以下のような点を十分検討し、経営悪化の要因となる事項については早期に抜本的な見直しを行うべきである。

前述の通り、収支悪化の主因は利用補助費の増加である。このため、経営計画策定に当たっては、利用補助費の中身である人間ドック等受診料助成、主催者事業参加費助成、施設利用補助（児童公園・市民プール・東京ディズニーランド・水族館等）、商品券斡旋、チケット斡旋などの補助の見直しも検討すべきである。

また、当法人の事業の1つである融資あっせん事業（東北労金への融資あっせん）は、直近の4年間での利用実績が0件である（災害復旧資金の融資については2件あり）。市場金利が低下している状況のため、えふサポートを経由して融資を受けるメリットが少ないことは理解できるが、極端に利用度の低い事業に関しては、事業の存続も含めて今後の対応を検討すべきと考える。

（利用補助費の状況）

（単位：千円）

年度	予算	決算	差額
平成26年度	14,218	11,469	2,749
平成27年度	16,118	13,830	2,288
平成28年度	15,866	19,882	△4,016
平成29年度	20,925	21,008	△83

### 2. 理事会及び評議員会

#### (1) 定時評議員会の決議事項（意見）

毎年5月中旬開催の理事会において、評議員会の議案についての承認を得ているが、その際、決議事項として事業報告書の承認があげられている。しかし、評議員会での承認を要する計算書類は貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書であり、事業報告書は報告事項として取り扱うべきものであるため、決議事項に含める必要はない（定款第8条第1項、第14条(5)）。

## (2) 監事の任期（指摘）

平成 27 年 4 月 1 日及び 4 月 20 日に選任された 2 名の監事は、いずれも前任者の監事が任期途中で辞任したことにより選任された後任監事である。平成 27 年 5 月 28 日に開催の評議員会の議案第 10 号において、この 2 名の監事は任期満了により退任したのものとして、再度重任の決議承認を受けている。

定款第 23 条第 3 項の定めにより、後任監事の任期は前任者の任期満了で終了するが、監事の任期は定款第 23 条第 2 項により「選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」とされている。前任の監事 2 名はいずれも平成 24 年 4 月 1 日に選任されているため、定款の定めによると、後任監事の任期満了は平成 28 年 3 月決算にかかる定時社員総会の日であり、任期満了時期を平成 27 年 5 月とした当法人の判断は誤りである。

なお、平成 27 年 4 月に選任された 2 名の監事は、いずれも任期満了前に退任したため現状では問題は解消しているが、次期改選の際には任期満了時期に十分留意すべきである。

## (エ) 会計処理等

### 1. 印紙及び駐車場サービス券の会計処理と財産管理（指摘）

往査日時点（平成 30 年 9 月 26 日）で手元現金の実査を行ったところ、印紙 500 円及び駐車場サービス券 145 枚（14,500 円）が金庫に保管されていた。

印紙及び駐車場サービス券ともに購入時に経費に計上しているが、これらは換金価値を有する資産であるため、期末時点での未使用残高は貯蔵品として資産計上すべきである。また、不正や誤謬のリスクに対応するため、購入時に費用として会計処理したものであっても、受払帳簿による財産管理を行うべきである。

### 2. 自動継続定期預金証書の更新（意見）

定期預金証書の実査を行ったところ、平成 30 年 3 月中に満期日を迎える東北労働金庫福島支店の自動継続定期預金証書のうち、証書書替未了のものが 7 口座、預入総額 23,800,000 円ある。自動継続の定期預金についても満期の都度適時証書を更新し、契約内容等を常に最新の情報で確認できるようにしておくことが望ましい。

### 3. 特定資産の取扱い（意見）

定期預金 53,800,000 円が運営積立預金として特定資産に計上されているが、特定資産に係る管理規定等がなく資金使途が特定されていないため、目的や使途が明確になっていない。公益法人会計基準によれば、特定資産は特定の目的のために保有する預金、有価証券等とされている。このため、特定資産を保有する場合は、以下の事項を定めた取扱要領等を作成することが望ましい（公益法人会計基準に関する実務指針（Q27 A①））。

- ① 目的
- ② 積立の方法
- ③ 目的取崩の要件
- ④ 目的外取崩の要件
- ⑤ 運用方法
- ⑥ その他

## Ⅷ. 福島地方土地開発公社（平成 30 年 9 月 27 日～28 日往査）

### （ア）法人の概要

所在地	〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号
設立年月日	昭和 48 年 5 月 10 日
出資者等	資本金（基本財産）10,000 千円 福島市 56%（基本財産 5,600 千円を出資）
代表者	理事長 木幡 浩
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。（定款第 1 条）
主な事業内容 と今後の方針	<b>【主な事業】</b> (1) 公有地取得事業（公有地の先行取得） (2) 土地造成事業（工業団地造成等） (3) 附帯等事業（土地の貸付け等） <b>【今後の事業方針】</b> 事業継続の方針。 ただし、福島市が策定した経営健全化計画により、所有する土地の簿価と資産価値の乖離の解消を図るため、保有土地の売却、工業団地の早期分譲を積極的に進める。

事業計画及び 予算管理	<p>【経営計画】 土地開発公社としての経営計画は未策定。 年度毎の予算及び事業計画は、設立団体の長である福島市長の承認を得て執行されている。(公拡法第 18 条)</p>
福島市との取 引の内容	<p>【出資】 5,600 千円 【債務保証】 25,000,000 千円 【平成 29 年度補助金】 56,991 千円 【平成 29 年度公有地買戻し】 286,316 千円 【平成 29 年度賃借料収入】 6,773 千円</p>
役員の状況	<p>※福島地方土地開発公社として</p> <p>【役員数】 理事 10 名、監事 2 名 うち福島市事務所担当理事 1 名、理事 1 名 (役員全員が非常勤、H25～H29 増減なし)</p> <p>【役員報酬】 庶務規程第 7 条及び第 8 条に基づく (市に準じ、1 回の用務につき 8,000 円)</p> <p>【執務状況】 担当理事 1 回 (理事会) 理事 2 回 (業務報告、理事会)</p>
従業員の状況	<p>※福島市事務所</p> <p>【職員数】 H25 年度 32 名 (うち臨時職員 1 名) H26 年度 33 名 (うち臨時職員 1 名) H27 年度 28 名 (うち臨時職員 1 名) H28 年度 50 名 (うち臨時職員 1 名) H29 年度 53 名 (うち臨時職員 1 名)</p>

## (イ) 最近5年間の決算数値

## 貸借対照表

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動資産)	11,559,827,474	11,551,997,923	10,309,763,282	10,715,081,806	11,299,227,508
現金預金	503,235,859	1,147,311,746	994,297,758	1,011,059,891	912,017,242
公有用地	4,836,161,324	4,710,408,289	4,752,551,218	4,570,482,473	4,289,772,139
代行用地	0	0	0	551,964,749	1,387,392,020
完成土地等	6,220,430,291	5,330,108,545	4,562,914,306	4,562,914,306	4,562,914,306
開発中土地	0	364,169,343	0	18,660,387	147,131,801
(固定資産)	455,175	455,175	227,587	182,069	1,773,921
(有形固定資産)	455,175	455,175	227,587	182,069	1,773,921
車両運搬具その他	3,622,500	3,622,500	3,622,500	3,622,500	3,537,350
減価償却累計額	△ 3,260,250	△ 3,260,250	△ 3,441,375	△ 3,477,600	△ 1,791,305
工具器具及び備品	929,250	929,250	929,250	929,250	929,250
減価償却累計額	△ 836,325	△ 836,325	△ 882,788	△ 892,081	△ 901,374
資産合計	11,560,282,649	11,552,453,098	10,309,990,869	10,715,263,875	11,301,001,429
勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
(流動負債)	44,197,636	47,640,246	51,089,924	167,745,436	171,208,022
未払金	44,197,636	47,640,246	51,089,924	54,525,436	57,968,036
預り金	0	0	0	113,220,000	113,239,986
(固定負債)	10,175,100,000	10,137,700,000	8,775,100,000	9,041,009,749	9,603,937,020
長期借入金	10,175,100,000	10,137,700,000	8,775,100,000	9,041,009,749	9,603,937,020
(負債合計)	10,219,297,636	10,185,340,246	8,826,189,924	9,208,755,185	9,775,145,042
基本財産	5,600,000	5,600,000	5,600,000	5,600,000	5,600,000
前期繰越準備金	1,249,878,047	1,335,385,013	1,361,512,852	1,478,200,945	1,500,908,690
当期純利益	85,506,966	26,127,839	116,688,093	22,707,745	19,347,697
(資本合計)	1,340,985,013	1,367,112,852	1,483,800,945	1,506,508,690	1,525,856,387
負債・資本合計	11,560,282,649	11,552,453,098	10,309,990,869	10,715,263,875	11,301,001,429

損益計算書

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
事業収益	1,667,060,031	1,165,140,302	1,321,290,564	289,593,610	551,567,842
公有地取得事業収益	977,254,058	141,218,507	637,000,000	218,659,452	464,316,553
土地造成事業収益	384,897,680	365,677,110	510,825,494	0	0
附帯等事業収益	31,872,543	33,079,920	31,871,141	29,856,511	30,251,032
保有地売却損失補填補助金	185,987,750	555,323,101	86,778,014	0	0
現年度分支払利息補助金	87,048,000	69,841,664	54,815,915	41,077,647	56,991,470
過年度分支払利息補助金	0	0	0	0	8,787
事業原価	1,480,920,526	1,063,783,385	1,140,987,396	219,877,759	462,451,734
公有地取得事業原価	967,256,090	170,161,439	631,427,628	216,152,059	458,710,334
開発事業用地取得事業原価	0	0	0	0	0
土地造成事業原価	509,574,836	890,321,746	505,750,868	0	0
附帯等事業原価	4,089,600	3,300,200	3,808,900	3,725,700	3,741,400
(事業総利益)	186,139,505	101,356,917	180,303,168	69,715,851	89,116,108
販売費及び一般管理費	11,205,966	5,207,888	8,614,461	5,643,677	9,086,342
(事業利益)	174,933,539	96,149,029	171,688,707	64,072,174	80,029,766
事業外収益	114,937	333,362	265,546	100,821	72,166
受取利息	114,657	130,577	265,226	100,161	54,986
雑収益	280	202,785	320	660	17,180
事業外費用	89,541,510	70,354,552	55,266,160	41,465,250	60,754,235
支払利息	89,541,510	70,354,552	55,266,160	41,465,250	60,754,235
(経常利益)	85,506,966	26,127,839	116,688,093	22,707,745	19,347,697
税引前利益	85,506,966	26,127,839	116,688,093	22,707,745	19,347,697
法人税・住民税等					
当期純利益	85,506,966	26,127,839	116,688,093	22,707,745	19,347,697

## (ウ) 全般的事項

### 1. 土地開発公社の設立の経緯と現況

#### (1) 土地開発公社の設立の経緯とその後の推移

日本が高度経済成長期にあった1972年に、「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）」が制定された。この法律に基づき、「地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行うこと」を目的として、地方公共団体の100%出資により、各地に土地開発公社が設立された。

土地開発公社は、以下の三つの事業を実施することにより、上記の設立目的を果たすものである。①がいわゆる公有地の先行取得事業、③が土地取得関連事業であり、この二つはいずれも地方公共団体からの依頼・委託に基づいて実施する事業である。そして、②がいわゆる自主事業であり、土地開発公社自らが主体となっていく土地造成事業である。

- ① 地方公共団体等の依頼に基づく公共用地等の先行取得及び地方公共団体等が再取得するまでの間の当該用地の管理
- ② 土地開発公社が自ら行う住宅用地、工業用地、流通工業団地等の造成事業
- ③ 地方公共団体の委託に基づく、土地の取得のあっせん、調査等

土地開発公社は、地価上昇が継続した高度経済成長期からバブル期には、機動的な土地の取得による用地確保のため、大いに役割を果たした。しかし、バブル経済の崩壊後は、滞留する膨大な土地在庫の含み損を抱えるに至り、全国各地の土地開発公社が保有する「塩漬け土地」が社会問題として認識され、抜本的な対策が講じられることになった。

土地開発公社の塩漬け土地等に対する経営健全化策として、まず初めに平成13(2001)年度から平成17(2005)年度を計画期間とする「土地開発公社経営健全化対策」が、平成12(2000)年7月に旧自治省より公表された。その後、平成16(2004)年12月に新たな5カ年計画として「第2次土地開発公社経営健全化対策」が、さらに平成25(2013)年2月には対象期間を平成25(2013)年度から平成29(2017)年度とする「第3次土地開発公社経営健全化対策」が総務省より発出されている。全国各地の多くの土地開発公社は、これらの経営健全化計画を実行することにより、塩漬け土地を減少させて経営改革を図っている。

#### (2) 全国の土地開発公社と福島地方土地開発公社の現況

##### ① 全国の土地開発公社の現況

平成29年12月26日付で総務省から公表された「平成28年度土地開発公社事業実績調査結果概要」によると、土地開発公社数、保有土地金額、保有土地面積は以下の表の通りである。

先述の経営改革の結果として解散した土地開発公社も多く、ピーク時の平成11年には1,597社あった土地開発公社は、平成29年4月1日現在では682社とピーク時の半分

以下まで減少している。また、保有土地金額のピークは平成 8 年度末の 91,432 億円、保有土地面積のピークは平成 9 年度末の 34,492 ha だが、平成 28 年度末では各々 10,660 億円、5,415 ha であり、ピーク時に比べて金額は 11.7%、面積は 15.6% まで減少している。

このように、土地開発公社の経営改革の結果、近年は公社数、保有土地の金額及び面積ともに減少傾向にある。地価が右肩上がりに上昇し続け、土地神話が信じられていた時代と異なり、バブル崩壊を経て少子化及び高齢化による人口減少社会となった今日の日本において、土地開発公社はその社会的使命を終えつつあるといえる。

(注)「(2)全国の土地開発公社の現況」に掲示した表は、全て「平成 28 年度土地開発公社事業実績調査結果概要」のデータである。

区 分	公社数 (社) ※2		保有土地金額 (億円)		保有土地面積 (ha)	
	H28.4.1	H29.4.1	H27 年末	H28 年末	H27 年末	H28 年末
道府県公社	34	34	3,515	3,235	2,324	1,954
指定都市公社 ※1	9	8	1,077	879	102	86
市区町村公社	667	640	7,660	6,546	3,674	3,375
計	710	682	12,252	10,660	6,100	5,415

※1 政令指定都市における公社の意味

※2 公社数のみ、各年の 4 月 1 日現在の数が開示されている(保有土地金額・面積は 3 月 31 日現在)

次に長期保有土地の状況は以下の通りとなっている。こちらも公社数の減少とともに大幅に減少しており、土地開発公社の経営改革の結果、保有土地の金額及び面積ともに減少傾向にある。

(金額：億円、面積：ha)

区 分		H27 年末		H28 年末		増減
保有金額	5 年以上保有土地	9,104	74.3%	7,761	72.8%	△1,343
	10 年以上保有土地	8,153	66.5%	7,009	65.8%	△1,144
保有面積	5 年以上保有土地	4,852	79.5%	4,286	79.2%	△ 566
	10 年以上保有土地	4,228	69.3%	3,810	70.4%	△ 418

(注)比率(%)は、保有土地総額に対する比率である。また、5 年以上保有土地には 10 年以上保有土地を含む。

## ② 福島地方土地開発公社の現況と問題点

最後に、平成 28 年度末現在の全国の土地開発公社の 5 年以上保有土地及び 10 年以上保有土地の調査結果の概要は、以下の表の通りとなる。なお、道府県土地開発公社及び政令市土地開発公社は各公社を示したが、市区町村土地開発公社に関しては、北海道・東北及び北関東 3 県(茨城、栃木、群馬)のみ各公社を記載し、その他の各都府県の市区町村土地開発公社は、県別の合計である「総括」のみを記載した。

以下の表によると、福島地方土地開発公社（以下、「当公社」という。）の10年以上保有額は9,320百万円であり、これは東北各県の県土地開発公社の残高を大幅に超過しており、政令市の土地開発公社では川崎市とほぼ同水準である。さらに市町村の土地開発公社に至っては、福島県を除く北海道・東北・北関東3県（茨城、栃木、群馬）の各県の10年以上保有額の合計額は全て当公社の保有額を下回っており、「(D) 市区町村土地開発公社の長期保有土地残高（10年以上保有額）上位20先」（100ページ）の表に示したように、全国の市区町村土地開発公社642社の中でワースト6位となっている。

このように、当公社の10年以上保有額の残高は各地の土地開発公社に比して、突出して多い状況である。当公社の特殊事情として、完成土地等の一部には、震災後に原発避難者等向けの仮設住宅や被災事業者向けに賃貸している物件もある。また、公有用地に関しても、飯坂インターチェンジ周辺用地や宮代用地の一部については応急仮設住宅地として貸与している状況である。しかしながら、完成土地等及び公有用地のいずれも震災前から問題を抱えていた物件が多く、早急に改善すべき重要課題であると考えられる。

(A) 道府県土地開発公社

(金額単位：百万円)

道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上保有額	b/a %	c.10年以上保有額	c/a %
		保有額計	先行	プロパー				
北海道	北海道土地開発公社	31,745	21,179	10,566	30,300	95.4	30,300	95.4
岩手県	岩手県土地開発公社	3,519	1,890	1,629	1,629	46.3	1,188	33.8
宮城県	宮城県土地開発公社	11,421	458	10,963	9,386	82.2	2,169	19.0
秋田県	秋田県土地開発公社	192	192	0	0	0.0	0	0.0
山形県	山形県土地開発公社	31	31	0	31	100.0	31	100.0
福島県	福島県土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0
茨城県	茨城県土地開発公社	15,647	4,535	11,112	11,113	71.0	11,113	71.0
栃木県	栃木県土地開発公社	5,277	579	4,698	3,649	69.1	2,813	53.3
埼玉県	埼玉県土地開発公社	4,068	4,068	0	544	13.4	544	13.4
千葉県	千葉県土地開発公社	18,026	9,290	8,736	2,007	11.1	2,007	11.1
山梨県	山梨県土地開発公社	721	2	719	719	99.7	719	99.7
長野県	長野県土地開発公社	1,792	1,792	0	0	0.0	0	0.0
岐阜県	岐阜県土地開発公社	19,531	9,244	10,287	12,734	65.2	9,442	48.3
静岡県	静岡県土地開発公社	2,282	2,282	0	0	0.0	0	0.0
愛知県	愛知県土地開発公社	37,545	37,545	0	29,034	77.3	27,443	73.1
三重県	三重県土地開発公社	4,063	4,063	0	2,349	57.8	2,349	57.8

道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上保有額	b/a %	c.10年以上保有額	c/a %
		保有額計	先行	プロパー				
滋賀県	滋賀県土地開発公社	16,605	6,919	9,686	15,888	95.7	15,888	95.7
京都府	京都府土地開発公社	7,869	6,360	1,509	2,664	33.9	2,664	33.9
大阪府	大阪府土地開発公社	20,558	20,558	0	8,052	39.2	8,052	39.2
兵庫県	兵庫県土地開発公社	34,275	23,412	10,863	25,171	73.4	24,200	70.6
奈良県	奈良県土地開発公社	7,807	7,139	668	315	4.0	315	4.0
和歌山県	和歌山県土地開発公社	29,473	73	29,400	29,473	100.0	29,473	100.0
鳥取県	鳥取県土地開発公社	19	19	0	19	100.0	19	100.0
島根県	島根県土地開発公社	11,401	2,722	8,679	8,974	78.7	8,974	78.7
岡山県	岡山県土地開発公社	6,640	6,640	0	0	0.0	0	0.0
広島県	広島県土地開発公社	5,114	3,407	1,707	4,073	79.6	4,073	79.6
徳島県	徳島県土地開発公社	242	242	0	242	100.0	242	100.0
愛媛県	愛媛県土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0
高知県	高知県土地開発公社	6,543	6,543	0	3,143	48.0	3,143	48.0
佐賀県	佐賀県土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0
長崎県	長崎県土地開発公社	5,322	3,508	1,814	4,824	90.6	4,073	76.5
大分県	大分県土地開発公社	3,986	2,033	1,953	3,919	98.3	1,985	49.8
沖縄県	沖縄県土地開発公社	8,451	8,450	1	1	0.0	1	0.0
合計		323,470	195,175	128,295	213,558	66.0	196,525	60.8

(B) 政令市土地開発公社

(金額単位：百万円)

政令市名	公社名	a.28年度末			b.5年以上保有額	b/a %	c.10年以上保有額	c/a %
		保有額計	公有地先行取得	土地造成				
川崎市	川崎市土地開発公社	12,097	12,097	0	10,000	82.7	9,768	80.7
名古屋市	名古屋市土地開発公社	30,999	30,999	0	30,914	99.7	30,582	98.7
京都市	京都市土地開発公社	11,227	11,227	0	11,227	100.0	11,227	100.0
福岡市	福岡市土地開発公社	4,548	4,548	0	2,677	58.9	1,252	27.5
静岡市	静岡市土地開発公社	2,823	2,823	0	2,493	88.3	2,493	88.3

政令市名	公社名	a.28年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年以 上保有額	c/a%
		保有額計	公有地先 行取得	土地造 成				
新潟市	新潟市土地開発公社	9,603	9,603	0	8,851	92.2	8,851	92.2
岡山市	岡山市土地開発公社	9,394	9,394	0	7,891	84.0	7,550	80.4
相模原市	相模原市土地開発公社	7,160	7,160	0	6,924	96.7	5,901	82.4
政令市合計		87,851	87,851	0	80,977	92.2	77,624	88.4

(C) 市区町村土地開発公社  
(北海道・東北・北関東)

(金額単位：百万円)

都道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年 以上保 有額	c/a %
		保有額計	公有地先 行取得	土地造 成				
北海道	函館市土地開発公社	3,133	3,133	0	3,133	100.0	3,133	100.0
北海道	帯広市土地開発公社	84	84	0	84	100.0	84	100.0
北海道	北見市土地開発公社	1,429	1,429	0	11	0.8	11	0.8
北海道	岩見沢市土地開発公社	858	635	223	858	100.0	858	100.0
北海道	網走市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0
北海道	留萌市土地開発公社	429	387	42	429	100.0	429	100.0
北海道	三笠市土地開発公社	661	661	0	661	100.0	661	100.0
北海道	根室市土地開発公社	137	104	33	137	100.0	137	100.0
北海道	砂川市土地開発公社	678	66	612	678	100.0	678	100.0
北海道	伊達市土地開発公社	428	263	165	428	100.0	423	98.8
北海道	北広島市土地開発公社	479	0	479	0	0.0	0	0.0
北海道	北斗市土地開発公社	59	59	0	59	100.0	0	0.0
北海道	江差町土地開発公社	37	36	1	37	100.0	37	100.0
北海道	蘭越町土地開発公社	32	7	25	32	100.0	23	71.9
北海道	二七〇町土地開発公社	1	0	1	1	100.0	1	100.0
北海道	倶知安町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0
北海道	浦臼町土地開発公社	12	0	12	3	25.0	0	0.0
北海道	雨竜町土地開発公社	4	0	4	0	0.0	0	0.0
北海道	鷹栖町土地開発公社	305	0	305	305	100.0	3	1.0
北海道	東神楽町土地開発公社	7	0	7	7	100.0	0	0.0

都道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年 以上保 有額	c/a %
		保有額計	公有地先 行取得	土地造 成				
北海道	当麻町土地開発公社	68	0	68	24	35.3	24	35.3
北海道	東川町土地開発公社	36	15	21	8	22.2	0	0.0
北海道	美瑛町土地開発公社	40	22	18	18	45.0	18	45.0
北海道	和寒町土地開発公社	4	0	4	4	100.0	4	100.0
北海道	斜里町土地開発公社	80	0	80	80	100.0	80	100.0
北海道	厚真町土地開発公社	102	29	73	62	60.8	57	55.9
北海道	日高町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0
北海道	浦河町土地開発公社	44	25	19	44	100.0	19	43.2
北海道	音更町土地開発公社	572	0	572	572	100.0	572	100.0
北海道	幕別町土地開発公社	941	0	941	941	100.0	941	100.0
北海道	本別町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0.0
北海道	北海道総括	10,660	6,955	3,705	8,616	80.8	8,193	76.9
青森県	青森市土地開発公社	3,744	3,744	0	3,744	100.0	3,741	99.9
青森県	弘前市土地開発公社	329	329	0	329	100.0	329	100
青森県	八戸市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
青森県	十和田市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
青森県	三沢市土地開発公社	986	986	0	986	100.0	986	100
青森県	つがる市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
青森県	平川市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
青森県	外ヶ浜町土地開発公社	35	25	10	35	100.0	35	100
青森県	大鰐町土地開発公社	139	0	139	139	100.0	139	100
青森県	田舎館村土地開発公社	40	40	0	40	100.0	40	100
青森県	野辺地町土地開発公社	81	81	0	81	100.0	81	100
青森県	東北町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
青森県	おいらせ町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
青森県	青森県総括	5,354	5,205	149	5,354	100	5,351	99.9
岩手県	盛岡地区広域土地開発公社	59	59	0	59	100.0	59	100
岩手県	一関地区土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
岩手県	陸前高田市土地開発公社	1,269	1,269	0	0	0.0	0	0
岩手県	釜石市土地開発公社	459	356	103	0	0.0	0	0
岩手県	岩手県総括	1,787	1,684	103	59	3.3	59	3.3

都道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年 以上保 有額	c/a %
		保有額計	公有地先 行取得	土地造 成				
宮城県	白石市土地開発公社	151	0	151	0	0.0	0	0
宮城県	名取市土地開発公社	35	25	10	35	100.0	35	100
宮城県	角田市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
宮城県	多賀城市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
宮城県	岩沼市土地開発公社	1,172	1,172	0	1,172	100.0	1,086	92.7
宮城県	大崎市土地開発公社	1,190	1,093	97	97	8.2	97	8.2
宮城県	加美郡土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
宮城県	宮城県総括	2,548	2,290	258	1,304	51.2	1,218	47.8
秋田県	大館市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
秋田県	秋田県総括	0	0	0	0	0	0	0
山形県	山形市土地開発公社	4,047	3,812	235	3,969	98.1	3,969	98.1
山形県	米沢市土地開発公社	549	0	549	549	100.0	549	100
山形県	新庄市土地開発公社	30	5	25	30	100.0	30	100
山形県	寒河江市土地開発公社	2,536	270	2,266	2,493	98.3	383	15.1
山形県	上山市土地開発公社	207	207	0	197	95.2	197	95.2
山形県	村山市土地開発公社	101	0	101	88	87.1	88	87.1
山形県	天童市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
山形県	東根市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
山形県	尾花沢市土地開発公社	173	0	173	69	39.9	69	39.9
山形県	南陽市土地開発公社	155	0	155	0	0.0	0	0
山形県	山辺町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
山形県	中山町土地開発公社	675	79	596	675	100.0	675	100
山形県	河北町土地開発公社	525	0	525	525	100.0	457	87
山形県	大石田町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
山形県	高島町土地開発公社	413	174	239	413	100.0	413	100
山形県	川西町土地開発公社	94	17	77	77	81.9	77	81.9
山形県	小国町土地開発公社	241	13	228	241	100.0	241	100
山形県	飯豊町土地開発公社	38	0	38	38	100.0	36	94.7
山形県	三川町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
山形県	庄内町土地開発公社	372	0	372	372	100.0	372	100
山形県	山形県総括	10,156	4,577	5,579	9,736	95.9	7,556	74.4

都道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年 以上保 有額	c/a %
		保有額計	公有地先 行取得	土地造 成				
福島県	いわき市土地開発公社	68	0	68	68	100.0	0	0
福島県	福島地方土地開発公社	9,940	5,299	4,641	9,320	93.8	9,320	93.8
福島県	会津若松地方土地開発公社	776	3	773	0	0.0	0	0
福島県	郡山地方土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
福島県	白河地方土地開発公社	4	4	0	0	0.0	0	0
福島県	喜多方地方土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
福島県	相馬地方土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
福島県	南会津地方土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
福島県	双葉地方土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
福島県	福島県総括	10,788	5,306	5,482	9,388	87	9,320	86.4
茨城県	日立市土地開発公社	632	632	0	111	17.6	111	17.6
茨城県	土浦市土地開発公社	109	109	0	109	100.0	109	100
茨城県	結城市土地開発公社	353	334	19	345	97.7	345	97.7
茨城県	高萩市土地開発公社	585	0	585	585	100.0	585	100
茨城県	つくば市土地開発公社	6,708	6,708	0	0	0.0	0	0
茨城県	鹿嶋市土地開発公社	8	8	0	8	100.0	8	100
茨城県	守谷市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
茨城県	那珂市土地開発公社	254	254	0	0	0.0	0	0
茨城県	坂東市土地開発公社	6,352	6,352	0	0	0.0	0	0
茨城県	桜川市土地開発公社	686	417	269	269	39.2	269	39.2
茨城県	小美玉市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
茨城県	大洗町土地開発公社	21	21	0	21	100.0	21	100
茨城県	阿見町土地開発公社	4	4	0	4	100.0	4	100
茨城県	八千代町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
茨城県	境町土地開発公社	160	160	0	160	100.0	160	100
茨城県	茨城県総括	15,872	14,999	873	1,612	10.2	1,612	10.2
栃木県	宇都宮市土地開発公社	6,606	6,371	235	4,508	68.2	2,581	39.1
栃木県	足利市土地開発公社	18	18	0	9	50.0	0	0
栃木県	栃木市土地開発公社	255	0	255	255	100.0	0	0
栃木県	佐野市土地開発公社	165	165	0	165	100.0	165	100
栃木県	小山市土地開発公社	695	695	0	695	100.0	662	95.3

都道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年 以上保 有額	c/a %
		保有額計	公有地先 行取得	土地造 成				
栃木県	真岡市土地開発公社	92	92	0	92	100.0	92	100
栃木県	栃木県総括	7,831	7,341	490	5,724	73.1	3,500	44.7
群馬県	高崎市土地開発公社	3,829	3,811	18	3,829	100.0	3,829	100
群馬県	桐生市土地開発公社	20	0	20	13	65.0	13	65
群馬県	太田市土地開発公社	462	0	462	0	0.0	0	0
群馬県	沼田市土地開発公社	219	219	0	201	91.8	201	91.8
群馬県	渋川市土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
群馬県	藤岡市土地開発公社	102	0	102	0	0.0	0	0
群馬県	富岡市土地開発公社	168	168	0	168	100.0	168	100
群馬県	安中市土地開発公社	681	84	597	128	18.8	128	18.8
群馬県	榛東村土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
群馬県	吉岡町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
群馬県	中之条町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
群馬県	川場村土地開発公社	154	39	115	54	35.1	54	35.1
群馬県	昭和村土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
群馬県	みなかみ町土地開発公社	154	43	111	154	100.0	154	100
群馬県	玉村町土地開発公社	581	0	581	0	0.0	0	0
群馬県	板倉町土地開発公社	0	0	0	0	0.0	0	0
群馬県	明和町土地開発公社	142	142	0	11	7.7	11	7.7
群馬県	甘楽郡土地開発公社	121	0	121	112	92.6	112	92.6
群馬県	西邑楽土地開発公社	1,068	0	1,068	1,068	100.0	1,054	98.7
群馬県	群馬県総括	7,701	4,506	3,195	5,738	74.5	5,724	74.3

(その他地域)

(金額単位：百万円)

都道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年以 上保有額	c/a %
		保有額計	公有地先 行取得	土地造 成				
埼玉県	埼玉県総括	72,536	72,520	16	68,913	95.0	65,817	90.7
千葉県	千葉県総括	20,668	20,010	658	17,530	84.8	15,757	76.2
東京都 (特別区)	東京都(特別区総括)	64,867	64,867	0	25,514	39.3	12,089	18.6
東京都	東京都(市町村)総括	34,142	34,142	0	23,087	67.6	16,405	48.0

都道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年以 上保有額	c/a %
		保有額計	公有地先 行取得	土地造 成				
(市町村)								
神奈川県	神奈川県総括	34,310	31,640	2,670	29,000	84.5	27,652	80.6
新潟県	新潟県総括	7,171	2,052	5,119	6,794	94.7	6,335	88.3
富山県	富山県総括	13,115	10,594	2,521	8,718	66.5	7,151	54.5
石川県	石川県総括	5,446	3,864	1,582	3,719	68.3	3,573	65.6
福井県	福井県総括	408	207	201	219	53.7	219	53.7
山梨県	山梨県総括	2,894	2,558	336	2,894	100.0	2,888	99.8
長野県	長野県総括	24,759	19,947	4,812	19,489	78.7	18,229	73.6
岐阜県	岐阜県総括	17,461	14,733	2,728	13,130	75.2	11,793	67.5
静岡県	静岡県総括	16,562	12,671	3,891	9,048	54.6	6,442	38.9
愛知県	愛知県総括	42,686	40,581	2,105	29,213	68.4	27,732	65.0
三重県	三重県総括	18,292	9,221	9,071	14,586	79.7	13,695	74.9
滋賀県	滋賀県総括	7,894	6,053	1,841	7,455	94.4	6,466	81.9
京都府	京都府総括	8,763	8,301	462	6,596	75.3	5,838	66.6
大阪府	大阪府総括	33,440	33,440	0	28,971	86.6	28,198	84.3
兵庫県	兵庫県総括	25,668	25,555	113	17,427	67.9	16,029	62.4
奈良県	奈良県総括	9,303	8,989	314	8,475	91.1	8,060	86.6
和歌山県	和歌山県総括	4,511	1,166	3,345	3,000	66.5	2,736	60.7
鳥取県	鳥取県総括	13,248	2,217	11,031	11,131	84.0	11,110	83.9
島根県	島根県総括	7,805	3,702	4,103	7,574	97.0	6,984	89.5
岡山県	岡山県総括	5,328	3,200	2,128	4,016	75.4	3,607	67.7
広島県	広島県総括	14,670	11,827	2,843	10,593	72.2	10,216	69.6
山口県	山口県総括	8,768	6,763	2,005	5,676	64.7	5,646	64.4
徳島県	徳島県総括	1,636	1,617	19	1,617	98.8	1,617	98.8
香川県	香川県総括	13,131	12,502	629	11,511	87.7	11,124	84.7
愛媛県	愛媛県総括	2,575	2,008	567	1,325	51.5	281	10.9
高知県	高知県総括	1,661	1,190	471	1,459	87.8	1,208	72.7
福岡県	福岡県総括	8,333	7,538	795	6,078	72.9	5,545	66.5
佐賀県	佐賀県総括	10,481	8,971	1,510	7,447	71.1	6,075	58.0
長崎県	長崎県総括	5,695	4,723	972	4,083	71.7	3,243	56.9
熊本県	熊本県総括	1,349	250	1,099	1,290	95.6	1,290	95.6
大分県	大分県総括	2,333	1,192	1,141	1,749	75.0	1,312	56.2

都道府県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上 保有額	b/a %	c.10年以 上保有額	c/a %
		保有額計	公有地先 行取得	土地造 成				
宮崎県	宮崎県総括	4,862	3,802	1,060	3,819	78.5	3,697	76.0
鹿児島県	鹿児島県総括	7,872	3,140	4,732	7,401	94.0	4,691	59.6
沖縄県	沖縄県総括	7,308	4,311	2,997	3,471	47.5	3,440	47.1
市区町村合計		654,648	554,927	99,721	481,549	73.6	426,723	65.2

(D) 市区町村土地開発公社の長期保有土地残高（10年以上保有額）上位20先

（金額単位：百万円）

順位	都道府 県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上保 有額	b/a %	c.10年以 上保有額	c/a %
			保有額計	公有地先行 取得	土地造 成				
1	埼玉県	川口市土地開発公社	15,308	15,308	0	15,308	100	15,308	100
2	愛知県	春日井市土地開発公社	13,637	13,637	0	13,637	100	12,715	93.2
3	千葉県	柏市土地開発公社	12,237	12,237	0	12,237	100	12,237	100
4	埼玉県	越谷市土地開発公社	12,137	12,137	0	12,137	100	12,137	100
5	大阪府	交野市土地開発公社	10,396	10,396	0	10,396	100	10,358	99.6
6	福島県	福島地方土地開発公社	9,940	5,299	4,641	9,320	93.8	9,320	93.8
7	埼玉県	春日部市土地開発公社	8,269	8,269	0	8,269	100	8,269	100
8	東京都 (市町村)	日野市土地開発公社	8,347	8,347	0	7,662	91.8	7,662	91.8
9	鳥取県	鳥取市土地開発公社	9,212	1,764	7,448	7,336	79.6	7,336	79.6
10	香川県	高松市土地開発公社	7,051	7,051	0	6,851	97.2	6,851	97.2
11	神奈川県	藤沢市土地開発公社	9,582	9,582	0	6,818	71.2	6,409	66.9
12	富山県	富山市土地開発公社	6,905	6,905	0	6,311	91.4	5,792	83.9
13	三重県	津市土地開発公社	5,942	808	5,134	5,768	97.1	5,642	95
14	大阪府	枚方市土地開発公社	6,949	6,949	0	5,652	81.3	5,494	79.1
15	兵庫県	西宮市土地開発公社	11,047	11,037	10	5,338	48.3	5,338	48.3
16	埼玉県	戸田市土地開発公社	5,680	5,680	0	5,245	92.3	5,226	92
17	神奈川県	鎌倉市土地開発公社	5,151	5,151	0	4,917	95.5	4,917	95.5
18	長野県	諏訪市土地開発公社	4,821	4,450	371	4,821	100	4,821	100
19	長野県	上田市土地開発公社	4,839	4,754	85	4,562	94.3	4,562	94.3
20	島根県	松江市土地開発公社	4,363	2,399	1,964	4,363	100	4,363	100

## 2. 当公社の保有する土地の内容

当公社が保有する土地の平成 30 年 3 月末までの直近 5 年間の残高は、以下のように推移している。なお、以後の報告において記載している金額は、全て当公社のうち、福島市事務所が管理する部分のみである。これは、平成 30 年 3 月末において、当公社の総資産の 95.6%、土地勘定の 98.1%を福島市事務所の残高が占めていること、及び福島市事務所以外が保有する資産・負債は、それぞれの出資団体が管理していることから、包括外部監査の対象を福島市が管理する福島市事務所の保有部分のみとしたことによる。

以下の表のうち、代行用地は国土交通省からの依頼によって取得した土地であり、また、開発中土地は現在造成中の工業団地用地である。平成 30 年 3 月末の代行用地及び開発中土地の残高内容を検討した結果、これらの土地に関しては特に問題はない。塩漬け土地等で問題とされるのは、以下の表で勘定科目欄に網掛けをした公有用地及び完成土地等である。

公有用地とは、自治体の事業計画等に基づいて公社が先行取得した土地であり、本来はその事業の進捗に伴い市が買取るものだが、当公社が現在保有する公有用地は、市の買取りが進まずに滞留しているもののみである。

また、完成土地等は、自治体が地域振興等のために民間事業者等に工業団地等として売却することを目的として開発して整備した土地であるが、こちらに関しても、当公社が現在保有する土地のほとんどが滞留している物件である。なお、完成土地等には、上名倉工業団地や松川工業団地のように、震災後に仮設住宅用地や被災者等の事業用地として賃貸していたという特殊事情を抱える物件も存在する。

(単位:円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
公有用地	4,836,161,324	4,710,408,289	4,752,551,218	4,570,482,473	4,289,772,139
代行用地	0	0	0	551,964,749	1,387,392,020
完成土地等	6,220,430,291	5,330,108,545	4,562,914,306	4,562,914,306	4,562,914,306
開発中土地	0	364,169,343	0	18,660,387	147,131,801
土地計	11,056,591,615	10,404,686,177	9,315,465,524	9,704,021,915	10,387,210,266

## 3. 第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画

市は、平成 12（2000）年 7 月に旧自治省から公表された土地開発公社経営健全化対策に基づいて、平成 13 年度から平成 22 年度までの第一期経営健全化計画を策定した。その後は引き続き、平成 23 年度から 29 年度までの第二期経営健全化計画を策定し、計画的に先行取得依頼用地の買戻し及び財政支援措置が行われてきた。これらの経営健全化計画により、当公社が 5 年以上保有する長期保有土地の帳簿価額は、平成 13 年度当初に 231 億円あったものが、第二期経営健全化計画終了時の平成 29 年度末には 89 億円となり、計画開始時点の平成 13 年度当初比で、約 142 億円縮減された。

しかしながら、前述の通り、福島地方土地開発公社（以下、「当公社」という。）の長期保有土地は、全国でワースト 6 位という非常に低い位置にあり、まだ非常に多額な水準にある。このような状況の下、平成 30 年 6 月に第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画（以下、「第三期計画」という。）が策定され、議会承認が得られた。公有用地及び完成

土地等の平成 30 年 3 月末現在の現況と、第三期計画による買戻及び売却の計画は 104 ページの（1-1 公有用地の現況）から 106 ページの（2-2 完成土地等の処分・財政負担計画）の表の通りである。

市の説明によると、第三期計画で買取・売却予定となっていない土地についても、財政状況を勘案しながら最終的には処分する方針であり、かつ、民間への売却額が簿価を下回り損失が発生した場合は、当該損失が市から補填されるとのことである。また、道路事業用地として先行取得した公有用地の事業は継続しており、その他の土地も民間売却可能な土地もあり、新たな活用方法を探りながら、活用方法が未定であっても買戻を進める方針とのことである。

しかし、105 ページの（1-2 公有用地の処分・財政負担計画）及び 106 ページの（2-2 完成土地等の処分・財政負担計画）で網掛けした土地は、現在の状況からすると事業用地として利用するまでには相当の期間がかかり、かつ、その立地や土地の形状などから民間への売却や利活用が困難と思われる物件も存在する。また、公有用地及び完成土地等見合いの借入金約 80 億円に係る利息に対する補助金（現年度分支払利息補助金）として、平成 29 年度において 56,991 千円、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で総額 309,774 千円、年間平均 61,954 千円を支出している。

福島市では、福島駅東口の再開発、市役所本庁舎西棟の建設、老朽化した市民会館、公会堂、図書館本館などの施設の更新・統合など、多額の財政負担を要する事業がある。これらの将来に向けての施設整備も重要であるが、借入利息の金利負担を考えれば、いわゆる塩漬け土地に係る借入金返済の優先順位は高いものと考えられ、買戻しを先送りすることなく、早期に実施すべきと考える。もちろん、市の買取財源が借入金であれば金利負担は解消しないが、土地の買戻しを早期に実施し、市の責任において早期の事業化や最終処分（民間売却）を進めるべきである。次の世代に向けて施設を整備更新することだけでなく、負の遺産を残すことがないよう最大限の努力をすることも、非常に重要な課題である。

監査人がこれらの土地の事業化や民間売却が困難であると考えるのは、以下の（1）、（2）に記載した理由による。なお、完成土地等に含まれる松川工業団地は、東日本大震災後、仮設住宅用地及び被災事業者の事業用地として賃貸していることから、当面の売却の予定がなく、売却時期が後年度に繰越されているものである。計画では、松川工業団地売却等による処分の一部（簿価で 399 百万円）が平成 33 年度以後となっているが、遅延が震災後の特殊事情によること、及び立地条件等から、今後の売却の実現可能性は認められるものとする。

（1） 公有用地の事業用地としての利用可能性、完成土地等の売却の可能性

① 金谷川団地（公有用地）

傾斜地が多い山林地域であり事業に利用するための適地ではなく、民間売却の実現可能性も低い。また、第三期計画でも平成 32 年度までの当初 3 年間では買取予定がなく、平成 33 年度以後も毎年定額の市の買取予定を入れているが、市側での具体的な事業（利用）計画があるわけではない。

## ② 飯坂 IC 周辺用地（公有用地）

飯坂 IC 周辺用地として区分されている公有用地は、所在地が分散しており、それぞれ条件が異なるものである。このうち、当初 3 年間に市が買取もしくは民間に売却する予定の土地については、一定の実現可能性が認められる。しかし、平成 33 年度の 350 百万円をピークに、以後毎年逡減していく形での市の買取予定地 1,270 百万円及び事業困難とされている 508 百万円については、市側での具体的な事業（利用）計画があるわけではない。

## ③ 宮代用地・公共事業代替地（公有用地）

宮代用地・公共事業代替地ともに、第三期計画での買取計画はなく、第三期計画において事業困難として明示されている。このような土地が第三期計画終了後の将来において事業用地とされる可能性は甚だ低く、単に先送りしているに過ぎないものとする。

## ④ 福島研究公園 I 工区、II 工区（完成土地等）

福島研究公園 I 工区に区分されている土地は、平成 10 年度に完了した第 1 期造成工事で整備した企業用地であるが、社会経済情勢の変化等を理由に、平成 16 年度から分譲を停止している。II 工区は第 2 期工事が計画されていた区域及び代替地等であるが、開発を中止したため、山林や原野のまま残置している。

市では福島研究公園の今後の活用方法や土地利用の見直しについて、スポーツ、レクリエーション施設としてすでに活用されている十六沼公園など近隣の土地利用状況を踏まえ、総合的に検討することとしているが、未だ方針が見出せていない。宮代用地・公共事業代替地と同様に、第三期計画において事業困難として明示され、同計画期間内の買取りや民間売却が計画されていない。

このような土地が第三期計画終了後の将来において工場用地等として売却処分される可能性は低く、単に先送りしているに過ぎないものとする。

## (2) 公有用地に対する借入金利息の会計処理

土地開発公社経理基準要綱（以下、「要綱」という。）によれば、「特定土地及び完成土地等に係る取得原価には、当該資産の取得又は造成に要した借入金等に対する利息のうち、特定土地又は完成土地等に区分されたとき以後のものを含めないものとする」とされている（要綱第 24 条第 3 項）。すなわち、完成土地等は造成等の完成後、特定土地に関しては特定土地に区分された時点以後は、これらの土地に紐付きの借入金利息は当該土地の簿価に加算されず、金利が発生した期間の損益計算書に支払利息として費用計上される。

当公社では、公有用地勘定に対応する借入金利息は、平成 29 年度より全て期間費用として損益計算書に計上している。市の説明によると、借入金利息を再取得対象の土地の簿価に加算しないのは、公有用地について将来的に市が買取る方針であるため特定土地には該当しないが、市の買取時に買取価額を増加させないためとのことである。この結果、平成 29 年度より公有用地について特定土地と同様の会計処理が行われており、監査人の観点からすると、この点からも当公社が保有する土地は事業化が困難なものであると考える。

## (1-1 公有用地の現況)

(金額単位：百万円)

資産区分 (事業名)	面積㎡	H30/3 簿価	時価 評価	評価 差額	下落率	状況
金谷川団地	300,940	1,027	181	-846	-82.4%	福島大学の北側の土地で斜面が多い土地であり、現況は大部分が森林。福島大学移転時に先行取得したが、大学が利用する土地より広範囲に取得したことから、残地部分が未利用地のまま残ったもの。
飯坂 IC 周辺用地	48,461	2,272	1,015	-1,257	-55.4%	広範囲に渡り点在する用地で、仮設住宅が建っている部分、市街化調整区域の対象部分などに分かれる。
中荒子用地	1,406	126	78	-48	-38.1%	同地区の区画整理事業等の都市計画事業用地及び代替地として取得し、現在は渡利本内線の道路法線上の土地を保有している。当面の道路敷設計画はない。
宮代用地	7,958	441	52	-389	-88.3%	水源用地として取得したが、上水道事業拡張計画の変更により不要となった。当面の利用計画はない。
飯坂町地区用地	1,978	300	77	-222	-74.3%	街路事業等の都市計画事業用地及び代替地として取得した土地の処分残地である。隣接地が福島県立リハビリテーション飯坂病院跡地であり、以前から病院跡地との一体利用による地域振興策が検討されてきたが、実現に至っていない。
方木田茶屋下線用地	4,567	86	243	156	—	都市計画道路用地として取得したものの、同区間の整備工事が事業化されないまま長期保有化している。
公共事業代替地	3,221	37	14	-22	-61.0%	都市計画道路事業や河川改修事業など各種公共事業の代替地として取得した土地の処分残地である。市内各地に点在する上、狭隘かつ利用困難な土地が多い。
合計	368,533	4,289	1,660	-2,629	-61.3%	

(注) 公有用地の時価評価額は、第三期計画の策定に当たり、当社が所有地の近隣の最近時点の地価公示価格、固定資産税評価額及び過去における鑑定評価額、農林単価などに基づいて算定した概算見積額である。

## (1-2 公有用地の処分・財政負担計画)

(単位：百万円)

資産区分 (事業名)	H30/3 簿価	減少額				H32年 度末 残高	減少額						H37年 度末 残高
		H30 年度	H31 年度	H32 年度	計		H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	計	
金谷川団地	1,027	0	0	0	0	1,027	205	205	205	205	207	1,027	0
飯坂IC周辺用地	2,272	130	345	19	494	1,778	350	350	200	200	170	1,270	508
中荒子用地	126	126	0	0	126	0	0	0	0	0	0	0	0
宮代用地	441	0	0	0	0	441	0	0	0	0	0	0	441
飯坂町地区用地	300	0	0	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0
方木田茶屋下 線用地	86	0	86	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0
公共事業代替地	37	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	37
合計	4,289	256	431	319	1,006	3,283	555	555	405	405	377	2,297	987

1. 上記の表は第三期福島地方土地開発公社(福島市事務所)経営健全化計画における数値を記載しており、本報告書の文中に記載している事業毎の残高金額と端数が一致しない場合がある。
2. 公有用地は原則として市が事業用資産等として買取るものだが、飯坂IC周辺用地のH32年度以後の太字は民間への売却予定額である。また、網掛部分は平成32年度末で残高として残るものである

## (2-1 完成土地等の現況)

(金額単位：百万円)

資産区分 (事業名)	面積㎡	H30/3 簿価	時価 評価	評価 差額	状況
上名倉工業 団地	3,885	39	24	-15	民間企業への販売を目的とした工業団地用地であるが、震災後、仮設事業所用地として被災自治体へ貸与している。被災事業者の退居後に売却することを予定しているが、入居者の動向が確定していないことから、処分時期は未定である。
福島工業団地 宮沢	22,411	0	売却済	-	既に民間企業に売却した面積の売却原価に、福島工業団地宮沢用地全体に発生した費用を計上しており、残置面積の簿価はゼロである。残地は福島市に寄附する予定。
松川工業団地	44,224	1,023	466	-557	民間企業への販売を目的とした工業団地用地であるが、震災後、応急仮設住宅用地及び仮設事業所用地として福島県並びに被災自治体へ貸与している。被災事業者の退居後に売却することを予定しているが、入居者の動向が確定していないことから、処分時期は未定である。
福島研究公 園 I 工区	23,997	1,860	268	-1,592	地域産業の高度化、高付加価値化に資する業務拠点地区として、研究機関や研究開発型企業を集積させるための土地とし

資産区分 (事業名)	面積㎡	H30/3 簿価	時価 評価	評価 差額	状況
福島研究公園 Ⅱ工区	82,714	1,641	413	-1,228	て取得したが、造成後の分譲停止ならびに全体の開発中止に至っている。 市では、今後の活用方法や土地利用の見直しについて、近隣の土地利用の状況を踏まえ総合的に検討することとしているが、短期的な処分の予定はない。
合計	177,234	4,563	1,171	-3,392	

(注) 完成土地等の時価評価額は、後述する総務省告示第 189 号の販売用土地の評価基準に従って算定されている。

## (2-2 完成土地等の処分・財政負担計画)

(単位：百万円)

資産区分 (事業名)	H30/3 簿価	減少額				H32 年度 末残高	減少額						H37 年度 末残高	
		H30 年度	H31 年度	H32 年度	計		H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	計		
上名倉工業団地	39	0	39	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島工業団地 宮沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松川工業団地	1,023	0		624	624	399	399	0	0	0	0	399	0	
福島研究公園 Ⅰ工区	1,860	0	0	0	0	1,860	0	0	0	0	0	0	1,860	
福島研究公園 Ⅱ工区	1,641	0	0	0	0	1,641	0	0	0	0	0	0	1,641	
合計	4,563	0	39	624	663	3,900	399	0	0	0	0	399	3,501	

(注1) 上記の表は第三期福島地方土地開発公社(福島市事務所)経営健全化計画における数値を記載しており、本報告書の文中に記載している事業毎の残高金額と端数が一致しない場合がある。

(注2) 網掛部分は平成 32 年度末で残高として残るものである(その後も減少予定なし)。

## 4. 福島地方土地開発公社(福島市事務所)の公有用地及び完成土地等への今後の対応(指摘)

### (1) 事業化困難な土地とその課題

これまでに何度か記載した通り、当公社の長期保有土地は全国の市区町村土地開発公社でワースト 6 位という位置にあり、多額の残高を有している。また、3. 第三期福島地方土地開発公社(福島市事務所)経営健全化計画の(1-2 公有用地の処分・財政負担計画)及び(2-2 完成土地等の処分・財政負担計画)で網掛けで示した土地は、監査人の見方では市の事業用地として利用される可能性は乏しく、かつ、民間の物流事業等の事業立地が可能な用地も一部あるが、その立地等から民間への売却が困難な物件もあり、見極めが必要であ

る。これらの対象用地を改めて示すと、以下の表のうち、平成 32 年度末残高として残る公有用地 3,284 百万円、完成土地等 3,501 百万円である。

公有用地及び完成土地等見合いの借入金約 80 億円の利息に対しては、福島市からの補助金（現年度分支払利息補助金）が、平成 29 年度において 56,991 千円、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年総額で 309,774 千円、5 年平均で 61,954 千円支出されている。借入利息の金利負担を考えれば、いわゆる塩漬け土地に係る借入金返済の優先順位は高いものと考えられ、買戻しを先送りすることなく早期に実施して、長期保有地と借入金を削減すべきと考える。

もちろん、市の買取財源が借入金であれば金利負担は解消しないが、土地の買戻しを早期に実施し、市の責任において早期の事業化や最終処分（民間売却）を進めるべきである。前述したとおり、将来に向けての施設の整備更新だけでなく、次の世代に対して負の遺産を残すことがないように最大限の努力をすることも、非常に重要な課題である。

(公有用地)

(金額単位：百万円)

資産区分 (事業名)	H30/3 簿価	減少額				H32 年度末 残高
		H30 年度	H31 年度	H32 年度	計	
金谷川団地	1,027	0	0	0	0	1,027
飯坂 IC 周辺用地	2,272	130	344	19	493	1,779
宮代用地	441	0	0	0	0	441
公共事業代替地	37	0	0	0	0	37
合計	3,777	130	344	19	493	3,284

(完成土地等)

(金額単位：百万円)

資産区分 (事業名)	H30/3 簿価	減少額				H32 年度末 残高
		H30 年度	H31 年度	H32 年度	計	
福島研究公園 I 工区	1,860	0	0	0	0	1,860
福島研究公園 II 工区	1,641	0	0	0	0	1,641
合計	3,501	0	0	0	0	3,501

(2) 長期滞留している原因

このように先行取得用地と工業団地の長期滞留土地が残り、また、今後の処分方針も明確でない理由として、次のような要因があると考えられる。

まず、公社側としては、公有用地はもちろん福島研究公園用地についても、市の計画に基づいて取得したものであり、借入金利も時価下落による含み損も市が負担（損失補填）するため、公社としての経営責任が問われることはない。また、市側としては、議会の承認を受けた第三期福島地方土地開発公社経営健全化計画に従って処理を進めて

いるので、当該計画で将来に先送りしている土地に関して、計画が順調に進捗している限り問題はない。

さらに、当公社の長期保有土地残高の水準は、総務省が提示している以下の基準の①、②のいずれにも該当しないことから、福島市は第1種公社経営健全化団体に該当しない。このため、保有土地圧縮に関する国からの指導等があまり強くない。

しかし、平成29年度においても56,991千円の借入金利息を負担していること、全国の市区町村土地開発公社642社の中でワースト6位の長期保有土地残高であることから、経営健全化計画を前倒ししてでも早期の買戻しを実施するとともに、事業化や最終処分（民間売却）を進めるべきである。

- ①  $\frac{\text{対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.5$
- ②  $\frac{\text{保有期間5年以上の対象土地の簿価総額}}{\text{標準財政規模}} \geq 0.2$

対象土地：：設立・出資団体の債務保証等が付された保有地

### (3) 今後の対応

現状では、事業化や早期処分に向けて必要と考えられる滞留土地の全体像が明確となる見取り図、第三者に売却する予定地のリスト、売却時期等に係る具体的な計画が見当たらない。全体像を固めるためには、先ず初めに現状の保有地のリストの作成が必須である。

従来は、市が買取ることを前提としていたため、地番毎の管理を行えば足りていたが、少なくとも民間への売却処分を想定する土地については、エリアごとの土地の面積、地番、地目、位置図などを作成しなければ、処分計画の具体化が困難である。その上で、買戻しや売却等の優先順位や処分時期の計画を、どの部署がいつまでに作成するかを明確にして、早期処分に向けての対応を行っていく必要がある。

## (エ) 会計処理等

### 1. 公有用地及び完成土地等の評価

以下に記載した通り、当公社の土地の貸借対照表計上額は、公有用地は2,136,318千円、完成土地等は3,375,468千円、合わせて5,511,786千円過大に計上されていると考える。これらの土地の評価減を実施した場合でも、平成30年3月末に当公社が保有する土地の10年以上保有額の残高は3,340,899千円であり、市区町村土地開発公社で全国30位台半ばの残高にとどまり、依然として全国的に高水準の残高である。

(1) 公有地取得事業（公有用地）に係る土地の評価（意見）

要綱によれば、公有地取得事業に係る土地として公社が取得した土地のうち、地方公共団体等により再取得される見込みがなくなった土地については特定土地に該当する（要綱第3条第11項）。

当公社が取得した公有地取得事業に係る土地の平成30年3月末残高は以下の通りであるが、(ウ) 全般的事項3. 第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画に記載した通り、第三期計画において計画3年目の平成32年度（2020年度）末までに取得される予定がない以下の事業用地3,284百万円（帳簿価額ベース）は、改めて事業化可能な土地とそれ以外の土地に区分して、福島市により再取得されるとしても事業化困難なために民間への売却等を想定している土地は、特定土地に準じて簿価の評価減を行うことが望ましいと考える。なお、市と当公社とで改めて実現可能性の高い計画を策定し、当該計画の中で市が事業用地として買戻すことが明らかな土地については、特定土地に準じた評価減は不要である。

公有用地の買取の見込みがなくなったわけではないため、特定土地には該当しないというのが市及び公社の主張であり、公有用地であれば時価が大幅に下落しても評価減する必要はない。確かに買取を行わないという意味決定はなされておらず、その意味においては特定土地に区分するための条件には合致していない。しかし、長期保有している公有用地の借入金利は、平成29年度からは簿価に加算しておらず、特定土地に準じた会計処理が行われている。土地の簿価残高についても、大幅に価値が下落している現時点での実態を表すために、特定土地に準じて時価評価を行うことが望ましい。

当公社は、最終的に市が損失補填するため、土地の評価減を先行した場合、評価減を行った年度で大幅な損失が発生する一方、市の買取による損失補填を受けた後年度で特別利益が発生することから、現時点での減損は不要という考えである。この点については、第三期福島地方土地開発公社経営健全化計画において市が損失補填を行うことが明記されているので、簿価引下げ相当額の損失を計上するとともに、同年度において市に対する未収入金（特別利益）を計上することにより損益を相殺すれば良いと考える。

議会承認を受けた上記の経営健全化計画において損失補填が明記されているため、未収入金を計上する会計処理は妥当なものと考えているが、土地開発公社が設立団体である地方公共団体に対して多額の未収入金を計上することについて支障や懸念がある場合には、いったん損失計上だけを行うこともやむを得ないと思われる。

このまま簿価を維持し、その簿価が市の買取価額になった場合、新地方公会計では取得価額を以て土地の簿価とすることになるため、外部への処分が実現するまで市の財産に含み損が残ることになる。当公社の簿価を引下げることにより、土地の買取価額と損失補填額を区分し、市による土地の取得価額は、実際の取引時点の時価を基準とすることが望ましいと考える。

なお、特定土地に準じて評価減を行うことを提言している公有用地等は、最終的に市が買取るものであるため、要綱で定義する特定土地に該当するものではない。このため、評価減を実施しないことを選択した場合においても、市の土地買取時には時価を以

て購入価額とし、公社側で発生する土地売却損に対して損失補填金を支払うことが望ましい。これにより、市が保有する土地の簿価に含み損が生ずることを回避できるためである。

(金額単位:円)

事業名	面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額	時価評価額	含み損	下落割合
金谷川団地	300,940.08	1,026,491,663	180,564,048	△845,927,615	82.4%
飯坂 IC 周辺用地	32,709.33	1,779,391,969	901,380,288	△878,011,681	49.3%
宮代用地	7,958.00	441,434,062	51,727,000	△389,707,062	88.3%
公共事業代替地	3,221.36	37,164,051	14,491,862	△ 22,672,189	61.0%
合 計	344,828.77	3,284,481,745	1,148,163,198	△2,136,318,547	-

要綱によれば、特定土地は、時価が取得原価よりおおむね 50%以上下落したときは、近い将来明らかに回復する見込みがあると認める場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない旨の定めがある（要綱第 25 条第 1 項、第 2 項）。

特定土地に準ずるものと考えられる上記の土地について第三期計画の策定に当たり算定された概算による時価評価額によると、上表の通り、飯坂 IC 周辺用地を除き、全て時価下落率が 50%以上である。また、飯坂 IC 周辺用地についても、既に 50%近くの下落率となっており、今後、時価が簿価まで回復する可能性は低い。したがって、いずれの土地も時価まで評価減を行い、帳簿価額と時価との差額は、評価減を行った年度において評価損として特別損失に計上することが望ましい。

当公社は公有用地に対して土地評価減の会計処理を行っていないため、時価下落割合が概ね 50%以上となる土地の全てを評価減した場合に比べて、土地の貸借対照表価額は、概算で 2,136,318 千円過大に計上されている。

ただし、この概算時価は、当公社が所有地の近隣の最近時点の地価公示価格、固定資産税評価額及び過去における鑑定評価額、農林単価などに基づいて算定した見積額である。このため、評価減の金額を確定するためには、金額の客観性・相当性を担保するため、直近時点での不動産鑑定評価額によるべきである。

## (2) 土地造成事業（完成土地等）に係る土地の評価（指摘）

要綱によれば、土地造成事業に係る土地は、時価が取得原価よりおおむね 50%以上下落したときは、近い将来明らかに回復する見込みがあると認める場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない旨の定めがある（要綱第 25 条第 1 項、第 2 項）。

以下の表の通り、松川工業団地及び福島研究公園 I 工区、II 工区のいずれも、時価が帳簿価額の 50%以上下落している。したがって、いずれの土地も時価まで評価減を行い、帳簿価額と時価との差額は、評価減を行った年度において評価損として特別損失に計上しなければならない。当公社はこの土地評価減の会計処理を行っていないため、完成土地等の貸借対照表価額は、総額で 3,375,468 千円過大に計上されている。

当社は、最終的に市が損失補填するので、土地の評価減を先行した場合、損失補填を受けた後年度で特別利益が発生するため、現時点での減損は不要という考えである。しかし、減損処理はあくまでも会計基準に従って実施すべきである。

公有用地の場合と同様、当社がこのまま簿価を維持すると、現在の簿価が市の買取価額になり、外部への処分が実現するまで市の財産に含み損が残ることになる。この点からも評価減は必要性があると考ええる。

なお、(1) 公有地取得事業（公有用地）に係る土地の評価において記載した通り、第三期福島地方土地開発公社経営健全化計画に市が損失補填を行うことが明記されているので、評価損を計上した年度において市に対する未収入金（特別利益）を計上することにより、損益を相殺すれば良いと考える。

ただし、公有用地に係る未収計上と同様に、土地開発公社が設立団体である地方公共団体に対して多額の未収金を計上することについて支障や懸念がある場合には、いったん損失計上だけを行うこともやむを得ないと思われる。

(金額単位:円)

事業名	面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額	時価評価額	含み損	下落割合
松川工業団地	44,224.22	1,022,685,086	466,226,000	△556,459,086	54.4%
福島研究公園Ⅰ工区	23,997.90	1,860,324,390	268,859,000	△1,591,465,390	85.5%
福島研究公園Ⅱ工区	82,714.88	1,640,753,010	413,209,000	△1,227,544,010	74.8%
合計	150,937.00	4,523,762,486	1,148,294,000	△3,375,468,486	—

上記の表における時価は、総務省告示第189号の販売用土地の評価基準に基づき、「売買契約の申込みの勧誘を開始した後1年以上を経過した販売用土地」に該当することから、同告示の第1条第1項第2号の算式に従って算定されている。参考のために算定方法を示すと以下の通りである。

この評価方法も暫定的な概算時価であるため、特定土地と同様に、評価減の金額を確定するためには、金額の客観性・相当性を担保するため、直近時点での不動産鑑定評価額によるべきである。

(算式)  $A \times (1 - B)^{n-1}$

(算式の符号) A: 当該年度の前年度の末日における当該土地の当初販売公表価格  
 B: 当該土地の近傍類似の土地に係る価格の変動を勘案して10分の1以上で地方公共団体が定める値 ⇒ 当社は1/10としている  
 n: 当該土地の売買契約の申込みの勧誘を開始した日の属する年度を初年度とする経過年数

## 2. 未払金

### (1) 未払金と未払費用の区分（意見）

平成30年3月末で未払金が57,968,036円計上されているが、内容を確認したところ、その全額が福島市土地開発基金に対する未払利息であった。しかし、要綱第28条によれば、未払金となるのは以下のものであり、金利の未払は未払費用に計上することが適切である。

#### 要綱第28条

- (1) 事業未払金(通常取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。以下同じ。)
- (2) その他の未払金(通常取引に関連して発生する未払金で一般取引慣行として発生後短期間で支払われるもの。)

### (2) 支払利息の計上不足（指摘）

一般国道13号福島西道路(Ⅱ期)の用地取得に係る福島銀行からの当座借越は利息が後払いであり、利払日が年1回で4月20日である。しかし、当該借入金の利息に関しては、支払時に会計処理されているだけであり、決算時に発生主義に基づく経過利息の計上が行なわれておらず、当該借入に対応する代行用地の簿価参入も行われていない。

※

平成29年4月21日から平成30年3月31日までの経過利息を計算すると1,161千円であり、当該金額が未払利息として計上されていない。このため、平成30年3月末において、代行用地及び未払費用計上額が、いずれも1,161千円計上不足となっている。

※当座借越は全額「一般国道13号福島西道路(Ⅱ期)」用地の取得に係る借入金であり、当該代行用地の簿価に参入される(要綱第24条第1項)

## 3. 借入金の長短区分（指摘）

平成30年3月末において、当公社の借入金は全額が長期借入金として固定負債に計上されている。しかし、要綱第28条(6)では、「その他の負債で1年内に支払われ、又は返済されると認められるもの」は、流動負債に計上することとされている。このため、長期借入金であっても、返済予定時期が決算期末から1年内に到来する金額は、流動負債へ計上すべきである。

平成30年3月末時点での1年内返済予定の長期借入金は1,141,445千円であり、期末の貸借対照表計上額は、同額長期借入金が過大計上、短期借入金(または「1年内返済予定の長期借入金」)の過少計上となっている。

### 第3章 補助金の支出に係る事務の執行について

#### 第1 監査の結果及び意見（総括）

##### 1. 補助金制度の概要

補助金は、地方自治法第232条の2における「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定に基づいて、地方自治体が特定の施策を推進するための方法として交付するものである。

自治体が交付する補助金は、法的には「負担付贈与契約」とされており、一定の条件（負担）に合致した場合に、一定の基準・方法により算定した金額を補助するという贈与契約である。契約に基づいて資金を贈与するため、交付のための条件（負担）や補助金交付決定の取消し（契約解除）事由などを補助金交付規則、補助金交付要綱などに定めた上で、補助金交付決定通知書において明示する必要がある。

福島市においては、補助金全般に共通に適用される「福島市補助金等の交付等に関する規則（平成十四年三月二十九日規則第二十号、改正 平成二〇年六月二七日規則第三九号）」の定めがあり、さらに個別の補助金毎に交付要綱が定められている。福島市の説明によると、市の補助金は補助金の性格毎に運営費補助金、事業費補助金、その他の補助金に区分される。

運営費補助金とは、補助事業者が一定の事業活動を実施するに当たって、事業年度毎に発生する事務（事業経費等）を対象として交付される補助金であり、人件費や経費全般が対象とされていることが多い。事業費補助金は、補助事業者が特定の事業を実施した際に、その直接的な事業費・工事費等を対象として交付されている。その他の補助金は、各種利子補給金、就園奨励費、雇用奨励助成金などである。

平成29年度の福島市の補助金の交付実績をみると、運営費補助金が803,029千円、事業費補助金が6,593,818千円、その他の補助金が434,335千円交付されている。

##### 2. 補助金全体に係る共通事項

###### (1) 補助金交付対象経費の明確化（指摘）

他の自治体の包括外部監査でも同様の指摘が多いが、福島市においても、各補助金の交付要綱において、「総務部門における職員の人件費及び物件費」、「その事業に要する経費」、「人件費と需用費の一部」などと規定されており、補助対象経費の範囲が不明確であり、要綱に照らして補助対象経費が適切に算定されているかを客観的に確認できないものが多い。今回、監査対象とした補助金25件のうち、以下の5件で指摘事項として記載したが、いずれも運営費補助金であった。

No	補 助 金 名
1	公益財団法人福島市振興公社運営費補助金

No	補助金名
7	一般社団法人福島市観光コンベンション協会組織運営補助金
10	福島市公設地方卸売市場協会運営費補助金
14	児童センター運営費補助金
24	文化財調査室運営費補助金

上記 5 件の補助金の交付要綱の定めでは、補助対象経費としての適切性に疑義がある支出があっても、要綱との関係で明確に否定できないため、補助金決定プロセスの透明性が確保されているとは言いがたい。

補助金の透明性と補助対象経費の客観性（どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする）を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。

(2) 補助事業等実績報告書等の提出期日（意見）

これは指摘ではなく意見だが、以下の通り 4 件の補助金で同様のコメントがある。いずれも補助事業等実績報告書が平成 30 年 3 月 31 日付で提出されており、添付書類として決算書等が添付されている。しかし、3 月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。

(1) と同様にこれも運営費補助金であり、他の運営費補助金も同様の状況にあるものとするため、市全体で改善することが望ましい。

No	補助金名
7	一般社団法人福島市観光コンベンション協会組織運営補助金
10	福島市公設地方卸売市場協会運営費補助金
11	福島市社会福祉協議会運営費補助金
16	私立幼稚園運営費補助金

### 3. 特に重要と考える事項

#### (1) 補助金の算定基準 (No13. 救急告示病院運営費補助金～指摘)

##### ① 公的病院等

公的病院等に対する現状の補助金の算定方法は、病床保有数のみを基準としており稼働状況を加味していない。この結果、平成 29 年度の補助金の実績では、救急搬送患者の実際の受入者数が最も少ない病院に対する補助金が最大となっている。これは当補助金の趣旨に合致しない面があり、補助金の有効性の観点から補助金の算定基準を改定すべきである。

##### ② 私的病院

私的病院の補助金算定方法は、上期の救急搬送受入傷病者数を 2.05 倍して算定することになっている。これは上期の救急搬送受入傷病者数が下期も同程度発生するという前提に立ったものである。

この算式に基づいて算定された平成 29 年度の実績を確認したところ、1 つの病院の救急搬送受入傷病者数は、平成 29 年 4 月～9 月では 342 名だが、年間では 501 名にとどまっていた。下期の受入数が大きく減少した理由を確認したところ、この病院は病院再編により、平成 30 年 1 月以後は救急医療の対応を取りやめたとのことであった。このような場合は当補助金の趣旨からすると、本来は補助金額を減額すべきものとする。救急搬送受入傷病者数の年間実績が上期の 2.05 倍の人数と大きく乖離する場合は、実績に基づいて補助金額を増減することができるようにすべきである。

#### (2) 補助金額の再検討 (No1. 公益財団法人福島市振興公社運営費補助金～意見)

本補助金の補助対象者である公益財団法人福島市振興公社は収益事業も営んでおり、平成 30 年 3 月期決算の収益事業は 58,444 千円の黒字であり、法人全体でも 14,043 千円の黒字であり、平成 30 年 3 月末の正味財産残高は 240,253 千円である。過去 5 年の決算数値の推移を見ても、公益事業を含めた法人全体で 1 千万円以上の黒字を継続して計上しており、市からの補助金総額は、平成 30 年 3 月期で 87,858 千円、過去 5 年間で総額 434,967 千円、年平均 86,993 千円である。今後の事業計画において大幅な赤字や、多額の設備投資などの予定がないのであれば、補助金交付の必要性について、当法人が実施する公益事業に対する他の補助金を含めて、再検討することが望ましい。

本件は意見として記載した事項ではあるが、今後の補助金額の決定に係る事項であるため、重要なものである。

#### 4. 各補助金の指摘・意見の要約

以下、各法人別の全ての指摘または意見の要約を表にとりまとめた。なお、表の指摘・意見の欄の○は指摘・意見のどちらに該当するかを示しており、◎は質的あるいは量的（金額的影響）な観点から重要度が高いと監査人が判断した事項である。

No	指摘	意見	項目	主な内容
1. 公益財団法人福島市振興公社運営費補助金				
(1)	◎		補助金交付対象経費の明確化	要綱において補助対象経費が「総務部門の人件費及び物件費」と規定されているが、補助金の透明性と補助対象経費の客観性(どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする)を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである
(2)		◎	補助金額の再検討	当法人は収益事業も営んでおり、平成 30 年 3 月期決算の収益事業は 58,444 千円の黒字であり、法人全体でも 14,043 千円の黒字であり、平成 30 年 3 月末の正味財産残高は 240,253 千円である。過去 5 年の決算数値の推移を見ても、公益事業を含めた法人全体で 1 千万円以上の黒字を継続して計上しており、市からの補助金総額は、平成 30 年 3 月期で 87,858 千円、過去 5 年間で総額 434,967 千円、年平均 86,993 千円である。今後の事業計画において大幅な赤字や、多額の設備投資などの予定がないのであれば、補助金交付の必要性について、当法人が実施する公益事業に対する他の補助金を含めて、再検討することが望ましい。
2. 上水道事業補助金				
(1)	○		補助金要綱の見直し	上水道事業経営費等補助金のうち、以下の 2 つの補助金は平成 29 年度の実績が無く、内容からすると補助事業として今後も発生する可能性は無いものと思われる。既に対象事業が完了しているものについては要綱を見直すべきである。 ・公害を防ぐため整備した脱臭装置及び汚泥処理施設に係る資本費に対する補助金 ・弁天山配水池耐震化更新事業に係る事業費に対する補助金

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
<b>3. 福島商工会議所中小企業相談所補助金</b>				
(1)①		○	補助金の算定基礎の確認 (県補助金の確認)	補助金の計算に当たり福島県小規模事業経営支援事業補助金 がその計算基礎となるため、収支決算書に記載された県補助金 が該当事業に対する補助金額であるかについて補助金の交付 決定通知書等の証憑により確認することが望ましい。
(1)②		○	補助金の算定基礎の確認 (補助対象経費の確認)	予算書と決算数値の比較だけでなく、交付項目の個別の内容ま で踏み込んだ補助対象経費の妥当性の検証を行うことにより、 補助対象経費の削減指導も行うことが望ましい。
(2)		○	財産の処分制限の確認	補助事業により取得した財産に関して事業者には報告義務を課し てはいたないが、要綱等で処分制限がある以上、毎年度、該当資 産の取得及び処分の有無について確認することが望ましい。
<b>4. 福島駅前通りリニューアル整備事業補助金</b>				
(1)	○		工事に係る補助事業等実 績報告書等の提出期日	要綱によると補助事業の完了時には、補助事業等実績報告書 に加え、工事写真や工事代金支払証明書(領収書等)の提出を 求めており、その提出期限は、事業の完了した日から1月を経 過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日 のいずれか早い日とされている。しかし、本事業に係る工事代 金の支払は7月10日にずれ込んでおり、要綱の要件を満たし ていない。本事業のように特殊事情により支払や工事完了時期 がずれ込む場合、実質的に3月末日までに事業が完了してい ることが確認できるのであれば、柔軟に補助金の実績報告がで きるように、要綱の定めを再検討すべきと考える。
<b>5. 雇用奨励助成金</b>				
(1)		○	補助金等交付申請書並び に添付書類の提出期日	本助成金の申請は、補助金等交付申請書及び添付書類を、市 長が定める期間内に行わなければならないとされている。この 「市長の定める日」は、操業開始日の1年後を目処に、対象企 業に申請の有無を確認しているが、書面等で申請期日を明示し ていない。補助金交付に係る手続の透明性を確保するため、申 請の要件である申請書類の提出期日については文書により通 知することが望ましい。
<b>6. 土地開発公社借入金利子補給事業費</b>				
(1)	○		補助金支給に係る要綱	土地開発公社借入金利子補給事業費は、他の補助金と異な り、条例や要綱の定めがない。福島市補助金等の交付等に関

No	指 摘	意 見	項 目	主 な 内 容
				する規則及び第三期福島地方土地開発公社(福島市事務所)経営健全化計画が根拠となっているが、その金額の算定方法や交付の方法などが市民を含めた第三者からもわかるように、明文規定を置くべきである。
(2)		○	補助事業等実績報告書等の確認	土地開発公社に関して、3月中に予定損益計算書の提出を受けているが、収支決算書が提出されていない。事後的に確定した決算書を入手し、予定損益計算書と比較して大幅な変動等がないことを確認することが望ましい。
7. 一般社団法人福島市観光コンベンション協会組織運営補助金				
(1)	◎		補助金交付対象経費の明確化	要綱において補助対象経費が「その事業に要する経費」と規定されているが、補助金の透明性と補助対象経費の客観性(どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする)を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである
(2)		◎	補助事業等実績報告書等の提出期日	補助事業等実績報告書が平成30年3月31日付で提出されており、添付書類として決算書一式と一緒にファイルされている。しかし、3月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。
8. 花見山観光振興協議会補助金				
			指摘・意見ともなし	
9. 地域の恵み安全対策協議会運営事業補助金				
(1)		○	補助事業完了時の提出書類	福島市農業振興事業事務取扱要領によると、補助事業等実績報告書の添付書類として出来高設計書及び図面、工事写真などの提出を求めているが、現状では工事を含む補助事業がないため、提出を求めているとのことである。同要領の定めは当補助金の対象事業の内容と整合していないため、対象事業の内容に整合するように、同要領の規定を改定することが望ましい。

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
10. 福島市公設地方卸売市場協会運営費補助金				
(1)	◎		補助金交付対象経費の明確化	要綱では人件費と需用費の一部が補助対象経費とされているが、具体的な補助対象額の対象範囲は明記されていない。補助金の透明性と補助対象経費の客観性(どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする)を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。
(2)		○	補助事業等実績報告書等の提出期日	補助事業等実績報告書が平成 30 年 3 月 31 日付で提出されており、添付書類として決算書一式と一緒にファイルされている。しかし、3 月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。
11. 福島市社会福祉協議会運営費補助金				
(1)	◎		補助金交付要綱と実際の補助対象経費の不整合	腰の浜会館の館長の人件費の一部に対して補助金を支給しているが、要綱では協議会に関する人件費は対象とされているが腰の浜会館の館長の人件費は含まれていない。したがって、当該補助金支出は要綱の規定に準拠していない。補助金は要綱に従って算定・支出すべきであり、特定の人件費等を補助対象に加えるのであれば要綱を改定すべきである。
(2)		○	申請期日超過	要綱において補助金交付申請書の提出期限は当該年度の 4 月 10 日までと定められているが、平成 29 年度の補助金交付申請書の提出日は提出期限後の 4 月 13 日(受領日も同日)であり、要綱の期限を厳守すべきである。
(3)		◎	補助事業等実績報告書等の提出期日	補助事業等実績報告書が平成 30 年 3 月 31 日付で提出されており、添付書類として決算書一式が提出されている。しかし、3 月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。
12. 福島市地域医療介護総合確保基金事業補助金				
			指摘・意見ともなし	

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
13. 救急告示病院運営費補助金				
(1)	◎		公的病院等の補助金の算定基準	公的病院等に対する現状の補助金の算定方法は、病床保有数のみを基準としており稼働状況を加味していない。この結果、平成 29 年度の補助金の実績では、患者の実際の受入者数が最も少ない病院に対する補助金が最大になっている。これは当補助金の趣旨に合致しない面があり、補助金の有効性の観点から補助金の算定基準を改定すべきである。
(2)	◎		私的病院の補助金の算定基準	私的病院の補助金算定方法は、上期の救急搬送受入傷病者数を 2.05 倍することになっているが、これはあくまで仮定であるため、救急搬送受入傷病者数の年間実績が上期の 2.05 倍の人数と大きく乖離する場合は、実績に基づいて補助金額を増減することができるようにすべきである。
14. 児童センター運営費補助金				
(1)	◎		補助金交付要綱と実際の補助対象経費の不整合	要綱において補助金の対象は東浜児童センターと野田児童センターの施設運営経費に特定されているが、補助金の支給対象としている東浜児童センターの経費には、本部の人件費が含まれている。補助対象経費に本部人件費を含めるのは要綱の定めと抵触しているものであり、補助を継続する必要があるのであれば、補助対象経費として要綱に明記すべきである。
(2)	◎		補助金交付対象経費の明確化	「積立資産支出」及び「拠点区分間繰入金支出」が、補助対象の経費に含まれており、これらは各児童センター負担金ということで補助対象経費に含まれる内容であるが、要綱の定めからすると補助対象経費の判断が難しい。補助金算定方法の客観性、透明性を高めるために、(1)の指摘も含めて、要綱における補助対象経費の範囲を明確に定めるべきである。
(3)		◎	補助事業等実績報告書等の提出期日及び入手書類と実績値の検討	実績報告時においては、補助対象事業者より決算書(抄本)を入手して確認しているが、詳細な実績の確認は行われていない。当初予算と実績値の整合性の検討は慎重に行うことが望ましい。なお、実績報告の日付は 3 月 31 日だが、3 月末時点で確定決算の数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
15. 児童福祉施設等整備事業費補助金				
			指摘・意見ともなし	
16. 私立幼稚園運営費補助金				
(1)		○	補助金交付申請書の提出 期日	要綱において補助金交付申請書の提出日は市長が定める期日とされているが、特段明確な期日が定められていないため、補助金の支給に遅延が生じないよう、事務手続遂行上の申請期日を明確にすることが望ましい。
(2)		◎	補助事業等実績報告書等 の提出期日	補助金交付申請時と同様、補助事業等実績報告書等の書類も提出期日が明確に設定されていないため、書類の提出期日は明確にすることが望ましい。なお、実績報告の日付は3月31日だが、3月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。
17. 鉄道軌道輸送対策事業費補助金				
			指摘・意見ともなし	
18. 生活路線バス等運行対策補助金				
			指摘・意見ともなし	
19. 建築物耐震改修設計助成事業補助金				
(1)		○	契約金額又は経費配分の変更に係る取扱い	補助対象事業に関して、事業内容の変更はなく、要綱第12条の経費の配分の変更に伴う変更承認があったものだが、速やかな変更承認申請書の提出が求められているところ、平成29年7月7日付の契約に係る変更申請書が平成30年2月22日に提出されていた。速やかな書類提出を求めることが望ましい。
(2)		○	業務完了の確認	本事業については、実績報告において設計業務の完了を示す書類の添付が無いため、事業完了日を厳密には判断できないが、業務の完了日を明確にするため、実績報告書の添付書類として、事業完了の日付を証明する資料(業務完了報告書、納品書等)の添付を求めることが望ましい。
20. 暮らし・にぎわい再生事業補助金				
			指摘・意見ともなし	

No	指 摘	意 見	項目	主な内容
21. 都市機能立地支援事業補助金				
			指摘・意見ともなし	
22. 農業集落排水事業補助金				
			指摘・意見ともなし	
23. 下水道事業補助金				
			指摘・意見ともなし	
24. 文化財調査室運営費補助金				
(1)	◎		補助金交付対象経費の明確化	要綱では公社が文化財調査室を運営するための経費が補助対象経費とされているが、具体的な補助対象額の対象範囲は明記されていない。補助金の透明性と補助対象経費の客観性(どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする)を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。
(2)	○		指令書の記載事項	事業者に通知した指令書を確認したところ、要綱に明記されている指令書の記載事項の一部の記載が漏れていた。要綱の定めに従って、指令書への記載を漏れなく行うべきである。
25. 公益財団法人福島市スポーツ振興公社運営費補助金				
(1)	○		事業の執行状況等の報告	要綱において期中における事業の執行状況等の報告が求められているが、実際には期中の執行状況報告書を入手していないことが判明した。要綱に従い、期中の事業執行状況等を確認すべきである。

## 第2 監査の結果及び意見（個別）

### 1. 公益財団法人福島市振興公社運営費補助金

#### (ア) 補助金の概要

所管部署	総務部総務課
事業開始年度	平成16年度
根拠法令	公益財団法人福島市振興公社運営費補助金の交付等に関する要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	公益財団法人福島市振興公社
補助対象の事業内容	福島市振興公社の総務部門の運営費
補助金の目的	福島市振興公社がその設立目的に基づき円滑な運営を行うために必要となる総務部門に係る経費を補助する
補助金の効果	総務部門の運営費に補助金を交付することにより、法人の円滑な運営が図られ、市民文化の振興、労働福祉の増進等に寄与している。
補助金の算定方法	総務部門における職員の人件費及び物件費を対象とし、その額は、補助の対象として認める範囲内において市長が定める額とする

#### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

##### 補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公益財団法人福島市振興公社	39,724,000	40,174,000	37,863,000	41,087,000	42,310,000
合計	39,724,000	40,174,000	37,863,000	41,087,000	42,310,000

##### 財源内訳

(単位：円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	39,724,000	40,174,000	37,863,000	41,087,000	42,310,000
合計	39,724,000	40,174,000	37,863,000	41,087,000	42,310,000

#### (ウ) 監査の結果

公益財団法人福島市振興公社（以下、この項において「当法人」という。）に対する補助金交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

#### (1) 補助金交付対象経費の明確化（指摘）

福島市振興公社運営費補助金の交付等に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）の第2条において、「補助金は、公社が法人運営を円滑に行うために必要な総務部門における職員の人件費及び物件費を対象とし、その額は、補助の対象として認める範囲内において市長が定める額とする。」との定めがあり、当法人から補助金等交付申請書の提出を受け、交付額が決定されている。

この交付申請書の中に「総務部門の人件費」の金額が記載されているが、その内訳を確認したところ、理事長の役員報酬と事務局長の給与の全額が補助対象経費に含まれている。しかし、組織図によると、この両名は総務課を含む7部門を統括する責任者となっている。理事長は法人の代表者であることから、その報酬の大部分を総務部門が負担することは理解できるが、事務局長の場合は総務以外の業務も行っているのが実態であるものとする。したがって、事務局長の給与の全額を総務部門の人件費として補助の対象としていることは、要綱第2条の規定からすると疑義がある。

運営費補助の対象について、要綱の定めが「総務部門の人件費及び物件費」と規定されているため、補助対象経費の範囲が不明確であり、補助対象経費の客観性が確認できない。現状では、補助対象経費としての適切性に疑義がある支出があっても、要綱との関係で明確に否定できず、補助金決定プロセスの透明性が確保されているとは言いがたい。

補助金の透明性と補助対象経費の客観性（どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする）を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。

#### (2) 補助金額の再検討（意見）

当法人は収益事業も営んでおり、平成30年3月期決算の収益事業に係る正味財産経常増減額は58,444千円の黒字であり、法人全体でも当期正味財産増減額は14,043千円の黒字であり、平成30年3月末の正味財産残高は240,253千円である。過去5年の決算数値の推移を見ても、公益事業を含めた法人全体で1千万円以上の黒字を継続して計上しており、平成29年3月期には除染関係の事業の収入によって104,192千円の黒字を計上している。過去5年間の正味財産増減計算書の主な数値は、以下の通りであり、市からの補助金総額（当補助金以外の補助金も含む）は、平成30年3月期で87,858千円、過去5年間で総額434,967千円、年平均86,993千円が交付されている。

正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目	H26/3	H27/3	H28/3	H29/3	H30/3
経常収益	734,549	912,263	938,969	1,135,262	801,023
入場券等収益	12,244	19,364	11,841	12,480	13,690
事業受託収益	77,715	253,101	295,165	500,061	110,505
施設運営受託収益	375,788	374,745	374,670	377,656	424,021
施設利用料等収益	178,840	176,764	176,987	155,692	162,517
市補助金	89,701	87,875	80,228	89,303	87,858
その他	259	411	76	68	2,429
事業費	690,300	861,707	887,258	953,628	774,583
人件費	296,295	403,437	439,106	529,262	367,281
光熱水料費	128,235	134,978	120,115	92,775	102,552
委託料	130,296	137,858	135,566	133,275	148,191
その他	135,474	185,432	192,470	198,316	156,557
管理費	24,817	10,704	10,462	12,382	10,726
人件費	23,295	9,399	8,518	10,935	9,316
その他	1,521	1,305	1,944	1,446	1,410
(当期経常増減額)	19,431	39,850	41,247	169,251	15,712
経常外収益	—	—	—	—	—
経常外費用	6,316	16,583	14,270	65,059	1,669
法人税等	6,316	16,583	14,270	65,059	1,669
(当期一般正味財産増減額)	13,115	23,267	26,977	104,192	14,043
一般正味財産期末残高	29,772	53,040	80,017	184,209	198,253
指定正味財産期末残高	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
正味財産期末残高	71,772	95,040	122,017	226,209	240,253

市の説明によると、平成 29 年度までは除染監理業務により収益が増加して正味財産のプラスが継続したが、平成 29 年 11 月で除染監理業務は終了し、除染監理業務から生じた剰余金は、当法人の財政基盤の強化と公益目的事業の充実等に資するために基本財産の積み増しや特定資産に算入しており、今後も大幅な収益計上が見込める事業がないことから、運営費補助金は必要と判断しているとのことである。また、過年度において補助金の減額も検討したが、除染監理業務が期間限定であることから補助を継続し、剰余金は当法人の財政基盤の強化と公益目的事業の充実等に資するため、正味財産に計上したとのことである。

監査人としては、今後は大幅な収益計上が見込めないとしても、除染監理業務がピークを迎えて正味財産増加額が 104,192 千円に達した平成 29 年 3 月期など、過去に利益計上した年度においては、運営費補助金を減額するのが妥当であったものとする。しかし、上記の正味財産増減計算書の通り、平成 25 年 3 月期以後、市の補助金は 80～89 百万円の範囲で推

移しており、ほぼ一定水準の金額となっている。

また、平成 30 年 3 月末の当法人の総資産は 588,281 千円だが、このうち一般正味財産が 198,253 千円計上されている。公益財団法人は収支相償が原則であり、収益事業は公益事業を円滑に実施するための財源確保のために実施するという位置づけであるのに対して、これだけの正味財産が積みあがっているのは、公益財団の設置目的からすると問題がある。これまでの補助金算定に当たって除染による収益計上額を加味していれば、正味財産の増加が圧縮可能であったものであり、この点において、過去の補助金決定方法は経済合理性に欠けるものであったといわざるを得ない。

既に計上されている一般正味財産が 198,253 千円を市に還元することはできないが、今後の事業計画において大幅な赤字や、多額の設備投資などの予定がないのであれば、補助金交付の必要性について、当法人が実施する公益事業に対する他の補助金を含めて、再検討することが望ましいと考える。また、今後も運営費補助金を継続する場合でも、大幅な黒字決算となるような年度において公費による補助金額を収益事業の採算状況に応じて調整できるように、要綱に規定を設けることが望ましい。

## 2. 上水道事業補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	財務部財政課
事業開始年度	平成 14 年度
根拠法令	福島市上水道事業補助金の交付等に関する要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	福島市水道事業管理者
補助対象の事業内容	地方公営企業法に基づき、市水道局が行う上水道事業にかかる費用
補助金の目的	上水道事業の経営基盤の強化を図る
補助金の効果	上水道事業の経営基盤強化を図り、ライフラインの一部である水道の安定供給に寄与している
補助金の算定方法	要綱において定める補助対象ごとに個別に算定方法を定めている

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福島市水道事業管理者	352,569,709	188,247,000	116,200,000	71,400,000	95,054,540
合計	352,569,709	188,247,000	116,200,000	71,400,000	95,054,540

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	352,569,709	188,247,000	116,200,000	71,400,000	95,054,540
合計	352,569,709	188,247,000	116,200,000	71,400,000	95,054,540

### (ウ) 監査の結果

上水道事業補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

#### (1) 補助金要綱の見直し（指摘）

福島市上水道事業補助金の交付等に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）第 2 条に、補助の対象及び補助金額の定めがあるが、(1)上水道事業経営費等補助金のうち、以下の 2 つの補助金は平成 29 年度の実績が無く、内容からすると補助事業として今後も発生する可能性は無いものと思われる。要綱は毎年見直しが行われていることから、既に対象事業が完了しているものについては見直すべきである。

①公害を防ぐため整備した脱臭装置(昭和46～48年度及び52～54年度に整備したものに限る。)及び汚泥処理施設(昭和51～53年度に整備したものに限る。)に係る資本費に対する補助金 補助額 減価償却費及び支払利息の額の2分の1以内の額
⑧弁天山配水池耐震化更新事業(平成25～27年度に整備したものに係る)に係る事業費に係る事業費に対する補助金 補助額 体様用年数を経過した施設の更新・改築事業は除く。)に係る事業費の4分の1以内の額

### 3. 福島商工会議所中小企業相談所補助金

#### (ア) 補助金の概要

所管部署	商工観光部商業労政課
事業開始年度	平成 14 年度
根拠法令	福島商工会議所中小企業相談所補助金等の交付等に関する要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	福島商工会議所

補助対象の事業内容	福島商工会議所が中小企業者指導事業として金融・税務・経営等の相談事業を行う場合に要する経費
補助金の目的	中小企業者を対象として「金融、税務、経営等」に関する専門的な立場からの相談業務を商工会議所が実施するための事業費を補助することにより、中小企業者の育成を図る
補助金の効果	毎年度、経営指導員による指導、専門経営指導員による指導、講習会等の実施、金融斡旋、小規模事業者経営改善資金(マル経)利子補給申請などを実施している
補助金の算定方法	前々年度決算額のうち、福島県小規模事業経営支援事業補助金交付要綱(平成3年6月24日制定)第4条に定める補助対象経費から当該県補助金を差し引いた額に100分の30を乗じて得られる額(10万円未満の端数は、これを切り捨てるものとする)とし、500万円を限度とする。

#### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福島商工会議所	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
合計	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
合計	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000

#### (ウ) 監査の結果

福島商工会議所中小企業相談所補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

##### (1) 補助金の算定基礎の確認 (意見)

###### ① 県補助金の確認

福島商工会議所中小企業相談所補助金等の交付等に関する要綱(以下、この項において「要綱」という。)第2条によると、補助金額の決定方法は次のように定められている。  
**第2条** 補助金は、会議所が金融・税務・経営等の相談事業を行う場合に中小企業者指導事業に要する経費について、会議所に対して交付するものとし、その額は、前々年度決算額のうち、福島県小規模事業経営支援事業補助金交付要綱(平成3年6月24日制定)第4条に定める補助対象

経費から当該県補助金を差し引いた額に100分の30を乗じて得られる額(10万円未満の端数は、これを切り捨てるものとする)とし、500万円を限度とする。

上記の規定に基づき、平成 29 年度においては限度額の 5,000 千円が市の補助金額として決定されている。この補助金の計算に当たっては、福島県小規模事業経営支援事業補助金はその計算基礎となるが、福島商工会議所から入手した書類には県からの補助金の決定通知書等の添付がない。商工会議所の平成 27 年度中小企業相談所特別会計収支決算書に記載された県補助金 101,881,442 円だが、当補助金が該当事業に対する補助金額であるかについて、証憑による確認は行われていない。

平成 27 年度の福島商工会議所の決算書における中小企業相談所の事業費総額は 123,177,520 円であり、県補助金 101,881,442 円を除いた額の 30%は 6,388,823 円であるため、上限金額の 5,000 千円を交付決定している点については市の要綱に合致しているが、県の補助金として示されている金額が福島県小規模事業経営支援事業補助金であることを、補助金の交付決定通知書等の証憑により確認することが望ましい。

## ② 補助対象経費の確認(意見)

要綱第 2 条の補助対象経費は、福島商工会議所が作成した「中小企業相談所特別会計」の収支予算書に記載された経費総額という考え方に基づいており、予算書に記載された支出項目が補助対象に合致した支出であることの検討が行われていない。前期比で著しい増減のある費目や個別の事業費の内容については、増減の発生原因や支出内容の補助対象としての妥当性を確認することが望ましい。

また、現状では補助対象経費の妥当性の検証は予算実績比較しか行われていないが、前期比で増加した項目や委託費等の項目については個別に交付の明細を確認した上で、補助対象経費として妥当なものであるのかどうか確認することが、補助金の有効性や効率性の観点から重要である。予算書と決算数値の比較だけでなく、交付項目の個別の内容まで踏み込んだ補助対象経費の妥当性の検証を行うことにより、補助対象経費の削減指導も行っていくことが望ましい。

## (2) 財産の処分制限の確認(意見)

要綱第 6 条に補助事業に係る財産の処分の制限に関する定めがあり、この規定によると、取得価格が 50 万円をこえるものについては、処分制限期間が 5 年と設定されている。福島商工会議所の平成 29 年度中小企業相談所特別会計収支決算書に記載された交付の費用項目と交付額からすると、50 万円以上の財産は取得していないものと思われる。しかし、他の年度を含めて、該当する資産の取得及び処分の有無が確認されていない。

要綱第 6 条及び福島市補助金等の交付等に関する規則第 20 条の定めでは、補助事業により取得した財産の補助金等交付目的に反する使用、譲渡、交換などを禁止しているのみで、特に報告義務等を課してはいない。また、市側での調査等に係る定めも特にない。しかしながら、要綱等で処分制限がある以上、毎年度、該当資産の取得及び処分の

有無について確認することが望ましい。

補助事業者からは毎年度、該当する資産取得の有無を市に報告することを要綱に明記し、必要に応じて対象資産の取得・処分に関する証憑を確認することが、実務上の対応として考えられる。

#### 4. 福島駅前通りリニューアル整備事業補助金

##### (ア) 補助金の概要

所管部署	商工観光部商業労政課
事業開始年度	平成 27 年度
根拠法令	福島駅前通りリニューアル整備事業費補助金の交付等に関する要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	福島駅前通り商店街振興組合
補助対象の事業内容	福島県が実施する福島駅前通りのリニューアル工事に伴い、福島駅前通り商店街振興組合が施行者となって行う老朽化したアーケードの撤去及び街路灯の整備
補助金の目的	福島県が実施する福島駅前通りのリニューアル工事に伴い、福島駅前通り商店街振興組合が施行者となって行う老朽化したアーケードの撤去及び街路灯の整備に対し支援を行い、沿道店舗等と道路空間が一体となった賑わいの創出を目指すもの
補助金の効果	平成 29 年度で福島駅前通りのリニューアル(道路整備、アーケード撤去、街路灯整備)は完了しており、アーケードを撤去し、レトロモダンな街路灯を設置したことで街並みが統一され、商店街の魅力の向上により集客力向上に寄与した
補助金の算定方法	設計費、アーケード撤去費、街路灯整備費を補助対象額とし、補助金額は、補助対象額から福島駅前通り修景整備補助金を除いた2/3以内の額とする

##### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福島駅前通り商店街振興組合	-	-	924,000	2,710,666	22,007,333
合計	-	-	924,000	2,710,666	22,007,333

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	924,000	2,710,666	22,007,333
合計	-	-	924,000	2,710,666	22,007,333

## (ウ) 監査の結果

福島駅前通りリニューアル整備事業補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

### (1) 工事に係る補助事業等実績報告書等の提出期日（指摘）

福島駅前通りリニューアル整備事業補助金交付等に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）第 5 条第 1 項において、補助事業が完了したときには補助事業等実績報告書に加えて、工事写真（施工前及び施工後のもの）、工事契約書の写し、工事代金支払証明書（領収書等）を提出することとされている。そして同条第 2 項において、その提出期限は、事業の完了した日から起算して 1 月を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とされている。

市の説明によると、本補助事業である街路灯設置工事の工期の終期は、市職員による事業の完了検査調書の提出日である平成 30 年 3 月 5 日であり、同日を以て工事完了の日という理解で手続き上は不備のないものと考えているとのことである。この点に関しては、完了検査は市の担当者が工事の実態を調査確認していることから、完了検査日を以て工事完了日とすることは理解できる。また、補助事業等実績報告書は平成 30 年 3 月 5 日付で提出されていることから、要綱の定める提出期限を遵守している。

しかし、要綱に定められた補助事業等実績報告書の添付書類のうち、「工事代金支払証明書（領収書等）」は、補助事業者の支払いが平成 30 年 7 月 10 日にずれ込んだことから、事後提出となっている。提出期限が事業完了後 1 ヶ月以内とされていることに鑑みると、補助事業者から工事完了報告書等の工事の完了日を証明する書類を入手していないのは要綱の規定に照らして不備である。

本補助金の交付対象事業に関する工事代金の支払が遅れたのは、補助事業者が組合であるため、組合の総会により組合員負担の同意を得た上で支払が行われたことによる。このため、平成 30 年 5 月 28 日の通常総会決議後の 7 月 10 日に工事代金が支払われている。市では、補助事業者からその振込依頼書の写しを入手しているが、その入手日は 7 月 10 日以後であるため、要綱の定める期日内に入手されていない。

このように特殊事情により支払や工事完了時期がずれ込む場合であっても、実質的に 3 月末日までに事業が完了していることが確認できるのであれば、柔軟に補助金の実績報告ができるように、要綱の定めを再検討すべきである。

## 5. 雇用奨励助成金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	商工観光部企業立地課
事業開始年度	平成 12 年度
根拠法令	福島市企業立地促進条例
補助金の分類	その他の補助金
補助対象者	本市の工業団地への立地企業(用地取得助成金の対象企業)
補助対象の事業内容	福島市企業立地促進条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する奨励措置(用地取得助成金の交付)の決定を受けた企業又は工業団地内の市長が指定した区画に立地した企業が、新規地元雇用者で、常時雇用する従業員を操業開始日から1年以上継続して雇用すること
補助金の目的	市外からの企業誘致や市内既存企業の設備投資を促すことにより、ヒトやモノ、カネの地域内の経済循環を生み出し、地域経済の活性化や雇用機会の拡大を図る
補助金の効果	平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年の補助対象となった企業が 2 社市外から立地し、合計で 20 名の新規地元常用雇用が創出された。
補助金の算定方法	新規地元雇用者で常時雇用する従業員 1 人につき、1 年間雇用するごとに 50 万円とし、助成対象期間は操業開始日から 3 年間とする

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

#### 補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
A 社	-	-	1,000,000	1,000,000	500,000
B 社	-	-	-	-	9,000,000
合計	0	0	1,000,000	1,000,000	9,500,000

#### 財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	1,000,000	1,000,000	9,500,000
合計	0	0	1,000,000	1,000,000	9,500,000

## (ウ) 監査の結果

雇用奨励助成金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

### (1) 補助金等交付申請書並びに添付書類の提出期日（意見）

福島市企業立地促進条例施行規則第 4 条の定めによると、本助成金の申請は、福島市補助金等の交付に関する規則第 4 条第 1 項の補助金等交付申請書に別表に定める書類を添えて、市長が定める期間内に行わなければならないとされている。交付申請書が作成され提出されていること、及び添付書類として労働者名簿等必要書類が提出されていることを確認した。

ただし、現状では「市長の定める日」は、操業開始日の 1 年後を目処に、対象となる企業に申請の有無を確認しており、書面等で申請期日を明示していない。補助金交付に係る手続の透明性を確保するため、申請の要件である申請書類の提出期日については文書により通知することが望ましい。

## 6. 土地開発公社借入金利子補給事業費

### (ア) 補助金の概要

所管部署	商工観光部企業立地課
事業開始年度	平成 13 年度
根拠法令	該当なし※
補助金の分類	その他の補助金
補助対象者	福島地方土地開発公社
補助対象の事業内容	福島地方土地開発公社福島市事務所の借入金の利息を補填するもの
補助金の目的	金融機関等への支払利息に見合う利子補給を行うことで、先行取得用地の簿価の上昇を抑え、また経常的な支出に対して支援を図ることにより、福島地方土地開発公社の経営悪化を防ぐことを目的とする
補助金の効果	平成 29 年度については、先行取得用地の簿価の上昇を抑え、また、決算における損失の発生を防ぐことができた
補助金の算定方法	公社が当該年度に支払うべき借入金の利息額を算定基礎とし、年度末に補助額を確定・交付している

※福島地方土地開発公社経営健全化計画に記載された財政支援措置である

## (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福島地方土地開発 公社	87,048,000	69,841,664	54,815,915	41,077,647	56,991,470
合計	87,048,000	69,841,664	54,815,915	41,077,647	56,991,470

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	87,048,000	69,841,664	54,815,915	41,077,647	56,991,470
合計	87,048,000	69,841,664	54,815,915	41,077,647	56,991,470

## (ウ) 監査の結果

土地開発公社借入金利子補給事業費の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

### (1) 補助金支給に係る要綱（指摘）

土地開発公社借入金利子補給事業費は、他の補助金と異なり、条例や要綱の定めがなく、福島市補助金等の交付等に関する規則（以下、この項において「規則」という。）第 2 条第 1 号に定める「補助金等 補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって市長が別に定めるもの」という利子補給金に該当するものであり、第二期及び第三期の福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画の中で利子補助について明記され、議会にて承認されていることが交付の根拠とされている。

確かに市長が認めて議会承認がなされているため、交付の根拠にはなるものと思われるが、その金額の算定方法や交付の方法などが市民を含めた第三者からもわかるように、明文規定を置くべきと考える。また、(2) に記載したような補助金に関連する提出資料なども、規則とは別な規定に明文化すべきである。

### (2) 補助事業等実績報告書等の確認（意見）

福島市補助金等の交付等に関する規則第 14 条の定めによると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に当該事業に係る収支決算書を添えて、市長に報告する必要がある。

しかし、土地開発公社に関しては補助事業等実績報告書及び平成 29 年度予定損益計算書（理事会承認済）の提出を受けているが、収支決算書の提出はない。補助事業等実績報告書

は3月中に受領する必要があるため、確定した決算による収支報告書でなくてもやむを得ないが、事後的に確定した決算書入手し、予定損益計算書と比較して大幅な変動等がないことを確認する必要がある。

土地開発公社の補助金の対象である借入金利息に関しては、予定損益計算書が提出された後、確定決算までの間に大きく変動する可能性は極めて乏しいものと思われる。しかし、形式論ではあるが、利子補給事業費の交付根拠が福島市補助金等の交付等に関する規則である以上、当該規則で求められている書類を提出し、保管しておくことが望ましい。

## 7. 一般社団法人福島市観光コンベンション協会組織運営補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	商工観光部観光コンベンション推進室
事業開始年度	平成25年度
根拠法令	福島市観光関係団体事業補助金等の交付等に関する要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	一般社団法人福島市観光コンベンション協会
補助対象の事業内容	団体の運営経費及び団体が観光の振興に関する各種事業を行う場合のその事業に要する経費
補助金の目的	福島市観光コンベンション協会の組織運営に必要な経費を補助することで、市民や多様な産業との連携を図り、福島市の交流人口拡大、地域経済の活性化を目指す
補助金の効果	福島市の交流人口拡大、地域経済の活性化
補助金の算定方法	常勤職員の人件費と事務所経費を対象として算定する

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般社団法人福島市観光コンベンション協会	55,187,000	56,983,000	60,308,000	60,458,000	61,165,000
合計	55,187,000	56,983,000	60,308,000	60,458,000	61,165,000

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	55,187,000	56,983,000	60,308,000	60,458,000	61,165,000
合計	55,187,000	56,983,000	60,308,000	60,458,000	61,165,000

## (ウ) 監査の結果

一般社団法人福島市観光コンベンション協会（以下、この項において「協会」という。）組織運営補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

### (1) 補助金交付対象経費の明確化（指摘）

福島市観光関係団体事業補助金等の交付等に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）第 2 条において以下の定めがあり、要綱の別表にて「一般社団法人福島市観光コンベンション協会組織運営補助金 61,165,000 円」が補助予定とされていることを確認した。

**第 2 条 補助金は、団体の運営経費及び団体が観光の振興に関する各種事業を行う場合のその事業に要する経費に対して交付するものとし、補助の対象となる団体及び補助額については、別表に定めるもののほか、必要に応じて市長が別に定めるものとする。**

当補助金の対象となる費用の主な内容は、常勤職員の人件費と事務所経費であり、項目別に対象経費の単価と数量（月数）などにより積算している。

しかし、当補助金の交付要綱には「その事業に要する経費」と記載されているだけであるため、どの費目が補助対象経費であるかが不明確である。補助金の透明性と補助対象経費の客観性（どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする）を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。

### (2) 補助事業等実績報告書等の提出期日（意見）

要綱第 5 条によると、補助金の交付を受けた団体は、事業が完了したときは、福島市補助金等の交付等に関する規則第 14 条の規定により定められた書類を市長に提出し、事業の実績を報告することとされており、この規定に基づいて補助事業等実績報告書が平成 30 年 3 月 31 日付で提出されており、添付書類として決算書一式（収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）が一緒にファイルされている。

しかし、3 月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が

望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。

## 8. 花見山観光振興協議会補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	商工観光部観光コンベンション推進室
事業開始年度	平成 20 年度
根拠法令	福島市観光関係団体事業補助金等の交付等に関する要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	花見山観光振興協議会
補助対象の事業内容	福島市を代表する観光地である”花見山”の受入環境の整備
補助金の目的	観光客が多くなる春の時期の花見山周辺住民の安全・安心な生活環境を維持する
補助金の効果	地元住民の安全・安心な生活環境の維持及び花見山来訪者の受入環境整備を達成できている
補助金の算定方法	観光関係団体が観光の振興に関する各種事業を行う場合のその事業に要する経費に対して交付する

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
花見山観光振興協議会	18,157,000	24,620,000	37,017,000	34,124,000	27,800,000
合計	18,157,000	24,620,000	37,017,000	34,124,000	27,800,000

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	18,157,000	24,620,000	37,017,000	34,124,000	27,800,000
合計	18,157,000	24,620,000	37,017,000	34,124,000	27,800,000

### (ウ) 監査の結果

花見山観光振興協議会補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

## 9. 地域の恵み安全対策協議会運営事業補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	農政部農業振興室
事業開始年度	平成 24 年度
根拠法令	福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	福島市地域の恵み安全対策協議会
補助対象の事業内容	福島県全域にわたる農産物に係る放射線濃度検査体制を構築している事業
補助金の目的	原発事故後の福島県の農産物に対する風評被害に対して、放射線濃度を検査することにより、食品の安心安全を担保する
補助金の効果	農産物の放射能濃度の実態が明らかとなり、消費者や市場へ向けて発信することにより、福島市の農産物の安全を担保している
補助金の算定方法	検査実施体制の構築と維持にかかる費用を対象とし、その額は市長の定める額とする

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福島市地域の恵み安全対策協議会	56,868,829	34,012,957	33,268,534	37,701,782	40,370,844
合計	56,868,829	34,012,957	33,268,534	37,701,782	40,370,844

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	56,868,829	34,012,957	33,268,534	37,701,782	40,370,844
合計	56,868,829	34,012,957	33,268,534	37,701,782	40,370,844

### (ウ) 監査の結果

地域の恵み安全対策協議会運営事業補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

(1) 補助事業完了時の提出書類（意見）

福島市農業振興事業事務取扱要領（3 事業完了に伴う手続-2 事業の実績報告）によると、「事業主体は、補助事業が完了したときは要綱に基づいて実績報告書を作成し、出来高設計書及び図面、工事写真などの書類を添付のうえ、市長に提出するものとし、市長は、当該報告書を審査し、指令に基づく全ての補助事業が適正に完了したことを確認する。」と記載されている。

しかし、市の担当者に質問したところ、出来高設計書及び図面、工事写真などの書類は工事がある場合には提出を求めることもあるが、現状では工事を含む補助事業がないため、提出を求めているとの回答を得た。一方で、福島市農業振興事業事務取扱要領では、補助事業が工事か工事以外かという点で提出書類を区分していないため、現状の運用は形式的には同要領の規定に従っていないことになる。

福島市農業振興事業事務取扱要領は、この他にも直営工事や請負工事に関するもの等の規定があり、同要領は補助対象事業が工事を伴う事業であることを前提とした定めとなっている。このように、同要領の定めは当補助金の対象事業の内容と整合していないため、対象事業の内容に整合するように、同要領の規定を改定することが望ましい。

## 10. 福島市公設地方卸売市場協会運営費補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	農政部市場管理課
事業開始年度	昭和 52 年度
根拠法令	福島市公設地方卸売市場協会運営費補助金の交付に関する要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会
補助対象の事業内容	公設の卸売市場において、市場の衛生保全に関する事業や市場利用者の利便に供するための事業を行う同協会の運営
補助金の目的	市場開設者の業務を補完する事業を行う同協会の運営費を補助することにより、市場の衛生保全と市場利用者の利便性を維持する
補助金の効果	場内事業者に対する福利厚生事業や研修・広報を行う際などに、人件費や事務費として活用された
補助金の算定方法	一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会における人件費と需用費の一部

## (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会	9,896,000	9,896,000	9,459,953	9,597,203	9,675,000
合計	9,896,000	9,896,000	9,459,953	9,597,203	9,675,000

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	9,896,000	9,896,000	9,459,953	9,597,203	9,675,000
合計	9,896,000	9,896,000	9,459,953	9,597,203	9,675,000

## (ウ) 監査の結果

福島市公設地方卸売市場協会運営費補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

### (1) 補助金交付対象経費の明確化（指摘）

福島市公設地方卸売市場協会運営費補助金の交付に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）の第 2 条において、「補助の対象及び補助額は別表とする」という規定があり、運営費補助金の交付対象は、交付要綱の別表に以下のように定められている。包括外部監査で抽出した公設地方卸売市場協会運営費補助金は人件費と需用費の一部が対象であり、総額 9,675,000 円である。

対象事業	対象経費	金額
公設地方卸売市場協会運営費補助金	人件費と需用費の一部	9,675,000 円
発泡スチロール処理補助金	産業廃棄物処理費	1,480,000 円
ゴミ減量化対策事業補助金	ゴミ処理費	3,000,000 円
市場活性化対策事業費補助金	事業費の2分の1以内	1,000,000 円を限度とする
経営基盤強化対策費補助金	事業費	6,000,000 円

要綱では人件費と需用費の一部が補助対象経費とされているが、具体的な補助対象額の対象範囲は明記されていない。当補助金の交付申請書に添付されている「運営費補助金計算書」に記載されている人件費及び経費の金額は 13,221,000 円であり、「平成 29 年度資金収支予

算書(一般会計)」によると、事業活動交付に含まれる人件費と経費の一部が計上されている。

また、補助事業等実績報告書に記載されている補助事業経費は 13,123,357 円であり、これは平成 29 年度資金収支決算書(一般会計)に計上されている人件費と経費の一部であり、補助金額 9,675,000 円を超えるが、正味財産増減計算書の管理費に計上されている同一科目の金額では 7,500,040 円となる。この場合は、補助金額は実績経費を超過している。

現状の要綱の定めでは補助対象経費が需用費の一部と規定されているため、「一部」の範囲を変更しても、要綱に反するものと否定することは難しい。また、補助対象の人件費の範囲が人件費総額なのか特定部門の人件費や特定の人員なのかが定められていないため、こちらも変更可能である。

補助金の透明性と補助対象経費の客観性(どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする)を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。

## (2) 補助事業等実績報告書の提出期日(意見)

補助事業等実績報告書の日付は平成 30 年 3 月 31 日となっており、その実績報告書に「補助事業等の経費精算額」が記載され、添付の決算書類も一緒にファイルされている。しかし、3 月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。

## 1 1 . 福島市社会福祉協議会運営費補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	健康福祉部地域福祉課
事業開始年度	昭和 27 年度
根拠法令	社会福祉法人福島市社会福祉協議会運営費補助金の交付等に関する要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	社会福祉法人福島市社会福祉協議会
補助対象の事業内容	社会福祉法人福島市社会福祉協議会が実施する地域福祉の推進を図ることを目的とする事業
補助金の目的	社会福祉の充実を図る事業を補助することにより、地域福祉の推進を図る
補助金の効果	福祉バスの運行を実施することにより、地域福祉の推進が図られた
補助金の算定方法	社会福祉協議会の人件費、福祉バス事業費、光熱水費の一部

## (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉法人福島市社会福祉協議会	35,655,947	27,765,147	27,654,612	28,163,952	28,006,731
合計	35,655,947	27,765,147	27,654,612	28,163,952	28,006,731

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	35,655,947	27,765,147	27,654,612	28,163,952	28,006,731
合計	35,655,947	27,765,147	27,654,612	28,163,952	28,006,731

## (ウ) 監査の結果

福島市社会福祉協議会運営費補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

### (1) 補助金交付要綱と実際の補助対象経費の不整合（指摘）

社会福祉法人福島市社会福祉協議会運営費補助金の交付等に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）の第 2 条によると、福島市社会福祉協議会（以下、この項において「協議会」という。）が社会福祉事業を行う場合に要する経費のうち、別表に定める経費の別ごとにそれぞれ算出した額の範囲内において、市長が定める額を交付すると定められている。具体的には、協議会に関する人件費、光熱水費、福祉バス事業費が対象とされている。

一方、協議会は、障がい福祉課が所管する腰の浜会館を指定管理事業者として運営しているため、腰の浜会館運営に関する指定管理料を収受している。ただし、指定管理に係る基本協定締結時（平成 26 年 1 月）に前提としていた腰の浜会館の館長の人件費と、実際に配置された館長の人件費が異なっていたため、協議会と市で協議した結果、差額部分を補助対象経費として支給することとしたものである。すなわち、当該人件費が指定管理料でカバーされていないため、運営費補助金の対象に含めることにより市が負担している。

補助対象経費である当該人件費は、現状では指定管理料の対象外であるが、次回の指定管理基本協定締結に当たり、指定管理料の対象経費を改めて検討すべきである。しかし、運営費補助金の要綱に記載されている補助対象人件費は以下の通りであり、腰の浜会館の館長の人件費は含まれていないため、現在の補助金支出は要綱の規定に準拠していない。補助金は要綱に従って算定・支出すべきであり、特定の人員費等を補助対象に加えるのであれば要綱を改定すべきである。

## 要綱第 2 条 別表

### 1 社会福祉協議会の人件費

#### (1) 会長報酬

#### (2) 常務理事に対する給与、諸手当、厚生費及び共済費

#### (3) 事務局長及び事務局職員の給与、手当等、厚生費及び共済費の合計額に市長が定める補助率で算出した額

#### (2) 申請期日超過（指摘）

要綱第 3 条において、補助金交付申請書の提出期限は、当該年度の 4 月 10 日までとなっている。しかし、平成 29 年度の補助金交付申請書の提出日は 4 月 13 日（受領日も同日）であった。

要綱に定められた期限を超過して申請が出された場合は補助金申請を受理できないことになるため、要項の定めに従って補助金申請日を厳守すべきである。

#### (3) 補助事業等実績報告書等の提出期日（意見）

補助事業等実績報告書の提出期日は平成 30 年 3 月 31 日であったが、3 月末時点で報告が可能なのは決算の見込数値であり、実績数値の報告は実務上困難であると考えられる。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査する方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。

なお、要綱第 4 条によると、補助金を受けた協議会の代表者は、事業の実績報告を補助対象年度の翌年度 5 月 31 日までに提出するものとされている。前述の通り、平成 29 年度に関しては 3 月 31 日付で実績報告書が提出されており、添付書類として、資金収支決算書、事業報告書、補助対象事業費用内訳が提出されている。3 月 31 日時点で確定した決算書を入手するのは現実的ではないため、要綱の規定に従い、決算書の入手は 5 月末以前であれば足りるものとする。一方で、補助金交付額を確定するためには、3 月末までに一定の書類の提出を受けて確認する必要があると思われる。

要綱における実績報告書の提出期日及び提出書類等の規定について、改めて検討することが望ましい。

## 1 2. 福島市地域医療介護総合確保基金事業補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	健康福祉部長寿福祉課
事業開始年度	平成 21 年度
根拠法令	福島市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	社会福祉法人等の事業者
補助対象の事業内容	高齢者に対して地域の実情に応じた介護サービスを実施するための施設等の整備を行う事業
補助金の目的	高齢者が住み慣れた地域において、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する
補助金の効果	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症高齢者グループホームがそれぞれ 1 施設、小規模多機能型居宅介護事業所が 2 施設整備された
補助金の算定方法	補助金額については、実施要綱の補助単価表に基づいて算定する

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

#### 補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療法人社団 A	-	-	-	-	43,178,000
社会福祉法人 B	16,800,000	43,200,000	-	-	53,559,000
その他	10,000,000	-	19,905,000	1,695,000	20,663,000
合計	26,800,000	43,200,000	19,905,000	1,695,000	117,400,000

#### 財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	26,800,000	43,200,000	19,905,000	1,695,000	117,400,000
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	-
合計	26,800,000	43,200,000	19,905,000	1,695,000	117,400,000

### (ウ) 監査の結果

福島市地域医療介護総合確保基金事業補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

### 13. 救急告示病院運営費補助金

#### (ア) 補助金の概要

所管部署	健康福祉部保健所総務課
事業開始年度	平成 26 年度
根拠法令	福島市救急告示病院運営費補助金の交付等に関する要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	福島市の救急告示病院
補助対象の事業内容	救急告示病院による平日昼間の救急患者の受入、救急医療病院群輪番制病院が行う毎夜間・土曜午後・休日昼間の救急患者の受入
補助金の目的	救急告示病院の平日昼間、救急医療病院群輪番制病院が行う毎夜間・土曜午後・休日昼間の救急患者の積極的受入を目的とする
補助金の効果	市の救急医療体制維持に貢献しており、救急告示病院における全救急搬送数(実績)は以下の通り 平成 27 年度 11,359 人 平成 28 年度 11,246 人 平成 29 年度 11,645 人
補助金の算定方法	公的病院: $1,697,000 \text{ 円} \times (\text{救急} \cdot \text{優先病床数}) + 32,900,000 \text{ 円} - \text{病院群輪番制病院運営事業補助金}$ 私的病院: $\text{救急搬送受入傷病者数} \times 2.05 \times 13,000 \text{ 円}$ ※当該年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日の間に救急隊によって搬送された傷病者数

#### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
病院 A	-	49,080,600	48,812,393	49,045,080	48,938,520
病院 B	-	39,801,920	39,513,453	40,954,480	38,896,160
病院 C	-	39,107,440	38,893,812	39,464,480	37,738,080
病院 D	-	37,932,840	37,477,030	37,329,000	36,476,520
病院 E	-	25,909,000	31,010,435	29,848,000	32,253,000
その他	-	35,984,000	36,086,677	30,940,000	33,306,000
合計	0	227,815,800	231,793,800	227,581,040	227,608,280

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	210,710,000	209,566,029	123,481,348	118,159,764
一般財源	-	17,105,800	22,227,771	104,099,692	109,448,516
合計	0	227,815,800	231,793,800	227,581,040	227,608,280

## (ウ) 監査の結果

福島市救急告示病院運営費補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

### (1) 公的病院等の補助金の算定基準（指摘）

当補助金の算定方法は、救急告示病院運営費補助金の交付等に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）の第4条において、「補助額は、別表の3に定める基準額と別表の4に定める対象経費を比較して少ない方の額の範囲内において市長が定める額とする」と定められている。全ての病院において、別表の4に定める対象経費が別表の3に定める基準額を大幅に上回るため、別表の3に定める基準額が補助金額となっている。

公的病院等として認定されている福島市内の事業者に関して、別表の3の基準額の計算方法は次のように定められている。この算式から、各病院の補助金額は、救急・優先病床数により、その上限額が決まることになる。

$1,697,000 \text{ 円} \times (\text{救急・優先病床数} \times 1) + 32,900,000 \text{ 円} - \text{病院群輪番制病院運営事業補助金} \times 2$

※1 30を超える場合は30を上限とする

※2 病院が共同して輪番制により当番を分担して、休日又は夜間において、救急患者を受け入れて必要な医療を行う体制を整備することを目的として、担当日数に応じて支払われる補助金

平成29年度の公的病院等の補助金額は以下の表の通りとなっている。A病院は救急・優先病床等が11あり、かつ、病院群輪番制病院運営事業費補助金の金額が2,628千円と他の公的病院より少ないことから、補助金額が最多の48,938千円となっている。しかし、表の右端に記載した平成29年度の救急患者の搬送受入実績は648名（前年実績619名）と公的病院等で最少であり、他の公的病院等の概ね1/2以下である。

表に記載したように、救急・優先病床数と実際の救急患者の搬送実績は異なる。救命救急医療への対応のための設備や人員を確保するには、まず病床数を確保することが前提であり、そのために固定経費が発生することは理解できるが、救急医療に対応する病院の運営費を補填するという当補助金の趣旨からすると、救急医療に係る病床数のみを基準にするのではなく、患者の実際の実受入者数を加味した基準とすべきである。

公的病院等に対する現状の補助金の算定方法は、病床保有数のみを基準としており稼働状

況を加味していないことから、当補助金の趣旨に合致しない面があり、補助金の有効性の観点から改定すべきである。

事業者	補助金額 (円)	補助金計算内訳	病院群輪番制 病院運営事業 補助金(円)	救急・優先 病床数	H29 年度救 急搬送受入 実績(人)
A 病院	48,938,520	1,697,000×11+32,900,000- 2,628,480	2,628,480	11	648
B 病院	38,896,160	1,697,000×12+32,900,000-14,367,840	14,367,840	12	1,283
C 病院	37,738,080	1,697,000× 8+32,900,000- 8,737,920	8,737,920	8	1,281
D 病院	36,476,520	1,697,000×17+32,900,000-25,272,480	25,272,480	17	3,592

## (2) 私的病院の補助金の算定基準（指摘）

私的病院に対する補助金額の算定方法についても、公的病院と同様に要綱第 4 条の規定に基づき、別表の 3 に定める基準額となる。私的病院の基準額の算定方法は以下の通りであるが、こちらも全ての病院において、別表の 4 に定める対象経費が別表の 3 に定める基準額を大幅に上回るため、別表の 3 に定める基準額が補助金額となっている。

私的病院として認定されている福島市内の事業者に関して、別表の 3 の基準額の計算方法は次のように定められている。この算式は、傷病者 1 名当たり 13,000 円の単価に、上期の救急搬送受入の 2.05 倍を以て年間受入実績見込と仮定し、当該受入見込数を乗じた結果が年間の受入傷病者数に見合う補助金であるという考え方と推定される。

救急搬送受入傷病者数※×2.05(端数切り上げ)×13,000 円

※ 当該年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日の間に救急隊によって搬送された傷病者数

この算式に基づいて算定され、支払われた補助金額は、その計算式を含めて以下の表の通りである。これによると、F 病院の救急搬送受入傷病者数は、平成 29 年 4 月～9 月では 342 名だが、年間では 501 名にとどまる。前年実績は 734 名であることから、下期及び前年同期比の年間受入数が大きく減少した理由を確認したところ、この病院は病院再編により、平成 30 年 1 月以後は救急医療の対応を取りやめたとのことであった。このような場合は当補助金の趣旨からすると、本来は補助金額を減額すべきである。

一方、J 病院の場合は逆に年間の救急搬送受入傷病者数が上期実績の 2.16 倍であり、このような場合は、予算枠の範囲内であれば補助金を増額しても良いと考える。

私的病院の補助金算定方法は、上期の救急搬送受入傷病者数が下期も同程度発生するという前提に立っているが、これはあくまで仮定であるため、救急搬送受入傷病者数の年間実績が上期の 2.05 倍の人数と大きく乖離する場合は、実績に基づいて補助金額を増減することができるようにすべきである。

事業者	補助金額(円)	補助金計算内訳	H29/4~9 救急搬送受入実績(人)	H29/4~30/3 救急搬送受入実績(人)
E 病院	32,253,000	1,210 × 2.05 × 13,000 円	1,210	2,424
F 病院	9,126,000	342 × 2.05 × 13,000 円	342	501 (前年実績 734)
G 病院	8,086,000	303 × 2.05 × 13,000 円	303	631
H 病院	3,445,000	129 × 2.05 × 13,000 円	129	266
I 病院	2,353,000	88 × 2.05 × 13,000 円	88	187
J 病院	10,296,000	386 × 2.05 × 13,000 円	386	832

#### 1 4. 児童センター運営費補助金

##### (ア) 補助金の概要

所管部署	こども未来部こども政策課
事業開始年度	平成 15 年度
根拠法令	福島市児童センター運営費補助金交付要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	東浜児童センター、野田児童センターの運営事業者
補助対象の事業内容	児童福祉法第 40 条の規定に基づいて設置された児童厚生施設(東浜児童センター、野田児童センター)の運営
補助金の目的	児童福祉法第 40 条に規定された児童厚生施設であり、公益性が高い事業であり利用料は無料であることから、その運営費を補助するもの
補助金の効果	施設の運営を通して、留守家庭児童の安全安心な居場所を提供しており、直近 3 年間の平均利用実績は以下の通り 東浜児童センター：延べ利用者数 9,265 人 野田児童センター：延べ利用者数 22,342 人
補助金の算定方法	運営団体より提示される収支計画を基に、経費等が適正に算出されているか確認し、交付金額を算定している

##### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉法人 A	28,571,000	29,121,000	31,679,000	35,244,000	34,305,000
合計	28,571,000	29,121,000	31,679,000	35,244,000	34,305,000

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	28,571,000	29,121,000	31,679,000	35,244,000	34,305,000
合計	28,571,000	29,121,000	31,679,000	35,244,000	34,305,000

## (ウ) 監査の結果

児童センター運営費補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

### (1) 補助金交付要綱と実際の補助対象経費の不整合（指摘）

児童センター運営費補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）第 1 条において、当補助金の対象は東浜児童センター、野田児童センターとされており、要綱第 2 条において、児童厚生事業等を行う場合に要する経費について、その施設を運営する法人に対して交付するものとされている。

補助対象事業者である社会福祉法人は、福島市内に 5 箇所（東浜、野田、蓬萊、清水、渡利）の児童センター等を管理運営しており、補助金の対象である東浜児童センターと野田児童センターは社会福祉法人が施設を保有し、運営している。一方、蓬萊・清水・渡利の 3 拠点の児童センターは市の施設であり、この社会福祉法人が指定管理者として運営している。

前述の通り、要綱第 1 条及び第 2 条によれば、当補助金は東浜と野田の児童センターに係る経費に対して支払われるものであるが、補助金申請時に提出された予算書の東浜児童センターの経費には、本部の人件費（平成 29 年度は 3,750,000 円）が含まれている。また、実績報告時に入手している補助事業等実績報告書（平成 29 年度事業報告、平成 29 年度決算書抄本）においても、東浜児童センターの経費に本部の人件費が含まれている。

これは、平成 26 年度まで支給されていた本部の人件費等に対する運営費補助がなくなったため、本部の人件費を東浜児童センターの運営費補助金に含めて交付しているものと思われる。

しかしながら、要綱の定めによると、補助対象となる経費は東浜児童センター及び野田児童センターに対する経費に特定されているため、本部人件費を含めるのは要綱の定め抵触しているものである。また、申請時に添付される予算書（抄本）は、東浜児童センターの人件費交付に本部人件費を含めて作成されており、実績報告に添付される決算書（抄本）にも同様に本部の人件費が含まれている。

本部の人件費も補助金の対象としている現状は、要綱の規定に反した補助金支給と言わざるを得ない。本部人件費を補助対象とするのであれば、要綱にその旨を明記すべきである。

## (2) 補助金交付対象経費の明確化（指摘）

前述の通り、当補助金の対象は、要綱第 2 条において児童厚生事業等を行う場合に要する経費と定められている。これに対して、補助金交付申請書の添付書類である事業計画書及び予算書抄本、並びに実績報告書の添付書類である平成 29 年度決算書抄本によると、その他の活動収支に計上されている「積立資産支出」及び「拠点区分間繰入金支出」が補助対象の経費に含まれている。「積立資産支出」及び「拠点区分間繰入金支出」の支出内容を確認したところ、職員の共済掛金支出と理事会費用の各児童センター負担金とのことであった。

これらは、支出内容からすると事業費の経費支出の内容として問題はないと考えるが、事業活動収支の支出項目に含まれていないため、要綱に定める補助対象経費であるかについて、客観的な判断が難しい。要綱第 2 条の経費の範囲が明確ではないことから、補助金算定方法の客観性、透明性を高めるために、(1) の指摘も含めて、要綱における補助対象経費の範囲を明確に定めるべきである。

## (3) 補助事業等実績報告書等の提出期日及び入手書類と実績値の検討（意見）

実績報告時においては、補助対象事業者より決算書（抄本）を入手して確認しているが、当該決算書では交付科目の内訳は分からず、交付した金額全てが要綱第 2 条の経費に該当するという認識であるため、詳細な実績の確認は行われていない。

今回の監査に当たり、担当者が改めて決算書（抄本）及び実績報告書を精査したところ、両者に数値の誤りがあった。このことから実績報告に対する精査・検討が不十分であったと推測される。当初予算と実績値の整合性の検討は慎重に行うことが望ましい。

なお、実績報告の日付は 3 月 31 日だが、3 月末時点で確定決算の数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。

## 15. 児童福祉施設等整備事業費補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	こども未来部こども育成課
事業開始年度	平成 28 年度
根拠法令	福島市保育所等整備事業費補助金交付要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	児童福祉施設を整備する社会福祉法人等
補助対象の事業内容	保育所創設や改築等により保育所の施設を整備する事業
補助金の目的	待機児童の解消に向けて、福島市子ども・子育て支援事業計画に基づく保育施設の整備・充実を図る
補助金の効果	平成 28～29 年度に当該補助金を活用して 6 か所(定員 275 名増)の保育施設が整備された
補助金の算定方法	工事費を基準として要綱が定める一定の計算により算定される

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

#### 補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉法人 A	-	-	-	180,830,000	-
社会福祉法人 B	-	-	-	148,559,000	-
社会福祉法人 C	-	-	-	51,454,000	-
社会福祉法人 D	-	-	-	38,062,000	-
社会福祉法人 E	-	-	-	-	171,009,000
合計	0	0	0	418,905,000	171,009,000

#### 財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	354,663,000	152,009,000
その他特定収入	-	-	-	0	0
一般財源	-	-	-	64,242,000	19,000,000
合計	0	0	0	418,905,000	171,009,000

### (ウ) 監査の結果

児童福祉施設等整備事業費補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

## 16. 私立幼稚園運営費補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	こども未来部こども育成課
事業開始年度	平成12年度
根拠法令	福島市私立幼稚園運営費等補助金交付要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	福島市私立幼稚園協会に加入する市内の幼稚園の設置者
補助対象の事業内容	私立幼稚園の運営
補助金の目的	私立幼稚園の教育環境の向上及び健全な運営を推進することで、教育の質の向上を目指し、福島市の未来を担う子ども達を育成する
補助金の効果	未就園児への対応、預かり保育の充実などにより、以下の通り園児数が増加し、福島市の待機児童解消に貢献した 平成27年度園児数 2,174人 平成28年度園児数 2,269人 平成29年度園児数 2,424人
補助金の算定方法	350,000円(施設割)+20,000円×満3歳以上の幼児数(園児割)

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

#### 補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福島市私立幼稚園協会	44,240,000	46,060,000	48,420,000	40,950,000	43,850,000
合計	44,240,000	46,060,000	48,420,000	40,950,000	43,850,000

#### 財源内訳

(単位：円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	44,240,000	46,060,000	48,420,000	40,950,000	43,850,000
合計	44,240,000	46,060,000	48,420,000	40,950,000	43,850,000

### (ウ) 監査の結果

私立幼稚園運営費補助金（以下、この項において「補助金」という。）の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

(1) 補助金交付申請書の提出期日（意見）

補助金交付申請書の提出期日は、私立幼稚園運営費補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）第3条において、「補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条第1項に規定する申請書及び同項各号に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。」と規定されている。しかし、市長の定める日については、特定期日を明確に設けていないため、実務上は市から交付先へ申請を行ってもらうように連絡し、その直後に申請されている。

交付時期は幼児の様々な教育活動に有効活用できるように7月頃（1学期中）に交付することとしているため、交付時期から逆算して補助金の支給に遅延が生じないように、事務手続遂行上の申請期日を明確にすることが望ましい。

(2) 補助事業等実績報告書等の提出期日（意見）

要綱第4条によると、補助金交付申請時と同様、補助事業等実績報告書、事業報告、決算書抄本などの状況報告のための書類は、市長が定める期日までに提出することとされている。しかし、当補助金の対象となる事業者が私立幼稚園協会のみであることもあり、期日が明確に設定されていない。市の説明によると、直近での実績報告書受領日付は3月末や5月末と、一定ではない。交付申請書の提出期日と同様に、書類の提出期日は明確にすることが望ましい。

なお、実績報告の日付は3月31日だが、3月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。

## 17. 鉄道軌道輸送対策事業費補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	都市政策部交通政策課
事業開始年度	平成22年度
根拠法令	福島市鉄道軌道輸送対策事業費補助金交付要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	福島交通株式会社
補助対象の事業内容	鉄道事業(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)の輸送の継続、安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業
補助金の目的	福島交通飯坂線の保安設備や車両の保全・更新にかかる事業費を補助することにより、沿線住民の生活路線及び飯坂温泉への観光誘致動線の輸送需要に対応する

補助金の効果	福島市総合戦略における指標「福島交通飯坂線と阿武隈急行線の福島市内年間乗車人員数」実績で、以下の通り目標値(380万人の維持)を達成している H27年度実績値:383万人(内飯坂線:271万人) H28年度実績値:400万人(内飯坂線:291万人) H29年度実績値:383万人(内飯坂線:277万人)
補助金の算定方法	補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び調査費で消費税及び地方消費税額を控除した額の1/6以内

(イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位:円)

交付先等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福島交通株式会社	9,978,000	9,942,685	10,368,139	64,336,811	65,323,687
合計	9,978,000	9,942,685	10,368,139	64,336,811	65,323,687

財源内訳

(単位:円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	9,978,000	9,942,685	10,368,139	64,336,811	65,323,687
合計	9,978,000	9,942,685	10,368,139	64,336,811	65,323,687

(ウ) 監査の結果

福島市鉄道軌道輸送対策事業費補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

18. 生活路線バス等運行対策補助金

(ア) 補助金の概要

所管部署	都市政策部交通政策課
事業開始年度	平成18年度
根拠法令	福島市生活路線バス等運行対策補助金の交付等に関する要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	乗合バス事業者
補助対象の事業内容	乗合バス事業者が行う生活路線バス等運行対策事業

補助金の目的	生活路線バス等運行対策事業を実施する乗合バス事業者に対して、その運行に必要な経費を補助することにより、市民の日常生活に必要な生活路線バスの運行を維持する
補助金の効果	以下の通り、福島市総合計画における福島市管内路線バス乗車人員(年間)の500万人維持の目標を達成している 平成 27 年度:546 万人 平成 28 年度:542 万人 平成 29 年度:537 万人
補助金の算定方法	補助額は、補助対象経費額を上限とし、平均乗車密度を 5.3 人とする所要運行収入額と実運行収入額との差額とする (他市町村を経路とする路線は福島市管内に相当する額とし、国庫補助を除く)

(イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福島交通株式会社	58,607,566	56,752,975	64,205,578	53,844,454	71,770,900
合計	58,607,566	56,752,975	64,205,578	53,844,454	71,770,900

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	58,607,566	56,752,975	64,205,578	53,844,454	71,770,900
合計	58,607,566	56,752,975	64,205,578	53,844,454	71,770,900

(ウ) 監査の結果

生活路線バス等運行対策補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

19. 建築物耐震改修設計助成事業補助金

(ア) 補助金の概要

所管部署	都市政策部開発建築指導課
事業開始年度	平成 27 年度
根拠法令	福島市建築物耐震改修助成事業補助金交付要綱

補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	福島市内に存する建築物の所有者で耐震改修工事を実施する者
補助対象の事業内容	地震に対する建築物の倒壊等による災害を防止するため、当該建築物の所有者が行う耐震改修に要する費用
補助金の目的	建築物の耐震化対策を促進し、市民の安全安心を確保する
補助金の効果	平成 27 年度から平成 29 年度に本事業により補強設計を実施した対象建築物5棟のうち、今年度補強工事に着手したものが 3 棟ある
補助金の算定方法	補助対象経費の合計額に3分2を乗じて得た額以内の額

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業者 A	-	-	-	23,928,000	-
事業者 B	-	-	-	20,716,000	-
事業者 C	-	-	-	-	7,000,000
事業者 D	-	-	-	-	3,360,000
合計	0	0	0	44,644,000	10,360,000

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	33,483,000	7,770,000
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	11,161,000	2,590,000
合計	0	0	0	44,644,000	10,360,000

### (ウ) 監査の結果

建築物耐震改修設計助成事業補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

#### (1) 契約金額又は経費配分の変更に係る取扱い（意見）

福島市建築物耐震改修助成事業補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）

第 12 条において、事業内容の変更等に関して以下のように定められている。

第 12 条 補助対象者は、規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき事業内容及び経費の配分を変更（補助金額の変更を伴わない軽微な変更を除く。）しようとする場合又は同項第 2 号の規定に基づき事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、速やかに変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 6 号)に当該変更に係る書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

また、同条第3項において次のように定められている。

3 補助対象者は、前項による通知を受けたあと、変更契約を締結したときは、前条第2項の規定を準用し、契約の日から14日以内に着手届(様式第5号)に変更契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

本補助金の交付対象事業に係る事務取扱を検討したところ、平成29年6月22日付で交付が決定され、平成29年7月7日に契約が締結された補助対象事業について、平成30年2月22日に要綱第12条第1項の変更承認申請書を提出し、平成30年3月2日に変更承認を受けた事業があった。しかし、平成30年3月の変更承認時に、要綱第12条第3項の着手届が提出されていないことから、その事業の内容を確認した。

市の説明によると、当該事業は補助対象者が入札により設計業者を選定したところ、補助金交付申請時の金額を下回る金額で契約額が決定した。このため、要綱第12条第1項の変更承認を受けたもので、同条第3項に規定する変更契約の締結ではなく、当初の契約金額が補助金申請時の金額を下回ったものであるとのことであった。また、事業内容の変更はなく、要綱第12条の経費の配分の変更に伴う変更承認であるとのことである。

このような内容であれば変更後の着手届は不要であるが、変更承認に関して要綱第12条第1項では、「速やかに変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に当該変更に係る書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない」とあることから、平成29年7月7日付の契約に係る変更申請書の提出日が平成30年2月22日というのは、当該規定に照らして問題があるものとする。要綱第11条の着手届に添付された契約書で、契約金額が申請時と異なることが判明しているため、市としては速やかに変更申請書を提出することを補助対象者に求めることが望ましい。

なお、要綱第12条第1項の文言に「事業内容及び経費の配分を変更しようとする場合」とあるが、本条項の基礎となる福島市補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号の規定では、「補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をしようとする場合」と規定されているので、こちらの規定と平仄を合わせることを望ましい。

## (2) 業務完了の確認(意見)

補助対象事業の完了に関しては、要綱第14条において実績報告に関して以下の規定が定められている。

第14条 補助対象者は、耐震改修設計の補助対象事業が完了したときは、実績報告書(様式第8-1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計の実施結果報告書(建替えの場合を除く。)
- (2) 判定委員会による耐震補強の評価を受けたことを証明する書面の写し(建替えの場合を除く。)
- (3) 耐震改修に係る設計図又は建替えの設計図

- (4) 補助対象事業の実施に要した費用に係る請求書又は領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

また、同条第3項において次のように定められている。

3 前2項の規定による実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長が当該期限を延長する必要があると認める場合はこの限りでない。

本事業については、実績報告において設計業務の完了を示す書類の添付が無いため、事業完了日を厳密には判断できないが、請求書の日付（平成30年2月28日）を以て事業完了日と判断していた。

しかし、業務の完了日を明確にするため、実績報告書の添付書類として、事業完了の日付を証明する資料（業務完了報告書、納品書等）の添付を求めることが望ましい。

## 20. 暮らし・にぎわい再生事業補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	都市政策部市街地整備課
事業開始年度	平成19年度
根拠法令	福島市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	暮らし・にぎわい再生事業を行う民間事業者等
補助対象の事業内容	福島市中心市街地活性化基本計画の認定地区において行う、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備
補助金の目的	中心市街地の賑わいや再生を図る
補助金の効果	総合病院の移転新築2件、分譲マンションの建築等、公益施設の整備に対し支援しており、竣工した総合病院は既存病院よりも来院者が増加し、分譲マンションでは45戸整備し、中心市街地の居住人口に貢献した
補助金の算定方法	くらし・にぎわい再生事業で要する経費（国が補助対象とする経費に限る。）で、所定の事業のうち、3分の2以内に相当する額

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業者 A	593,308,000	465,328,000	22,000,000	983,000,000	104,064,000

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業者 B	44,500,000	-	121,458,000	206,200,000	330,242,000
事業者 C	122,960,000	65,340,000	-	-	-
事業者 D	-	-	-	-	105,736,000
合計	760,768,000	530,668,000	143,458,000	1,189,200,000	540,042,000

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	380,384,000	265,334,000	71,729,000	594,600,000	270,021,000
その他特定収入	380,384,000	232,664,000	11,000,000	491,500,000	67,545,000
一般財源	0	32,670,000	60,729,000	103,100,000	202,476,000
合計	760,768,000	530,668,000	143,458,000	1,189,200,000	540,042,000

#### (ウ) 監査の結果

暮らし・にぎわい再生事業補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

### 2 1. 都市機能立地支援事業補助金

#### (ア) 補助金の概要

所管部署	都市政策部市街地整備課
事業開始年度	平成 27 年度
根拠法令	福島市都市機能立地支援事業補助金交付要綱
補助金の分類	事業費補助金
補助対象者	都市機能立地支援事業を行う民間事業者等
補助対象の事業内容	都市全体の公的不動産活用方針を記載した立地適正化計画に誘導施設として位置付けられる中心拠点誘導施設の整備
補助金の目的	事業主体が実施する都市の生活を支える機能の整備への支援を行い、まちの拠点となるエリアへ都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る
補助金の効果	中心市街地内の総合病院の新築移転整備を補助対象とした結果、市民の“生活、特に医療面での安心”を提供すると共に中心市街地での暮らしやすさと医療サービスに貢献し、来院者数の増加により賑わいが創出された

補助金の算定方法	都市機能立地支援事業で要する経費(国が補助対象とする経費に限る。)で所定の補助対象費用の合計額の3分の1とする(ただし、1箇所の整備費用は21億円(市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合は30億円)が上限)
----------	--

(イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額 (単位:円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
病院 A	-	-	7,520,000	394,360,000	250,400,000
合計	0	0	7,520,000	394,360,000	250,400,000

財源内訳 (単位:円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	7,520,000	394,360,000	250,400,000
一般財源	-	-	-	-	-
合計	0	0	7,520,000	394,360,000	250,400,000

(ウ) 監査の結果

都市機能立地支援事業補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

2.2. 農業集落排水事業補助金

(ア) 補助金の概要

所管部署	都市政策部下水道室下水道総務課
事業開始年度	平成 7 年度
根拠法令	福島市下水道等事業補助金の交付等に関する要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	福島市農業集落排水事業
補助対象の事業内容	福島市の農業集落排水事業
補助金の目的	農業用水の水質保全と農業集落における生活環境の向上に資することを目的に実施している農業集落排水事業の経営基盤強化
補助金の効果	補助により農業集落排水事業の経営基盤強化が図られ、安定的な事業運営に寄与している

補助金の算定方法	下水道等事業の支出見込額と、使用料等の収入見込額との差額
----------	------------------------------

(イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福島市農集落排水事業	117,416,000	164,135,000	161,681,000	159,811,000	159,421,000
合計	117,416,000	164,135,000	161,681,000	159,811,000	159,421,000

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	117,416,000	164,135,000	161,681,000	159,811,000	159,421,000
合計	117,416,000	164,135,000	161,681,000	159,811,000	159,421,000

(ウ) 監査の結果

農業集落排水事業費補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

23. 下水道事業補助金

(ア) 補助金の概要

所管部署	都市政策部下水道室下水道総務課
事業開始年度	昭和 38 年度
根拠法令	福島市下水道等事業補助金の交付等に関する要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	福島市下水道事業
補助対象の事業内容	福島市の下水道事業
補助金の目的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする下水道事業の経営基盤強化
補助金の効果	補助により下水道事業の経営基盤強化が図られ、安定的な事業運営に寄与している
補助金の算定方法	下水道等事業の支出見込額と、使用料等の収入見込額との差額

(イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福島市下水道事業	3,794,512,000	3,265,610,000	3,906,297,000	3,523,298,000	3,813,106,000
合計	3,794,512,000	3,265,610,000	3,906,297,000	3,523,298,000	3,813,106,000

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	3,794,512,000	3,265,610,000	3,906,297,000	3,523,298,000	3,813,106,000
合計	3,794,512,000	3,265,610,000	3,906,297,000	3,523,298,000	3,813,106,000

(ウ) 監査の結果

下水道事業費補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

24. 文化財調査室運営費補助金

(ア) 補助金の概要

所管部署	教育委員会事務局文化課
事業開始年度	昭和 62 年度
根拠法令	文化財調査室運営費補助金交付要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	公益財団法人福島市振興公社
補助対象の事業内容	文化財保護法に規定された業務である埋蔵文化財の保護、保存及び発掘調査
補助金の目的	福島市振興公社が運営する文化財調査室(埋蔵文化財の保護・保存、開発により失われる遺跡の記録保存(発掘調査)を実施)の運営経費に対する補助
補助金の効果	以下の成果があった ・試掘調査による埋蔵文化財の有無、現地表面から遺構面までの深度等にかかる情報把握 ・埋蔵文化財包蔵地内の個人住宅や集合住宅、道路の開発にかかる協議及び発掘調査による記録・保存。 ・学術調査による遺跡の詳細把握。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護啓発活動の実施。</li> <li>・分布調査の実施による新たな遺跡の把握</li> </ul>
補助金の算定方法	公社が文化財調査室を運営するための経費について交付するものとし、その額は、補助の対象として認める経費の範囲内において市長が定める額とする。

#### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公益財団法人福島市振興公社	49,977,784	47,701,984	42,365,667	48,216,182	45,548,251
合計	49,977,784	47,701,984	42,365,667	48,216,182	45,548,251

財源内訳

(単位：円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	49,977,784	47,701,984	42,365,667	48,216,182	45,548,251
合計	49,977,784	47,701,984	42,365,667	48,216,182	45,548,251

#### (ウ) 監査の結果

文化財調査室運営費補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

##### (1) 補助金交付対象経費の明確化（指摘）

当補助金は、文化財調査室運営費補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）に従って交付される。当補助金の対象経費については、要綱第 2 条で以下のように定められている。しかし、この「経費」の範囲に関する具体的な定めがないため、要綱に従って補助金交付額が決定されているかの判断が困難である。

**第2条** 補助金は、公社が文化財調査室を運営するための経費について交付するものとし、その額は、補助の対象として認める経費の範囲内において市長が定める額とする。

平成 29 年度の当補助金は、福島市教育委員会一般発議書により交付額が確定されていることを確認した。しかし、補助対象事業者である当法人の文化財調査室は、福島市からの補助金 45,548,251 円の他に、市との業務委託契約に基づいて受託事業収入 16,209,480 円を受領している。

要綱第 2 条が定める経費の範囲が明確でないことから、要綱に照らしてこの補助金額の算定方法が妥当であるかの判断ができない。受託事業収入の対象経費は事業に係る直接経費であり、文化財調査室運営費補助金の対象経費と範囲は異なるとのことだが、その対象範囲が明確になるように、要綱で定めるべきと考える。補助金の透明性と補助対象経費の客観性（どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする）を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。

(2) 指令書の記載事項（指摘）

要綱第 5 条第 1 項によると、補助金の決定通知（指令書）への記載事項は以下の通りである。

第5条 規則第7条の規定による決定の通知は、「福島市公文例式及び文体、用語等に関する規程」に定める指令書の例式により行うものとし、指令書に次の事項を条件として付さなければならない。

- (1) 補助金の交付目的(補助事業名の明記)
- (2) 規則第 11 条に規定する目的外使用の禁止
- (3) 規則第6条第1項第1号から第3号までに規定する条件
- (4) 業務完了に伴い、収支差額が生じた場合は、その全額を市に返還すること。
- (5) 第8条に規定する概算払の交付時期及び補助金の額
- (6) その他市長が必要と認める条件

補助金の交付決定後に通知している福島市教委指令 113 号を確認したところ、上記の要綱 5 条 1 項各号で記載を要求されている以下の事項について記載していない。要綱の定めに従って、指令書への記載を漏れなく行うべきである。

- ① 以下の場合に速やかに市長の承認を受けること
  - ・ 補助事業等に要する経費の配分の変更
  - ・ 補助事業等を中止
  - ・ 補助事業等を廃止
- ② 以下の場合に速やかに市長に報告し、指示を受けること
  - ・ 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合
  - ・ 補助事業等の遂行が困難となった場合
- ③ 業務完了に伴い、収支差額が生じた場合は、その全額を市に返還すること

## 25. 公益財団法人福島市スポーツ振興公社運営費補助金

### (ア) 補助金の概要

所管部署	教育委員会事務局保健体育課
事業開始年度	平成16年度
根拠法令	公益財団法人福島市スポーツ振興公社運営費補助金の交付等に関する要綱
補助金の分類	運営費補助金
補助対象者	公益財団法人福島市スポーツ振興公社
補助対象の事業内容	公益財団法人福島市スポーツ振興公社の体育・スポーツの振興に係る事業活動の運営費
補助金の目的	公益財団法人福島市スポーツ振興公社が生涯スポーツ活動の推進を図るために実施する、本市の体育・スポーツの振興に関する各種公益目的事業を円滑に実施するため
補助金の効果	市内におけるスポーツ教室等の運営、国体記念体育館をはじめ市が保有する30のスポーツ施設の運営、ふくしま健康マラソン大会等のスポーツ大会の開催、スポーツ情報紙の発行など、スポーツの振興に係る事業を安定して実施している
補助金の算定方法	総務部門における人件費及び物件費を対象とし、その額は、補助の対象として認める範囲内において市長が定める額とする

### (イ) 補助金交付額及び財源内訳

#### 補助金交付額

(単位：円)

交付先等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公益財団法人福島市スポーツ振興公社	33,305,429	31,525,173	32,215,937	32,294,354	33,105,860
合計	33,305,429	31,525,173	32,215,937	32,294,354	33,105,860

#### 財源内訳

(単位：円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国県支出金	-	-	-	-	-
その他特定収入	-	-	-	-	-
一般財源	33,305,429	31,525,173	32,215,937	32,294,354	33,105,860
合計	33,305,429	31,525,173	32,215,937	32,294,354	33,105,860

## (ウ) 監査の結果

公益財団法人福島市スポーツ振興公社運営費補助金（以下、この項において「補助金」という。）の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、以下の問題点又は課題が検出された。

### (1) 事業の執行状況等の報告（指摘）

公益財団法人福島市スポーツ振興公社は、その事業の執行状況及び執行見込の報告に関して、公益財団法人福島市スポーツ振興公社運営費補助金の交付等に関する要綱の第7条において以下のように定められている。しかし、平成29年度の報告に関して確認したところ、これらの期中における事業の執行状況等の報告書を入手していないことが判明した。要綱に従い、期中の事業執行状況等を確認すべきである。

第7条 公社は、規則第12条の規定により一会計年度の4月から10月までの執行状況及び11月から3月までの執行見込を様式第2号により市長が定める期日までに市長へ報告しなければならない。

以上